# 令和2年度(2020年度)

# 事務事業概要

子ども未来部

## 目 次

子ども未来部の概要	
1 組織と分掌事務	5
2 子どもに関する施策の現状と考え方	9
3 乳幼児から青少年の人口の推移	12
4 他課との連携事業一覧	13
I 子ども育成課	
1 次世代育成支援と青少年健全育成	14
(1) 次世代育成支援	
(2) 青少年問題協議会	14
(3)「明るい家庭づくり」(家庭の日) 啓発事業	15
(4) 親子ネイチャープロジェクト	15
(5) ジュニア・リーダー教室	16
(6) 青少年委員活動	
(7) 青少年育成者研修	
(8) 青少年育成事業助成金	
(9) 青少年地域貢献活動支援事業	
(10) 体験型育成事業	
2 子育て応援プログラム事業	
(1) 平塚橋ゆうゆうプラザ	
(2) 大崎ゆうゆうプラザ	
(3) 荏原区民センター	
3 在宅子育て支援事業	
(1)地域子育て支援センター(ぷりすくーる西五反田内)	
(2) すくすく赤ちゃん訪問事業	
(3) 親育ち支援事業	
(4) 子育て支援ネットワーク講習	
(5) 子育て自主グループ支援事業	
(6)親子交流支援事業	
(7) こども冒険ひろば事業(北浜公園およびしながわ区民公園	
(8) 品川子育でメッセ ************************************	
(1) 目的・運営 ····································	
(2) 施設・設備	
(3) 事業活動	
(4) チャイルドステーション····································	
(5)利用時間、休館日	
(6) 平日夜間および日曜の施設(目的外)使用	
(7) 児童センターの利用状況	
(8) 児童センター入館者数	
(9) 事業活動実施一覧	
5 すまいるスクール事業	
(1) 目的・運営	
(2) 利用施設	
(3) 事業活動	
(4) 対象児童·利用料···································	
(5) 実施日・利用時間	36

		(6)	登録児童数	·····37
		(7)	参加児童数	37
			勉強会および教室実施状況	
	6		ども・若者育成支援事業	
			品川区子ども・若者計画	
			相談拠点の整備	
	7		年	
	•		<u> </u>	
			- 旭設歪偏 児童相談所運営体制等の検討····································	
			人材の確保・育成	
		(4)	先進自治体の視察	······41
Π			も家庭支援センター	
			どもに関する相談事業 ····································	
			児童家庭相談	
		(2)	品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会)	·····43
		(3)	品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携…	·····45
	2	在	宅子育て支援事業	46
		(1)	子育て支援センター (家庭あんしんセンター内)	·····46
	3	し	ながわネウボラネットワーク	47
			産後の家事育児支援の利用助成	
			子育てネウボラ相談員の配置	
		( – )		
Ш		子育	て応援課	
	1		章の各種手当····································	48
			<u> </u>	
			児童育成手当・障害手当····································	
			児童扶養手当······	
			先星伏後于当 特別児童扶養手当	
	Ω	. ,	, <del></del>	
	2		どもすこやか医療費助成事業	
			15歳までの子どもの医療費助成	
	_		高校生等の入院医療費助成	
	3		性福祉	
			婦人相談	
			女性福祉資金貸付	
	4	-	庭福祉	
		. ,	家庭相談	
	5	S	とり親家庭福祉	·····57
		(1)	ひとり親家庭相談	·····57
		(2)	母子·父子福祉資金貸付······	·····57
		(3)	品川区ひまわり荘 (母子生活支援施設)	·····61
	6		とり親家庭支援事業	
			ひとり親家庭休養ホーム事業	
		, ,	ひとり親家庭学習支援事業	
			親子体験事業	
			ひとり親家庭一時介護事業	
			ひとり親家庭住宅入居支援事業	
			いこり祝家庭住宅八店文後事業	
		(1)		()()

(7)ひとり親家庭自立促進事業	
7 入院助産	68
8 ファミリー・サポート・センター	68
9 奨学金貸付事業	69
10 子どもの未来応援事業	71
(1) 子どもの未来応援プロジェクト	
(2) 子どもの食の支援(ガバメントクラウドファンディングの活用) …	
11 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金	
12 子育て世帯への臨時特別給付金	
	74
w 但 本部	
IV 保育課	7.5
1 保育園等の利用認定	
(1) 認定の種類	
(2) 認定の内容	
(3)年齢別認定数	
2 認可保育園	
(1)保育園の目的と事業概要	
(2) 保育園の対象者と入園事務	77
(3)入園実績と園別在園状況	
(4)特別保育	·····82
(5)特別支援保育	84
(6) 事業費と保育料	86
(7)給食と食育	91
(8) 一日保育士体験	91
(9) チャイルドステーション	92
(10) 区立保育園第三者評価	
(11) 区立保育園の建替え(大規模改修)	
(12) 区立保育園の民営化	
(13) しながわっ子 子育てかんがるープラン	
3 地域型保育事業	
(1) 目的	
(2)概要	
(2) 帆安 (3)対象者と入園事務 ····································	
(3) 対象有と八国事務 ((4) 入園実績 ((4) 八園実績 ((4) 八園実績 ((4) 八園実績 ((4) 八園 ((4) 八國 ((4) ((4) ((4) ((4) ((4) ((4) ((4) ((4	
(5) 定員および在籍状況	
4 区立幼稚園	
(1) 区立幼稚園の概要と入園実績	
(2) 幼稚園保育料	
(3) 特別支援教育・巡回相談	
5 幼保一体施設	
(1) 二葉すこやか園	
(2) のびっこ園台場	98
(3) 第一日野すこやか園	98
(4) 平塚すこやか園	99
(5) 御殿山すこやか園	99
(6) 八潮すこやか園	99
(7) 品川区立就学前乳幼児教育施設(ぷりすくーる西五反田)	99
6 就学前乳幼児教育の充実	

(1) のびしなプロフェッショナルスクール	101
(2) 保幼小ジョイント事業	101
(3) 保育・教育の充実	
(4) 保育施設の指導検査等	
(5) 認定こども園	
7 一時預かり事業	
(1)区立幼稚園の預かり保育	
(2) 一時保育	
8 子ども・子育て会議····································	
(1) 品川区子ども・子育て会議の運営	
(2) 品川区子ども・子育て支援事業計画	
(2) 即川区」とも「自て入坂事未刊画	100
V 保育支援課	
<ul><li>1 私立認可保育園の運営等</li></ul>	1.00
1 私立訟可保有國の運営	
(2) 認可保育園新規開設支援	
(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策物品購入経費助成	
2 地域型保育事業の運営	
(1) 地域型保育事業の運営	
(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策物品購入経費助成	
3 認証保育所等	
(1)認証保育所の概要	114
(2)認証保育所の運営	
(3) 認証保育所保育料助成制度	115
(4) 認可外保育施設保育料助成制度	117
(5) ベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)	117
(6) 企業主導型保育事業運営支援	118
(7) 幼児教育・保育無償化に伴う利用料給付(認証保育所・認可外保育施設)	118
(8) 認証保育所新型コロナウイルス感染拡大防止対策物品購入経費助成	119
4 私立幼稚園	
(1) 私立幼稚園の入園実績	120
(2) 私立幼稚園協会補助金	
(3) 私立幼稚園振興費補助金	
(4) 私立幼稚園預かり保育事業補助金等	
(5) 職員に対するインフルエンザ予防接種費用助成	
(6) 幼稚園への衛生管理費用助成	
(7) 心身障害児教育事業費補助金	
(7) 心分障害允執育事業賃補助金 (8) 特別支援教育・巡回相談····································	
(9) 入園料補助金	
(10) 園児保護者補助金	
(11) 幼児教育無償化に伴う利用料給付	
(12) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策物品購入経費助成	
5 在宅子育て支援事業	
(1) 生活支援型一時保育(オアシスルーム)	
(2) 地域交流事業(ポップンルーム) ····································	
(3) 子育て交流ルーム運営助成	124
施設一覧	127

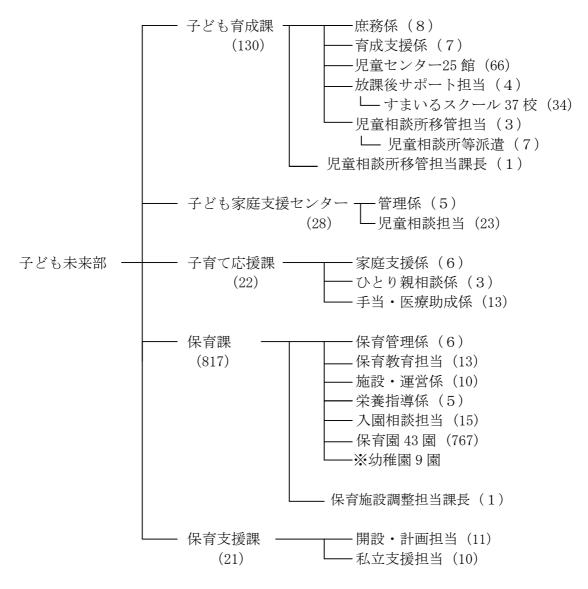
# 子ども未来部の概要

# 1 組織と分掌事務

(令和2年4月1日現在)

#### (1) 子ども未来部の組織

#### ( ) 内数字は職員数



※教育委員会から補助執行

	一般事務	福祉	児童指導	保育士	心理	栄養士	看護師	検査技術	用務	合計
子ども育成課 (担当課長含む)	19	6	101	1	2		1			130
子ども家庭支援センター	5	16			7					28
子育て応援課	20	1						1		22
保 育 課 (担当課長含む)	38	2		726		6	30		15	817
保育支援課	21									21
合 計	103	25	101	727	9	6	31	1	15	1,018

## (2) 子ども未来部の分掌事務

		1. 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
		2. 部の人事に関すること。
		3. 部の事務事業の進行管理に関すること。
		4. 部内他課との連絡調整に関すること。
	庶 務 係	5. 子ども施策の企画調整および調査に関すること。
→		6. 青少年育成事業に関すること。
子と		7. 青少年問題協議会に関すること。
も		8. 青少年委員に関すること。
ども育成課		9. 部内他課、係に属しないこと。
課		1. 児童育成事業の計画、調整および調査に関すること。
	育成支援係	2. 在宅子育て支援事業の実施および調整に関すること。
		3. 児童センターの管理運営に関すること。
	放課後サポート	   1. すまいるスクール事業その他の児童の放課後対策に関すること。
	担当	1. すよいのパクール事業との他の儿童の放味仮外水に関すること。
	児 童 相 談 所	   1. 児童相談所の設置に係る計画、調整および調査に関すること。
	移 管 担 当	1. 児童相談がの民間にいる計画、調査するの間直に関すること。
子ど	管 理 係	1. 子育て支援センターに関すること。
も家		2. 課内他係に属しないこと。
子ども家庭支援セ		1. 児童相談に関すること。
援した。	児童相談担当	2. 児童相談所との連絡調整に関すること。
ンター		3. 要保護児童対策地域協議会に関すること。

1. ひとり親家庭等施策の企画調整および調査に関すること。 2. 家庭あんしんセンターに関すること。 3. ファミリー・サポート・センターに関すること。 4. 奨学金および受学金運営委員会に関すること。 5. 課内他係に属しないこと。 1. 家庭相談、婦人相談ならびに母子および父子の自立支援に関すること。 2. 母子及び父子福祉資金および女性福祉資金に関すること。 3. 母子生活支援施設に関すること。 4. ひとり親相談係 4. ひとり親な庭等に係る体養ホーム事業に関すること。 5. ひとり親家庭等に係る体養ホーム事業に関すること。 6. ひとり親家庭等に係る体養ホーム事業に関すること。 7. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。 7. 児童子当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。 7. 足童子当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。 7. 保育事業の企画調整および調査に関すること。 7. 保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。 8. 子ども・子育て会議に関すること。 1. 就学前系幼児に係る教育および保育の推進に関すること。 2. 保育の計画の策定に関すること。 3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 4. 区立保育所、私立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 7. 区立保育所、私立認定こども園の整備および達営に関すること。 8. 区立保育所、私立認定こども園の整備および達営に関すること。 1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および達営に関すること。 1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。 1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および選営に関すること。 1. 区立保育所は、区立認定こども園の整備および選営に関すること。 1. 区立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の経合に係る助言に関すること。			
家庭支援係 3. ファミリー・サポート・センターに関すること。 4. 奨学金および奨学金運営委員会に関すること。 5. 課内他係に属しないこと。 1. 家庭相談、婦人相談ならびに母子および父子の自立支援に関すること。 2. 母子及び父子福祉資金および女性福祉資金に関すること。 3. 母子生活支援施設に関すること。 4. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。 5. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。 1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。 2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 2. 子どもの医療費および区立認定こども園の職員の管理に関すること。 3. 子ども・子育て会議に関すること。 4. 課内他係に属しないこと。 1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。 2. 保育の計画の策定に関すること。 2. 保育の計画の策定に関すること。 4. 関立保育所、私立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 1. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 2. 区立保育所がよび区立認定こども園の整備および運営に関すること。 1. 区立保育所がよび区立認定こども園の整備および運営に関すること。 2. 区立保育所がよび区立認定こども園の整備および運営に関すること。 2. 区立保育所がよび区立認定こども園の整備および漢美に係る指導に関すること。 2. 区立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の			1. ひとり親家庭等施策の企画調整および調査に関すること。
4. 奨学金および奨学金運営委員会に関すること。 5. 課内他係に属しないこと。 1. 家庭相談、婦人相談ならびに母子および父子の自立支援に関すること。 2. 母子及び父子福祉資金および女性福祉資金に関すること。 3. 母子生活支援施設に関すること。 4. ひとり親家庭・時介護事業に関すること。 5. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。 1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。 2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 3. 子ども・子育て会議に関すること。 4. 課内他係に属しないこと。 1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。 2. 保育の計画の策定に関すること。 3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 1. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 2. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および漢管に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園の整備および楽養に係る指導に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の			2. 家庭あんしんセンターに関すること。
5. 課内他係に属しないこと。 1. 家庭相談、婦人相談ならびに母子および父子の自立支援に関すること。 2. 母子及び父子福祉資金および女性福祉資金に関すること。 3. 母子生活支援施設に関すること。 4. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。 5. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。 1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。 2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 2. 子どもの医療費および区立認定こども園の職員の管理に関すること。 3. 子ども・子育て会議に関すること。 4. 課内他係に属しないこと。 1. 成学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。 2. 保育の計画の策定に関すること。 3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 1. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 1. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および消費に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の		家庭支援係	3. ファミリー・サポート・センターに関すること。
子育でな応援課       1. 家庭相談、婦人相談ならびに母子および父子の自立支援に関すること。         ひとり親相談係       2. 母子及び父子福祉資金および女性福祉資金に関すること。         4. ひとり親家庭一時介護事業に関すること。       4. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。         5. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。       1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。         4. 以電手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。       2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。         4. 保育事業の企画調整および調査に関すること。       2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。         3. 子ども・子育て会議に関すること。       4. 課内他係に属しないこと。         4. 課中的保に関すること。       2. 保育の計画の策定に関すること。         4. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。       2. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園の整備および運営に関すること。         6 施設・運営係       1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。         7 施設・運営係       1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。         2. 区立保育所、私立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。       2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設のよりままが完成に関すること。			4. 奨学金および奨学金運営委員会に関すること。
<ul> <li>課 4. ひとり親家庭一時介護事業に関すること。</li> <li>5. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。</li> <li>1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。</li> <li>2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。</li> <li>2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。</li> <li>3. 子ども・子育て会議に関すること。</li> <li>4. 課内他係に属しないこと。</li> <li>4. 課内他係に属しないこと。</li> <li>5. 成立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。</li> <li>6. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。</li> <li>7. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。</li> <li>8. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。</li> <li>7. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。</li> <li>8. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。</li> <li>7. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。</li> <li>8. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。</li> <li>9. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の</li> </ul>	7.		5. 課内他係に属しないこと。
<ul> <li>課 4. ひとり親家庭一時介護事業に関すること。</li> <li>5. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。</li> <li>1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。</li> <li>2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。</li> <li>2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。</li> <li>3. 子ども・子育て会議に関すること。</li> <li>4. 課内他係に属しないこと。</li> <li>4. 課内他係に属しないこと。</li> <li>5. 成立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。</li> <li>6. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。</li> <li>7. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。</li> <li>8. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。</li> <li>7. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。</li> <li>8. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。</li> <li>7. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。</li> <li>8. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。</li> <li>9. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の</li> </ul>	育		1. 家庭相談、婦人相談ならびに母子および父子の自立支援に関すること。
<ul> <li>課 4. ひとり親家庭一時介護事業に関すること。</li> <li>5. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。</li> <li>1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。</li> <li>2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。</li> <li>2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。</li> <li>3. 子ども・子育て会議に関すること。</li> <li>4. 課内他係に属しないこと。</li> <li>4. 課内他係に属しないこと。</li> <li>2. 保育の計画の策定に関すること。</li> <li>3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。</li> <li>4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。</li> <li>4. 区立保育所および区立認定こども園の整備および連営に関すること。</li> <li>2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。</li> <li>2. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。</li> <li>2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。</li> <li>2. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。</li> <li>2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の</li> </ul>	て     応		2. 母子及び父子福祉資金および女性福祉資金に関すること。
4. いとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。	援	ひとり親相談係	3. 母子生活支援施設に関すること。
1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。 2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 1. 保育事業の企画調整および調査に関すること。 2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。 3. 子ども・子育て会議に関すること。 4. 課内他係に属しないこと。 1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。 2. 保育の計画の策定に関すること。 3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。 2. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。 2. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。 1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。 2. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。 2. 私立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の	課		4. ひとり親家庭一時介護事業に関すること。
手当・医療助成係       すること。         2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。         1. 保育事業の企画調整および調査に関すること。         2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。         3. 子ども・子育て会議に関すること。         4. 課内他係に属しないこと。         1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。         2. 保育の計画の策定に関すること。         3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。         4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。         2. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。         2. 区立保育所および区立認定こども園の発備および調査に関すること。         1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。         2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の			5. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。
2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。  1. 保育事業の企画調整および調査に関すること。 2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。 3. 子ども・子育て会議に関すること。 4. 課内他係に属しないこと。 1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。 2. 保育の計画の策定に関すること。 3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。  た こと。  施 設 ・ 運 営 係  施 設 ・ 運 営 係  に 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の			1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		手当・医療助成係	すること。
保育管理係       2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。         3. 子ども・子育て会議に関すること。       4. 課内他係に属しないこと。         1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。       2. 保育の計画の策定に関すること。         3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。       4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。         存 施設・運営係       1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。         2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。       1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。         2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。       1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。         2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の			2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。
保育管理係 3.子ども・子育て会議に関すること。 4.課内他係に属しないこと。 1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。 2.保育の計画の策定に関すること。 3.区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 4.区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。 た			1. 保育事業の企画調整および調査に関すること。
3. 子ども・子育て会議に関すること。 4. 課内他係に属しないこと。 1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。 2. 保育の計画の策定に関すること。 3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。 た		保育管理係	2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。
1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。 2. 保育の計画の策定に関すること。 3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。 たきる。 1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 2. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。 2. 私立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の			3. 子ども・子育て会議に関すること。
2. 保育の計画の策定に関すること。         3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。         4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。         存 施設・運営係       1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。         2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。         1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。         2. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。         2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の			4. 課内他係に属しないこと。
(保育教育担当 3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関すること。 4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。 1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。 2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の			1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。
保育教育担当 こと。 4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。		保育教育担当	2. 保育の計画の策定に関すること。
4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。			3. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関する
保       域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。         育 施 設 ・ 運 営 係       1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。         2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。         1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。         栄 養 指 導 係       2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の			こと。
保			4. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地
7 施設・運営係 1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。			域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関する
施設・運営係   2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。   1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。	保		こと。
世界 2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。 1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。	育	施 設 • 運 堂 尽	1. 区立保育所および区立認定こども園の整備および運営に関すること。
1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。 栄養指導係 2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の	課	施 队 连 占	2. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。
栄養指導係   2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の	61		1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関
2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の		栄養指導係	すること。
給食に係る助言に関すること。			2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の
MAXI-MOSILIA / SCC.			給食に係る助言に関すること。
1. 区立保育所、私立保育所および区立認定こども園に係る保育の実施お			1. 区立保育所、私立保育所および区立認定こども園に係る保育の実施お
よび当該費用の徴収に関すること。 入園相談担当		入 園 相 談 相 当	よび当該費用の徴収に関すること。
八 園 柏 嵌 垣 ヨ   2. 私立認定こども園および地域型保育事業所の利用調整に関すること。			2. 私立認定こども園および地域型保育事業所の利用調整に関すること。
3. 就労支援に係る特別保育事業に関すること。			3. 就労支援に係る特別保育事業に関すること。

		1. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設に おける受入枠の確保および開設等に係る支援に関すること。 2. 認証保育所その他の認可外保育施設の保育料に係る助成金に関するこ
保育	開設・計画担当	と。 3. 私立幼稚園の運営に係る指導および補助金に関すること。
保育支援課		4. 生活支援型一時保育および地域交流室に関すること。 5. 課内他係に属しないこと。
H/K		3. 繰り他保に属しないこと。 1. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の
	私立支援担当	1. 松立保育別、松立認定ことも園、地域空保育事業別その他保育施設の 運営に係る支援に関すること。 2. 保育委託に係る扶助費の支払に関すること。

## 〈参考〉子ども未来部 令和2年度予算内訳

	民生費	人件費 (職員給与費)	計
子ども育成課	4, 057, 928	1, 074, 866	5, 132, 794
子ども家庭支援センター	124, 713	143, 194	267, 907
子育て応援課	8, 947, 714	199, 922	9, 147, 636
保育課	7, 106, 689	7, 550, 145	14, 656, 834
保育支援課	24, 685, 598	156, 089	24, 841, 687
計	44, 922, 642	9, 124, 216	54, 046, 858

(単位:千円)

(注:一体施設以外の幼稚園教諭給与等は保育課人件費に算入)

# 2. 子どもに関する施策の現状と考え方

品川区では、今後10年以上乳幼児人口の増加が見込まれること、社会で活躍する女性の増加等のライフスタイルの変容により、園児の受け入れ体制の確保や特別保育の充実など多様な支援が求められています。また、携帯電話やインターネット、SNSの普及による影響などに加えて、いじめや不登校・ひきこもり、児童虐待など、子どもを取り巻く課題は山積しています。子育ての第一義的責任は親にあることを前提にしつつも、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えていくことが必要となっています。

子ども未来部では、ますます複雑化する課題を解決し、子育ち・親育ちの環境を整備するため、児童福祉・青少年の健全育成・子育て支援・幼児教育や保育環境の整備などを総合的に所掌しています。

子ども育成課では、「品川区青少年健全育成基本方針」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「品川区子ども・若者計画(平成30年度~令和4年度)」を定め、青少年が地域社会において、自主的、自立的に地域の人々とかかわりつつ、豊かな人間性や健全な価値観を育むよう支援しています。令和元年10月には、不登校・ひきこもり等、生きづらさをもつ子ども・若者や家族の相談・支援を行う「エールしながわ」を「子ども若者応援フリースペース」に続き開設するなど、共生社会の実現に向け取り組んでいます。

児童・生徒の地域での育成の場である児童センターでは、子育て家庭への支援事業や相談、青少年委員等との連携やボランティア育成を行い、地域や家庭における子育て力の強化を図っています。また、放課後対策として学校と連携した「すまいるスクール」運営を行い、児童の健全育成を目指しています。

また、児童福祉法改正により、特別区も児童相談所の設置が可能となったことから、平成29年度に「児童相談所移管担当」を設置し、令和6年度の区立児童相談所の開設に向けた、具体的な協議・検討を着実に進めています。令和2年4月の組織改正で子ども家庭支援センターを新設し、児童家庭相談体制を明確にするとともに、相談機能の強化を図りました。

子ども家庭支援センターでは、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応など、虐待をはじめとした要保護児童等への対応を適切に行うため、要保護児童対策地域協議会を核とした地域の関係機関の連携体制を整えています。また、子育て不安を解消し、虐待の未然防止を進めるため、平成28年度から「しながわネウボラネットワーク」を展開し、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援のしくみを構築しています。その中で、身近な場所での相談事業として、児童センター9館に「子育てネウボラ相談員」を配置し、子育て全般の相談や子育てに関するサービスの情報提供など、きめ細かな支援を行っています。

子育て応援課では、子どもの将来が生まれ育った環境や親の経済状況に左右されることのない環境整備や教育機会の均等を図ることを目的に設置した「子どもの未来応援プロジェクト」を継続していきます。また、昨年度に引き続き、ガバメントクラウドファンディ

ングを活用し、子ども食堂の継続支援やひとり親家庭等を中心に食品配送するしあわせ食 卓事業等の子どもの食の支援事業を推進します。加えて、ひとり親家庭への住宅入居支援 や就労の自立に向けた相談支援の強化を図るとともに、子どもすこやか医療費助成事業で は入院に係る助成対象の範囲を高校生まで拡大する等、子育て世帯における経済的負担の 軽減を図ります。

保育課と保育支援課では、「第二期品川区子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~令和6年度)」に基づき、認可保育園の開設等による園児の受入れ枠拡大を進めています。また、多様化する保育ニーズに応えるため、特別支援児、医療的ケア児の受け入れや延長・夜間保育、休日・年末保育、一時保育、病児・病後児保育などの特別保育を実施しています。

令和元年10月から実施している幼児教育・保育無償化にあたっては、区が、国の施策に 上乗せし、食材費をすべて無償にするなど、保護者負担のさらなる軽減を図っています。

保育課では、品川区全体の乳幼児教育を充実させるため、区が策定している乳幼児教育実践のてびき「改定第4版のびのび育つ」しながわっこ」に基づき、保育者の資質向上を図り、研修の充実や公開保育等に積極的に取り組んでいます。また、「保幼小ジョイント事業」では、保育園・幼稚園の5歳児が定期的に小学校の教室などに滞在し、入学前に小学校生活の一端を体験する保育・教育活動を実践しています。さらに、在宅子育て支援事業として、保育園での集団保育の中で子どもの育ちを確認できる「子育て体験事業」を区立保育園全園で実施し、保育園・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」と位置づけ、妊娠期から気軽に相談のできる体制を作るとともに、おむつ交換や授乳などのできるスペースを設置しています。

保育支援課では、認証保育所や認可外保育施設、私立幼稚園等の保育料助成により、保護者負担の軽減を図っています。また、私立保育園・幼稚園に対し補助金等を交付し、運営を支援します。さらに、園児が安全にのびのび遊べる環境を支援するため、新たに開設する私立認可保育所に対して園庭や水遊びスペースの整備費用を補助し、園庭の設置を推進します。

今般の新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、保護者の就労確保と感染拡大防止対策にどう対処するかなど、新たな課題に直面しました。今後も子どもや保護者、地域をとりまく課題に真摯に向き合い、子ども・若者の健やかな育ちへ取り組んでまいります。

長期基本計画における子育て関連の施策体系 参 考 施策体系図 政策の柱 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と主な施策 包括的な相談支援体制や自 自立のための環境づくり 立のための環境を整備する 地域における 共生社会の実現 地域でいきいきと暮らすた 地域活動の活性化 めの支援を推進する - しながわネウボラネットワークの推進 子育ち・親育ちを支援する - 親育ち支援の充実 ┗ 子どもの健やかな育成支援の充実 - 地域の子育て支援人材の育成と活動支援 子育て力のある - 保護が必要な子どもと家庭への支援 子どもの笑顔が 地域社会をつくる あふれるまちの 子ども家庭支援センターの充実 実現 - 区立児童相談所の開設・運営 - 子育て支援にともなう相談機能の充実 - 保育提供体制の充実 - 在宅子育て支援の充実 子育て支援・教育機能を - 乳幼児教育・保育の質の向上 拡充・強化する - 区立保育園・幼稚園等の整備 - 保育園・幼稚園における 特別支援保育・教育の充実 - 子育て家庭の経済的負担の軽減 未来を切り拓く 地域とともにある - 地域や大学との協働による 学校づくりを推進する 学校教育の推進 すまいるスクール事業の充実 (仮称) 子ども・若者センターの開設・運営 すべての青少年の成長を - 社会体験・自然体験と異世代交流の推進 支援する - ボランティア活動の推進 - 児童・思春期のこころの健康づくりの推進 青少年の成長と - ひきこもり等若者、家族への支援事業 社会的自立に困難を抱える 自立の支援 青少年を支援する - 社会的養護体制の構築 - 地域との連携による青少年団体と指導者の育成 青少年の成長を支える 環境を整備する - SNS 等情報通信ツール適正利用の啓発・推進

# 3. 乳幼児から青少年の人口の推移

F 11-1										
年齢	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R02年
0歳	2, 955	3, 051	3, 274	3, 446	3, 394	3, 642	3, 688	3, 637	3, 678	3, 681
1	2, 983	2, 964	3, 128	3, 267	3, 471	3, 488	3, 618	3, 741	3, 696	3, 807
2	2, 791	2, 922	3, 017	3, 038	3, 192	3, 400	3, 358	3, 545	3, 635	3, 640
3	2, 638	2, 733	2, 923	2, 938	2, 980	3, 166	3, 359	3, 317	3, 524	3, 627
4	2,604	2, 637	2, 756	2, 846	2, 858	2, 983	3, 126	3, 300	3, 297	3, 528
5	2, 357	2, 574	2,670	2, 743	2,838	2, 860	2, 973	3, 097	3, 256	3, 297
小計	16, 328	16, 881	17, 768	18, 278	18, 733	19, 539	20, 122	20, 637	21, 086	21, 580
6	2, 416	2, 374	2,650	2, 637	2, 733	2, 857	2, 863	2, 966	3, 079	3, 279
7	2, 325	2, 395	2, 439	2, 619	2, 613	2, 730	2, 834	2, 843	2, 966	3, 086
8	2, 262	2, 321	2, 435	2, 408	2, 608	2, 608	2, 737	2, 833	2, 864	2, 969
9	2, 335	2, 248	2, 379	2, 414	2, 393	2, 610	2, 594	2, 731	2, 823	2, 873
10	2, 263	2, 332	2, 295	2, 352	2, 400	2, 395	2, 602	2, 604	2, 742	2, 816
11	2, 206	2, 260	2, 380	2, 295	2, 348	2, 395	2, 418	2, 598	2, 616	2, 752
小計	13, 807	13, 930	14, 578	14, 725	15, 095	15, 595	16, 048	16, 575	17, 090	17, 775
12	2, 195	2, 222	2, 319	2, 345	2, 308	2, 351	2, 398	2, 426	2, 615	2, 618
13	2, 065	2, 226	2, 274	2, 304	2, 351	2, 318	2, 345	2, 402	2, 443	2, 630
14	2, 215	2, 069	2, 268	2, 272	2, 298	2, 351	2, 323	2, 353	2, 407	2, 447
小計	6, 475	6, 517	6, 861	6, 921	6, 957	7, 020	7, 066	7, 181	7, 465	7, 695
15	2, 081	2, 233	2, 129	2, 252	2, 259	2, 302	2, 354	2, 323	2, 361	2, 425
16	2, 079	2, 094	2, 286	2, 115	2, 249	2, 284	2, 308	2, 365	2, 325	2, 375
17	2,001	2, 080	2, 162	2, 281	2, 109	2, 246	2, 279	2, 296	2, 358	2, 342
小計	6, 161	6, 407	6, 577	6, 648	6, 617	6, 832	6, 941	6, 984	7, 044	7, 142
18	2, 103	2, 078	2, 188	2, 213	2, 347	2, 193	2, 332	2, 348	2, 390	2, 414
19	2, 385	2, 296	2, 349	2, 439	2, 429	2, 573	2, 474	2, 537	2, 599	2, 617
20	2, 537	2, 494	2, 474	2, 501	2, 576	2, 541	2, 749	2, 601	2, 719	2, 747
21	2, 758	2, 735	2, 788	2, 712	2, 724	2, 845	2, 866	3, 048	2, 918	3, 001
22	3, 203	2, 984	3, 144	3, 057	3, 004	3, 041	3, 189	3, 301	3, 467	3, 368
23	4, 026	3, 859	3, 788	3, 859	3, 902	3, 955	4, 010	4, 348	4, 444	4, 747
24	4, 768	4, 474	4, 530	4, 313	4, 359	4, 547	4, 545	4, 691	5, 193	5, 235
小計	21, 780	20, 920	21, 261	21, 094	21, 341	21, 695	22, 165	22, 874	23, 730	24, 129
合計	64, 551	64, 655	67, 045	67, 666	68, 743	70, 681	72, 342	74, 251	76, 415	78, 321

<sup>○</sup>平成25年1月1日以降の人口は、住民基本台帳法の一部改正(平成24年7月9日施行)に伴う、 日本人および外国人の総数である。

# 4. 他課との連携事業一覧

		連携	先
項目	内容	区関係	機関・団体
		子ども家庭支援センター・子	
子育て支援センター	子育て相談、ショートステイ、トワイライトステイ等を運営、対 	ども育成課・保育園・保	民生児童委員・
	応している。	健センター	主任児童委員
	会員組織による地域の子育て支援活動である。区内を2地区に分		
ファミリー・サポー	けて、平塚・大井の2か所のファミリー・サポート・センターで	  子育て応援課	  社会福祉協議会
ト・センター	活動を行っている。		
		子ども育成課・	
すくすく赤ちゃん	職員が民生児童委員等と連携しながら、乳児子育て家庭への継続	1 = 0 11// 1// 1// 1	民生児童委員
訪問			
	的な全戸訪問を実施し、各種子育て支援の情報を提供している。	保健センター	
	地域の身近な施設として、児童センター、保育園、幼稚園で子育	  商業・ものづくり課・子と	*も育成課・
チャイルド	てに関する相談が気軽にでき、仲間同士での交流や情報交換ので	子育て応援課・保育課・	
ステーション	きる「チャイルドステーション」として、妊娠届の際に案内して	保育支援課・健康課・保修	建ヤンター
	いる。	PICTORIAN PERMINENTAL	
		子ども家庭支援センター・子	
	子ども家庭支援センターが虐待通告および子どもとその家庭に関		
児童家庭相談	する相談の窓口となっている。子育て支援情報の提供も行ってい		主任児童委員
	る。	生活福祉課・保健センター・	
		教育委員会	
	品川区要保護児童対策協議会(品川区こども家庭あんしんねっと	子ども家庭支援センター・子	児童相談所・
品川区要保護児童	協議会)を設置し、児童虐待や要支援家庭、少年非行などに対応	ども育成課・子育て応援	医師会・民生委員
対策地域協議会	するため、地域における関係機関相互の緊密な連携と協力体制を	課・保育課・保育支援課・	協議会等の25機
	構築し、児童虐待等の防止・早期発見に努めている。	保健センター・教育委員会	関・団体
   虐待対応・虐待予防	各種健診、相談等を通じ、児童虐待の予防、早期発見、早期対応	  子ども家庭支援センター・保信	建ヤンター
	を行う。	了	
	保育園、幼稚園での実践カリキュラム「のびのび育つ しながわ	地域センター・児童センター・	私立幼稚園・私立
就学前乳幼児教育	っこ」を基に作成した子育てガイド「のびのびガイド」を就学前	保育課(保育園・幼稚	保育園・ぷりすく
推進事業	のお子さんのいる家庭に配付し、誕生から就学までの子どもの育	園)・保育支援課・健康	ーる西五反田・
	ちを示し、子育て、親育ちを支援する。	課・保健センター	認証保育所
保幼小ジョイント	保育園・幼稚園と小学校を滑らかに接続するために、就学前の保	保育課(保育園・幼稚	私立幼稚園·
	育園・幼稚園児が小学校と交流する機会を設け、学校環境に慣れ	園)・保育支援課・	保育園
事業	親しみ、学校生活に意欲をもって就学できるようにする。	指導課 (小学校)	休月園
幼保一体施設および	幼保一体施設6園を含む、区立幼稚園の運営事務(補助執行)	·	. 圪道钿
区立幼稚園の運営	例	保育課・庶務課・学務課	111年味
	全児童放課後等対策事業として、学校施設を活用し、「すまいる	子ども育成課・障害者福	
ままいるマカ・コ	スクール」を全小学校および義務教育学校で開設している。各す		利力卡学
すまいるスクール	まいるスクールでは、「勉強会」「フリータイム」「教室」を実	社課・庶務課・指導課・	四五八子
	施、学校と協力し学力の向上および児童の健全育成に努めている。	教育総合支援センター 	
	青少年の自主活動の企画・実践をサポートし、多くの社会貢献活	人事課・地域活動課・	
<b>本小年世紀至地江到</b>	動の機会を提供している。また、2021年の東京オリンピック・パ		
青少年地域貢献活動	ラリンピックに向け、地域活動に意欲を持つ青少年や区職員の国	オリンピック・パラリンピック準備	各種団体
支 援 事 業 	際感覚を醸成し、語学習得への向上心を促進するとともに、新た	課・子ども育成課・	
	な観光都市としての区の魅力を引き出す。	庶務課	
		子ども家庭支援センター・子	
1 4 28 2		ども育成課・子育て応援	
	妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援のしくみを実現し、	課・保育課・保育支援課・	私立大学
	子どもを産み育てやすい環境の充実を目指す。 	障害者福祉課・健康課・	
		保健センター	
		· · · · · ·	

# I. 子ども育成課

# 1. 次世代育成支援と青少年健全育成

#### (1) 次世代育成支援

- ①「子育てガイド」の発行
- ②「子育て支援情報発信アプリ」の配信

#### 【目的】

主に妊娠期から小学校就学前までの子どもを持つ保護者を対象とした、区の子育て支援事業や 区内で子育てするにあたって有益な情報を冊子やアプリ等で情報を広く周知し、安心して子育て できるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。

#### 【概要】

① 子育てガイド

子育て中の母親たちの自主グループ「品川SKIP編集委員会」と協働で、子育て支援総合情報誌「いきいきあんしん子育てガイド」を発行し、母子手帳交付時に配布、保健センターや児童センター事業等で活用しているほか、区ホームページに公開しています。

配布部数 12,000部

② 子育て支援情報発信アプリ

区の様々な子育で情報を積極的に発信する「しながわパパママ応援アプリ」を運営し、妊娠中から出産、育児に役立つ子育で支援情報や子育で応援コラムのほか、子育で講座・イベントの検索、公共施設の地図案内、予防接種のスケジュール管理など、利用者目線に立った子育で支援情報の発信を行います。

#### 【予 算】

2,985千円

#### (2) 青少年問題協議会

#### 【目的】

品川区における青少年の指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策 の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図ります。

#### 【組織】

品川区青少年問題協議会は、会長(区長)および区長が任命または委嘱する委員58人以内を もって構成します。(条例第2条第1項)

区議会議員
 教育委員会の教育長
 1人

③ 学識経験者④ 関係行政庁の職員⑤ 区に勤務する職員30人以内12人以内

委員の任期については、学識経験者のみ2年と定めています。

このほか、特別の事項を調査または審議する必要があるときは、専門委員会を置くことができます。

また、行政機関相互に関連する青少年関係の施策の統一と、緊密な協力体制を確立するため、さらに青少年問題協議会に付議する案件の事前調整を図るため、必要に応じて品川区に勤務する

職員及び関係行政庁の職員によって構成される幹事会を置きます。

#### 【概要および執行実績】

- ・青少年問題協議会(8月、2月)
- ・青少年問題協議会幹事会 (7月、1月)
- ・青少年健全育成夏季対策作成委員会 (委員10人 年2回)「夏季対策パンフレット」発行 25,000部
- ・青少年健全育成冊子作成委員会 (委員9人 年2回) 「あすに向かって」(中学校・義務教育学校(後期課程)生活へのガイドブック) 発行 5,500部
- ・「青少年対策の概要」発行 1,550部

#### 【予算額】 3,568千円

【根 拠】 地方青少年問題協議会法 品川区青少年問題協議会条例 品川区青少年問題協議会条例施行規則

#### (3)「明るい家庭づくり」(家庭の日) 啓発事業

#### 【概要および執行実績】

- ・親子対象事業について各課(児童センター等施設含む)に実態調査を行います。 「家庭の日」(毎月第1日曜日)への事業実施の協力依頼
- ・「家庭の日」啓発活動
- ① 親子対象事業の実施時、啓発グッズ配布(児童センター・関係各課・家庭の日関連事業)
- ② 児童センターにて「家庭の日」に幟旗を掲出
- ③ 毎月1日号の区広報紙に、啓発記事を掲載

#### (4) 親子ネイチャープロジェクト \* 青少年委員 OB 会に事業委託

#### 【目的および概要】

毎月第1日曜日の「家庭の日」の普及・啓発を兼ね、異年齢の親子が自然体験を通じて、ともに成長することにより「意欲・関心」、「規範意識」、「職業意識」を醸成し、次代を担う青少年の育成ならびに親育につなげていきます。

開催:年3回

会場:品川区キャンプ場・みなとが丘ふ頭公園等

対象:原則 区内在住の小学生の親子20組

備考:令和元年度までは青少年委員会、令和2年度より青少年委員 OB 会に事業委託

#### 【実 績】

平成29年度	実施日	申込人数	参加者数	
のびのび和太鼓体験とバーベキュー	5/28 (日)	22組69人	19組57人	
親子対抗丸太切り競争とドラム缶風呂	9/3 (日)	11組31人	9組23人	
秋の味覚と親子工作体験	11/23(木•祝)	雨天中止		
平成30年度	実施日	申込人数	参加者数	
影絵工作と表現あそび	5/20 (日)	13組28人	10組21人	
流しそうめんとドラム缶風呂 ※雨天のため一部実施	9/2 (日)	22組63人	9組26人	
もちつき体験とお正月飾り	12/22 (土)	18組43人	11組32人	

令和元年度	実施日	申込人数	参加者数
WAKUWAKUオリエンテーリング ~QRコードを読み取って食材探し	4/27 (土)	91組236人	26組74人
夏の木陰の中の昼涼み~金魚すくいとドラム缶風呂	9/1 (日)	217組584人	33組90人
はよ来い正月 凧あげ・餅つき 守るぞ日本の伝統	12/22 (日)	80組207人	33組87人

#### 【予算額】 512千円

#### (5) ジュニア・リーダー教室 \*青少年委員会に事業委託

#### 【目的および概要】

地域や学校におけるインリーダーの資質を育てることを目的に、グループワークや野外活動の 知識・技術を学ぶ機会を提供します。

小学生コース ( $4\sim6$ 年生) は、旗の台コース (定員 35 名)、五反田コース (定員 35 名)、南大井コース (定員 35 名) の計 105 名の定員で年 12 回開催

中学・高校生コースは、荏原文化センターにおいて、定員 40 名で年 12 回開催

#### 【実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人数	177人	212人	163人
延べ人数	1,593人	1,643人	*1,409人

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月閉講式を縮小し実施

#### 【予算額】 6,790千円

#### (6) 青少年委員活動

#### 【目的および概要】

地域の青少年の健全育成を目的として、青少年育成活動の促進を図るため、余暇指導や青少年団体の育成、相談および連絡調整などを行います。

#### 【実 績】

#### ①委員会活動

- ●青少年委員会会議を開催し、品川区の青少年の状況把握に努めます。
- ●役員会·運営委員会·定例会において育成事業についての協議·検討を自主活動として行っています。

役員会:(原則)每月第1木曜日定例開催

運営委員会:(原則)毎月第2木曜日定例開催

定例会:(原則)每月第3木曜日定例開催

#### 「品川区青少年委員だより」発行

	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
発行回数	2回	2回	2回		
No.	No.92、93	No.94、95	No.96、97		
部数	各2,600部	各2,600部	各2,600部		

#### ②品川区委託事業

- ジュニア・リーダー教室 (P16参照)
- 親子ネイチャープロジェクト (P15参照)

#### ③青少年育成事業

● 青少年育成事業助成

青少年委員会の自主企画事業を助成。(P18参照)

● 青少年委員と児童センターとの連携事業

青少年委員が児童センター事業に係わり、青少年の状況把握や直接指導の補助などの連携活動を実施します。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
活動した青少年委員延数	17人	13人	14人

#### ● 宿泊研修会

青少年委員のスキルアップとともに、委員間および行政との意思疎通を図ります。

【予算額】 6,334千円

【根 拠】 品川区青少年委員の設置に関する規則

#### (7) 青少年育成者研修

#### 【目的および概要】

区としての青少年育成施策の質的向上を図ることを目的として、青少年育成施策の現状と課題を他自治体や研究者から学び、青少年委員など青少年育成者のスキル向上を図るとともに、現場において青少年に接する青少年委員やリーダースタッフ、地域における青少年育成者の研修機会を充実します。

#### 【実 績】

① 青少年育成者としてのスキルアップに役立つ各種研修会・講習会を企画・実施します。

#### 企画研修 参加状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
回数	1回	3回	2回	
延べ人数	21人	80人	64人	
<b>社</b> 在	青少年委員・地区委員、	青少年委員・スポーツ推	青少年委員・地区委員	
対象	ジュニア・リーダー教室リーダー等	進委員・地区委員等	月少十安貝·地区安貝	

②他自治体等で行われる研修会・講習会の情報を適時提供し、参加を促進します。

#### 研修会·講演会 参加状况

	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
延べ人数	44人	27人	9人		

#### 【予算額】 125千円

## (8) 青少年育成事業助成金

## 【目的および概要】

品川区青少年委員会の自主企画事業に対し事業費の一部を助成し、区民との協働の視点で事業 の充実を図っていきます。

平成29年度	実施日/場所	参加申込者数	参加者数	
	0/5 (4) - 0/6 (日)	11組40人	10組39人	
親子で自然キャンプ体験	8/5 (土) ~8/6 (日)	(大人21人、	(大人20人、	
	みなとが丘ふ頭公園	子ども19人)	子ども19人)	
各児童センターイベントで				
の自主ブース出店				
①ゆたかっこまつり	10/28 (土)			
(石焼き芋コーナー)	ゆたか児童センター			
②はたのだいまつり	10/29 (日)			
(バルーンアート)	旗の台児童センター			
③かっぱっこまつり	11/11 (土)			
(バルーンアート)	東品川児童センター			
親子でつくろうダンボール	   11/3 (金・祝)	34組94人	32組89人	
祝丁でうくろうダンホール   アート	11/3 (金・イメン)   品川区立杜松ホーム	(大人42人、	(大人40人、	
) — K		子ども52人)	子ども49人)	
親子でもちつき体験とミニ	   12/23 (土・祝)	15組39人	15組38人	
税力でもりつご体験と、一	12/23 (土・1/に)   品川区立杜松ホーム	(大人20人、	(大人18人、	
11/12 2 / 9	四川区北江江水 五	子ども19人)	子ども20人)	
平成30年度	実施日/場所	参加申込者数	参加者数	
親子で作ろう!遊ぼう!!	   8/11 (土・祝)	38組81人	34組73人	
吹き矢で暑さを吹き飛ば	6/11 (エ・/ル)   品川区立杜松ホーム	(大人38人、	(大人34人、	
せ!!!		子ども43人)	子ども39人)	
親子で作ろう!飛ばそ	   11/3 (土・祝)	36組78人	29組60人	
う!!天までとどけ紙ヒ	11/3 (エ・ft)   こみにゅてぃぷらざ八潮	(大人42人、	(大人31人、	
コーキ!!!	このたにゆているので八個	子ども36人)	子ども29人)	
令和元年度	実施日/場所	参加申込者数	参加者数	
親子で作ろう・遊ぼう!吹	8/10 (土)	171組374人	30組67人	
き矢に手裏剣!!忍者体	豊葉の杜学園および荏原	(大人183人、	(大人33人、	
験?!	第五区民集会所	子ども191人)	子ども34人)	
親子で作ろう!飛ばそう!	11/23 (土・祝)	39組91人	29組69人	
税丁で行う!飛ばてり!   紙ヒコーキ!	豊葉の杜学園および荏原	(大人45人、	(大人33人、	
//4 - 一 1 :	第五区民集会所	子ども46人)	子ども36人)	

【予算額】 700千円

#### (9) 青少年地域貢献活動支援事業

#### 【目的および概要】

青少年の社会貢献活動の機会を提供するとともに、自主活動の企画・実践をサポートし、自主性を育みます。また、地域活動に意欲を持つ青少年や区職員の国際感覚を醸成し、語学習得への向上心を促進し、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、新たな観光都市としての区の魅力を引き出します。

#### 【実 績】

役立ち隊派遣実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回数	30回	21回	10回
延べ人数	152人	69人	42人

#### (令和元年度の主な活動)

6/1 すまいるスクール第二延山(レクリエーション)

11/17 食材集めてバーベQ

#### 【予算額】 948千円

※平成30年度より「青少年ボランティアガイド事業」と統合

#### (10)体験型育成事業

① わくわく・ドキドキコース

#### 【目的および概要】

表現活動など、さまざまな感動を体験することで、感性豊かで探究心や好奇心の旺盛な青少年を育成します。

※令和2年度からは、子育て支援の機会拡充のため、親子交流支援事業(P27参照)に移行

#### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
表現コース	2回実施	2回実施	4回実施
(小学1~6年生の親子)	延60人参加	延56人参加	延95人参加
体験コース	2回実施	2回実施	2回実施
(小学1~6年生の親子)	延56人参加	延44人参加	延31人参加

#### (令和元年度実績内訳)

- (1) 表現コース 対象:小学1~6年生の親子
  - ① こども SET 公演バックステージツアー (スクエア荏原)

8/8 12 時半~16 時 10 組 23 人

- ② 劇団員によるワークショップ体験(SETスタジオ)8/24 10 時半~12 時 9 組 18 人
- ③ 劇団公演バックステージツアー (サンシャイン劇場) 10/26 16 時半~20 時 18 組 36 人
- ④ 劇団員によるワークショップ体験 (SETスタジオ) 11/2 13 時半~17 時半 9 組 18 人
- (2) 体験コース 対象:小学1~6年生の親子

親子木工教室

8/4 10 時~15 時 (大井倉田児童センター) 10 組 22 人 撮影ワークショップ

8/3 10時~12時 (しながわ中央公園) 3組9人

#### ② 親子体験交流事業

#### 【目的および概要】

災害時相互援助協定を結ぶ岩手県宮古市を親子で訪れ、東日本大震災からの復興を目指して再整備をすすめている街並みや震災遺構を見学し、防災意識を啓発します。また、宮古の豊かな自然に触れることに加え、地元の子どもたちと交流することで、参加親子の健全育成を図ります。

#### 【実 績】

	平成29年度			平成30年度			令和元年度							
実施日	8/6(日)	~8/8	(火)		8/5(日)~8/7(火)			8/4(目)~8/6(火)						
	8/26報告会			8/26報台	告会				8/31報告会					
	9/10さんま祭り参加			9/10さんま祭り参加 9/8さんま			ま祭り	<b></b>						
参加者	親子10点	俎20名			親子10組20名			親子10組20名						
	児童内詞	沢			児童内訳			児童内訳						
	学年	4年	5年	6年	学年	4年	5年	6年		学年	4年	5年	6年	1
	男子	3	0	1	男子	3	3	2		男子	4	1	3	
	女子	1	2	0	女子 0 1 1			女子	0	1	1	1		
											•	•		

運営者:つなこし事務局5名(<u>つな</u>がる「みや<u>こ</u>」と「<u>し</u>ながわ」) 実施内容:自然体験(閉伊川水源地トレッキング、兜明神岳登山)

防災意識啓発(震災遺構見学、体験談拝聴)、地元児童との交流他

【予算額】 1,000千円

# 2. 子育て応援プログラム事業

#### 【目的】

平塚橋と大崎で開設している高齢者多世代交流施設で、多岐にわたる子育ての応援プログラムを展開し、乳幼児親子の居場所などをつくり、不安感や孤独感の解消を図ります。

#### 【概 要】

#### (1) 平塚橋ゆうゆうプラザ (西中延1-2-8)

①子育て交流サロン平塚橋すきっぷひろば

内容:地域の乳幼児親子の交流の場と子育て相談の場として、またシルバーと乳幼児親子の交流を目的に開設。

対象:区内在住で、おおむね0~2歳児の親子

実績:

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実 施 回 数	31 回	34 回	*31 回
利用者数	2,515 人	2,995 人	1,885人
相談件数	79 件	99 件	85 件

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

運営:品川SKIP編集委員会

②ママのリフレッシュタイム

内容:アロマテラピーやヨガロマ、ハーブの楽しみ方、食育勉強会などを通じ、子育てママに リフレッシュしてもらう講座。

対象:区内在住か在勤で、小学生以下のお子さんがいる母親

実績:

連続講座	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実 施 回 数	18 回	16 回	11 回
利用者数	158 人	129 人	52 人

単発講座	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実 施 回 数	3 旦	3 回	*6 旦
利用者数	77 人	70 人	144 人

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

運営:株式会社BON22 (ボン・ヴァンドゥ)

#### ③離乳食、幼児食実習講座

(ア) 2回食からの離乳食レッスン

内容:月齢に合った調理形態を学び、簡単な離乳食を作ったり、離乳食の悩みを相談 する場。

対象:区内在住か在勤で、初回日に7・8ヵ月の乳児の保護者

実績:

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実 施 回 数	23 回	24 回	*21 回
利用者数	344 組	394 組	240 組

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

(イ) 2・3歳児食親子クッキング

内容:親子での調理体験の中で子どもの楽しい食経験を増やし、苦手な食材の克服を

目指す講座。

対象:区内在住か在勤で、2・3歳の幼児と保護者

実績:

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施 回数	6 回	9 回	9 回
利用者数	70 組	113 組	106 組

(ウ) 1歳からのとりわけ食 デモンストレーション講座(※平成30年度新設)

内容:家族の食事を基本に離乳食完了期の食事をとり分ける工夫、栄養バランスを学ぶ。

対象:区内在住か在勤で、1歳の幼児と保護者

実績:

	平成 30 年度	令和元年度
実 施 回 数	3 回	*5 回
利用者数	63 組	87 組

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

運営:品川栄養士会

#### (2) 大崎ゆうゆうプラザ (大崎 2-7-13)

①子育て交流サロン大崎にこにこる一む

内容:地域の乳幼児親子の交流の場と子育て相談の場として、またシルバーと乳幼児親子の交流を目的に開設。

対象:区内在住で、おおむね0~2歳児の親子

実績:

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実 施 回 数	42 回	40 回	*36 回
利用者数	2,912 人	2,705 人	1,965 人
相談件数	327 件	397 件	354 件

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

運営:大崎にこにこる一む

- ②自分でできるプレママ・産後ママのボディケア
  - (ア) 自分でできるプレママのボディケア

内容:助産師によるグループワークショップ、講話、簡単なボディケアの実習や相談 など。 対象:区内在住か在勤で、妊娠安定期以降の方

実績:

連続講座	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	12 回	7 回
利用者数	58 組	16 組

※令和元年度より単発講座のみに変更

単発講座	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実 施 回 数	2 旦	6 旦	*13 回
利用者数	9 組	29 組	30 組

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

#### (イ) 自分でできる産後ママのボディケア

内容:骨盤ケア・腱鞘炎予防など産後の体にやさしい簡単な運動を助産師が指導。

対象:区内在住か在勤で、生後1~3ヵ月の乳児と母親

実績:

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	24 回	24 回	*22 回
利用者数	292 組	307 組	285 組

\*新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

講師:助産師

#### ③アレルギー等おしゃべり会・講演会

内容:アレルギー疾患の子どもを持つ親同士や興味・心配のある方の情報交換や子ども同士の

交流、お弁当持参のランチ会を実施。

対象:アレルギー疾患のお子さんと保護者、関心のある方

実績:

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	12 回	12 回	*11 回
利用者数	226 人	239 人	245 人

\*新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

運営:品川食物アレルギーの会

#### (3) 荏原区民センター(荏原5-6-5)

①子育て交流サロン荏原すきっぷひろば

内容:地域の乳幼児親子の交流の場と子育て相談の場として、またシルバーと乳幼児親子の交流の場とテースを表して、またシルバーと乳幼児親子の交流の場として、またシルバーと乳幼児親子の交流の場合により、またが、これでは、

流を目的に開設。

対象:区内在住で、おおむね0~2歳児の親子

実績:

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実 施 回 数	31 回	30 回	<b>*</b> 25 回
利用者数	1,125人	1,245 人	772 人
相談件数	75 件	86 件	90 件

\*新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

運営:品川SKIP編集委員会

【予算額】 13,938 千円

## 3. 在宅子育て支援事業

#### (1)地域子育て支援センター(ぷりすくーる西五反田内)

① 子育て相談事業

地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報の提供を行います。

#### ② 地域組織化活動事業

地域子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利 用 者 数	6,772人	8,453人	6,830人
子育て相談件数	152件	225件	164件
各種講座等実施数	31回	30回	28回

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月3日から休業

#### 【予算額】 11,367千円

#### (2) すくすく赤ちゃん訪問事業

乳児期早期は医学的にも母親が育児不安を強く感じるため、従来から保健所による家庭訪問を実施しています。この訪問事業をさらに充実させるとともに、児童センター職員が継続的に家庭を訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安などの解消を図っていきます。

	111 44 44	把握数(人)			訪問件数(件)			31.00 <del>1</del> 2	
年度	出生数(人)	出生通知票 受理	その他 <b>*</b>	計	把握率 (%)	保健 センター	児童 センター	計	訪問率 (%)
Н29	3,734	2,183	1,377	3,560	95.3%	3,102	8	3,110	83.3%
Н30	3,818	2,002	1,596	3,598	94.2%	3,181	12	3,193	83.6%
R01	3,751	2,017	1,601	3,618	96.5%	3,282	41	3,323	88.6%

<sup>\*</sup>病院等からの電話による連絡分

#### (3) 親育ち支援事業

児童センターにおいて、乳幼児家庭の孤立化の防止や育児不安の解消を図るため、母親・父親・ 次世代の親を対象としたアプローチを行い、総合的な親育ちを支援しています。

#### ① 親育ちワークショップ

主に初めて子どもを持つ母親の育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを 目的としたワークショップを実施しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数 (クール)	27回	26回	26回
参加者数	253人	248人	269人

#### ② 父親の子育て参加促進事業

父子で参加できるプログラムを実施することにより、家庭における母親の育児負担の軽減を 図っています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実 施 回 数	390回	329回	*262回
事業参加者数	10,641人	8,362人	6,362人
うち父親参加者数	1,941人	1,516人	1,458人

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月事業中止

#### ③ 赤ちゃんとのふれあい事業

次世代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を 養い、親となる準備につなげることを目的として実施しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
連 携 学 校 数	14校	16校	16校
実 施 回 数	42回	49回	*44回
延べ参加児童生徒数	1,746人	2,607人	2,297人

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月事業中止

#### 【予算額】 4,358千円(①~③)

#### ④ プレママ・プチママタウン

妊娠中や初めて子どもを持つ母親と子育ての先輩母親との交流により、育児不安の解消を図って 行きます。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実 施 回 数	6回	6回	*6回
事業参加者数	52人	62人	43人

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月事業中止

#### 【予算額】 369千円

#### ⑤ 父親のための親育ちワークショップ

父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育 て力をさらに向上させます。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数 (クール)	3回	3回	3回
父親参加者数	29人	26人	21人

#### 【予算額】 713千円

#### (4)子育て支援ネットワーク講習

就学前から思春期まで、子どもの成長の節目となる時期の特徴や、保護者のかかわり方等に焦点をあてて専門家の話を聞き学びます。(託児付講座あり)

令和2年度からは、より地域の実情に即した子育て支援を行うため、児童センターを中心とした地域密着型支援に移行します。

#### 参加状况

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就学前の頃	17人	   すべての保護者向けの講座に   統一し開催	
思春期(小中高生)	18人		
すべての保護者向け	040	第1回:350人	第1回:*72人
9 * ( ())   ()	212人	第2回:123人	

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

#### (5) 子育て自主グループ支援事業

乳幼児から思春期までの子どもをもつ親たちのグループ、及び子育て支援の活動を行うグループに対して、家庭教育について学ぶ機会を提供し、地域でのネットワークづくりを支援します。 なお、令和2年度は1団体につき委託料50,000円の助成をします。

#### 参加団体数

\*2団体については、新型コロナウイルス感染症対策のため3月講座中止

#### 【予算額】 252千円

## (6)親子交流支援事業 ※1-(10)体験型育成事業より移行

主に小学生を対象に、表現活動を通じて親子の交流が深まる事業を行います。

#### 【予算額】 487千円

#### (7) こども冒険ひろば事業(北浜公園およびしながわ区民公園内)

子どもたちの自主性や創造性、自己責任の意識を育成することを目的に、子ども自身が自然を題材とした遊びを創造し、様々な体験を通して成長できる環境を提供するため、平成14年度より北浜公園内でプレイパーク「北浜こども冒険ひろば」、平成29年度にはしながわ区民公園内に「しながわこども冒険ひろば」を開設しました。専任のプレイワーカーを配置し、火起こし体験や泥んこ遊び、木登りといった自由な遊びができるほか、各種イベントの実施、乳幼児親子の交流の機会を設け、子どもたちの遊びを応援しています。

#### ① 北浜こども冒険ひろば

場所:品川区北品川2-28 北浜公園内

開設日:平成14年4月27日

開園時間:午後2時~午後6時(第1・3水曜日は午前11時から)

休園日:日曜日、祝日、年末年始

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施日数	294日	292日	*264日
利用者数	13,115人	13,354人	11,495人

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月休園

#### ② しながわこども冒険ひろば

場所:品川区勝島3-2-2 しながわ区民公園内

開設日:平成29年5月7日

開園時間:午前10時30分~午後5時30分 休園日:木・金曜日(祝日除く)、年末年始

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施日数	233日	260日	*235日
利用者数	27,747人	37,588人	30,571人

<sup>\*</sup>新型コロナウイルス感染症対策のため3月休園

#### 【予算額】 34,399千円

#### (8) 品川子育てメッセ

現役育児中の母親により構成された実行委員会を中心に、品川区と NPO 法人ふれあいの家ーおばちゃんちの共催により、品川区の子育で情報を一堂に集めた見本市「品川子育でメッセ」を開催しています。行政・民間・NPO 団体・自主グループ・企業などの情報展示ブースの出展、ステージ、ワークショップなどが行われ、参加者は新たな情報を発見したり、地域のつながりを感じる機会となっています。なお、令和2年度は、きゅりあんにて10月30日(金)に開催予定。

#### 実施状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
来場者数	約2,800人	約2,600人	約2,000人
出演・出展団体	60団体	65団体	60団体

#### 【予算額】 784千円

# 4. 児童センター事業

#### (1)目的・運営

児童センターは、児童福祉法による児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」(第40条)を目的としています。

児童センターでは、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。また、子育て家庭を支援するために、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。

区内には25館の児童センターがあり、各児童センターには子どもの遊びを指導する児童指導員を配置しています。(南ゆたか児童センターは令和元年度・2年度、改築のため休館。)

#### (2) 施設・設備

児童センターには、遊戯室、集会室、図書室、工作室等があります。また、屋上もバスケットやドッジボールなどができるよう整備しています。さらに、子育て中の方のための親子サロン (24館) や、中高生のためのティーンズプラザ (9館) を設置しています。

各児童センターには、卓球台、一輪車、各種遊具、ゲーム、楽器などが揃えてあり、子どもたちが 自由に利用できるようにしています。

#### (3) 事業活動

#### クラブ活動

子どもたちの創造力や自主性を高めるため、工作・スポーツ・音楽・ダンス・あそび・食育・体験クラブ等バラエティに富んだ活動を行っています。

#### ② 各種行事

児童センターまつり、ゲーム大会、観劇会、野外活動等季節に応じた行事を実施しています。5月の児童福祉週間には、全館が一斉に各種あそびイベントを実施する「こども夢ウィーク」を開催していましたが、平成28年度より「しながわ子ども未来フェスタ」と統合し、全館合同の集合型イベント「わっくわくランドしながわ」に移行して実施しました。また、地域間での子どもたちの交流を図ることを目的に、各児童センターが連携した合同行事を開催しています。

・わっくわくランドしながわ

平成27年度まで実施の「しながわ子ども未来フェスタ」を発展させ、児童センターを見て、体験して満喫できる屋外型のイベントです。しながわ中央公園で行われ、乳幼児親子から中高生までと幅広い年齢が交流し楽しめるプログラムを実施しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
来場者数	6,224人	4,202人	6,800人

#### 小学生バンドフェスタ

6 館で子どもたちの音楽バンド活動を支援しています。児童センターの行事で、各バンドクラブの日頃の練習成果を発表し合う場を提供しています。また小学校高学年のバンドクラブを対象とした大会を、進行役などの運営に中高生スタッフが協力し、年1回開催しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加バンド数	27バンド	23バンド	21バンド

#### • ダンスフェスタ

日頃の練習成果の発表と各ダンスチーム間の交流を図ることを目的としたダンスフェスタを年1回開催しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
出演者 (参加館)	336人(13館)	349人(13館)	*299人(12館)

\*南ゆたか児童センターは令和元年度、改築のため休館につき不参加

#### ふれあい卓球リーグ

全館に卓球台を設置しています。このため卓球は、なじみやすいスポーツの一つとなっています。日頃の練習成果を試す機会を提供するとともに、スポーツをとおして交流を図ることを目的とした大会を年1回開催しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
出場者	212人	195人	190人	

#### ・スラックライン ライド オン フェス

ベルト状のラインの上でバランスをとりながら技を行うスポーツ「スラックライン」を7館で体験することができます。またスラックラインをとおして交流を図る7館合同の大会を、平成30年度から開催しました。

	平成30年度	令和元年度
出場者	73人	172人
来場者	250人	300人

#### ③ 乳幼児親子とシルバー世代の交流事業

異世代交流事業をとおして、高齢者、子育て世代、乳幼児の三世代が交流を深め、地域子育て力を向上させるため、5館で七夕会等の交流行事を行っています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
実施回数	19回	21回	*22回	

\*新型コロナウイルス感染症対策のため3月事業中止

#### ④ 子育て支援(再掲)

少子化や育児の孤立化に伴う子育て不安等への対応として、親子のひろばや母親講座を開催し、 情報交換・交流の場の提供を行うとともに、子育て相談も実施しています。

また、中高生から大人までを対象とした子育て支援スタッフの育成講座やシニア世代の力を子育て支援に生かしてもらうための「悠々ボランティアの育成」を実施しています。

#### ⑤ 小学生高学年児童への自立支援

小学生高学年児童が、放課後の活動場所として、児童センターを利用しています。この年齢の児童は、思春期の入り口に差し掛かっており、心身の成長が著しい反面、ともすれば不安定になりやすい一面があります。こうした特徴に配慮し、自主企画事業やグループ活動事業をとおして、幅広い仲間作りの機会を設け、成長過程にあわせた自立に導くための支援に取り組んでいます。

#### ⑥ 中高生支援

バスケットボールや卓球などのスポーツや音楽バンド、ダンスをとおして、中高生の居場所づくりと活動の支援に取組んでいます。さらに、区内大学の学生と連携した、デザイン系ワークショップ活動などをとおして、青少年の自立意識の醸成を図っています。

#### ⑦ 親子のひろば

0~3歳の年齢別に親子のふれあい遊びや運動、季節行事などを実施しています。親子のひろばの参加を通じて、親同士の交流や情報交換のほか、子育てに関する相談を受け付けています。

#### 【親子のひろば参加状況】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブ数	106クラブ	107クラブ	102クラブ
実施回数	3,369回	3,409回	*2,962回
利用者数 (子ども)	52,348人	51,685人	42,502人
利用者数(保護者)	48,864人	47,980人	39,957人

\*新型コロナウイルス感染症対策のため3月事業中止

#### ⑧ おもちゃのひろば

おもちゃの遊び方の相談や指導を行う「おもちゃのひろば」を実施しています。

#### • 実施場所

大井倉田児童センター	毎週月曜日	午前10時30分~正午
後地児童センター	毎週土曜日	午前10時~正午

#### ·利用実績(品川地区·荏原地区合計)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用人員	1,732人	1,473人	*1,425人

※大井倉田児童センターは平成30年度まで月2回実施

\*新型コロナウイルス感染症対策のため3月事業中止

#### ⑨ サンデー子育てサポート事業

年末年始を除く日曜日および休日の午前9時から午後6時まで、ゆたか・東品川・旗の台・滝王 子・平塚・八潮の6館で、通常開館業務を実施しています。

父親を含めたファミリー層の利用を促進し、中高生の活動を一層支援します。子育て支援事業を 実施し、子育て家庭の支援、児童の仲間作りを行っています。

#### (4) チャイルドステーション

児童センターでは、乳幼児の保護者を対象にものづくりやお話し会、季節の行事など、各館それぞれ工夫を凝らしたプログラムを用意しています。お子さんを遊ばせながら楽しめる内容で、お父さん・お母さんたちの交流や情報交換、仲間づくりのできる場ともなっています。

また利用者には、児童センターで実施している「親子のひろば」や「親育ち支援事業」、「親子サロン」など、乳幼児親子の支援の場を紹介し、利用につなげています。

#### (5)利用時間、休館日

① 利用時間:午前9時~午後6時

② 利用時間の延長:下記ティーンズプラザ実施館において、週2回、午後6時から午後7時まで中高生のために利用時間の延長を行っています。(必要な場合には午後8時まで延長)

東品川児童センター:月・水、東大井児童センター:水・木、中原児童センター:水・木 滝王子児童センター:火・水、平塚児童センター:火・水、東中延児童センター:水・土 冨士見台児童センター:水・金、ゆたか児童センター:水・木、八潮児童センター:火・水 ③ 休館日:日曜日および休日 (サンデー子育てサポート事業を除く) と年末年始 (12月29日~1月3日)

#### (6) 平日夜間および日曜の施設(目的外)使用

児童センターの事業のない日曜日および平日の夜間に、施設の有効活用を図る目的で実施しています。ただし、水神・小関・八潮の3館を除きます。(平成8年5月から実施)

① 使用できる施設および使用料 児童センターの集会室、遊戯室、図書室等。使用料は各施設により異なります。

#### ② 使用できる日時

年末年始を除く日曜日	午前9時~12時	午後1時~5時	児童センターの事業
休日を除く月~土曜日	夜間 午後6時	15分~ 9 時30分	が入っている場合 は、使用できませ
	区間 「反び門	10), 0 4,00),	ん。

#### ③ 使用料の減額・免除

次の団体等は、使用料の減額・免除が受けられます。

- |・区が使用するとき
- 免 ・区に登録した障害者団体
- 除 ・区に登録した地域児童健全育成団体のうち、18歳未満の児童を主たる構成 員とする団体
- 減 ・区に登録した地域児童健全育成団体
  - ・教育委員会に登録した社会教育関係団体
- <sup>額</sup> ┃・公益のため使用する場合で、区長が特に認めたとき

#### ④ 令和元年度施設利用状况

一般使用	減額団体			減額団体      免除団体			計	
減・免の 対象外	児童育成 団体			その他 区 公益団体		障害者 福祉団体	1,628回	
144回	15回	466回	0回	5回	998回	0回		

※新型コロナウイルス感染症対策のため3月貸出中止

## (7) 児童センターの利用状況

	施設数	入館者数		内	訳		一日平均 入館者数
			幼児	小学生	中学生	15歳以上	八郎中日 秋
平成29年度	25	832,118	233,433	293,847	61,666	243,172	2,656
平成30年度	25	833,061	240,155	291,879	56,765	244,262	2,662
令和元年度	*24	739,218	216,578	252,502	51,706	218,432	2,577

<sup>\*</sup>南ゆたか児童センターは令和元年度・2年度、改築のため休館

## (8)児童センター入館者数

(令和元年度)

<u>(8)児里</u>										
	施設		入館	者数				子 内 訳		
児童センター	床面積 ㎡	開館日数	年間	一日 平均	幼児	小学生 低学年	小学生 高学年	中学生	高校生	18歳以上
東品川	576.0	332	23,702	71.4	5,874	2,837	4,332	4,054	287	6,318
北品川	402.0	264	22,259	84.3	7,247	2,717	5,461	224	74	6,536
東大井	637.0	268	24,984	93.6	6,286	3,464	6,426	2,882	281	5,645
南品川	604.9	264	22,840	86.5	6,268	3,663	5,507	1,379	118	5,905
中原	589.0	268	21,936	81.9	6,369	2,007	4,879	2,527	1,005	5,149
東五反田	353.0	264	25,694	97.3	11,386	1,826	1,040	978	12	10,452
三ツ木	400.8	268	26,927	100.5	8,285	5,518	4,939	1,122	31	7,032
小関	628.7	264	35,002	132.6	12,050	5,838	4,618	850	30	11,616
水神	527.1	268	32,361	120.8	9,326	5,733	5,095	1,465	488	10,254
南大井	402.0	264	30,420	115.2	11,479	3,415	5,051	946	292	9,237
大井倉田	517.7	268	22,956	85.7	8,858	1,643	3,537	692	399	7,827
一本橋	322.0	264	21,779	82.5	7,389	2,347	5,144	623	45	6,231
滝王子	686.4	332	55,779	168.0	13,919	10,195	11,903	4,887	235	14,640
伊藤	299.3	264	24,777	93.9	8,985	3,264	3,987	644	290	7,607
平塚	799.0	332	40,222	121.2	10,236	6,276	7,556	4,112	1,406	10,636
後地	505.5	264	29,351	111.2	8,014	4,770	8,210	1,145	158	7,054
旗の台	532.0	332	37,693	113.5	10,503	5,244	7,394	3,325	222	11,005
西中延	398.0	264	25,219	95.5	8,814	2,509	4,145	1,762	180	7,809
東中延	611.0	268	19,334	72.1	3,928	2,738	4,757	2,467	1,017	4,427
中延	435.5	264	26,831	101.6	9,263	3,672	4,634	509	13	8,740
冨士見台	553.0	268	25,268	94.3	5,300	2,508	7,259	3,524	1,134	5,543
大原	465.1	264	23,507	89.0	6,101	4,554	5,804	754	81	6,213
ゆたか	818.0	332	42,092	126.8	9,386	7,538	9,781	4,411	1,564	9,412
南ゆたか	330.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
八潮	1817.0	329	78,285	237.9	21,312	13,012	13,755	6,424	2,053	21,729
総数	14210.0	6,769	739,218	2,577.3	216,578	107,288	145,214	51,706	11,415	207,017
平均	568.4		29,569	103.1	8,663	4,292	5,809	2,068	457	8,281
*************************************	7 3	沙山宁马佐人	~ ? .) ~ H /	I Aula / 2. 2.82	0 /0 - 0			- 2 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3		ナーサナナ

※新型コロナウイルス感染症対策のため3月休館(ただし、3/27、28、30、31のみ13館でチャイルドステーションを実施)

## (9) 事業活動実施一覧

(令和元年度)

(9)		争耒沽助美肔			,一 <b>克</b>													-/									
		児童セン	ンター	- 東	北	東	南	中		[11]	小	水	南	大 #		滝	伊	平	後	旗	西	東	中	富十	大	ゆ	八
				品	品	大	品		五反	ツ			大	井倉	本	王				0)	中	中		士見		た	
					JII	  井	Л	原		木	関	神	井		橋	子	藤	塚	地	台	延	延	延	七台	原	か	潮
項目				$\downarrow$																							
親子のひろば・講座等	0	歳児	向に	全																							
	1	歳児	向に	全	館ま	ミ施																					
	2	歳児	向り	全	館ま	<b>ミ施</b>																					
	3	歳児	向り	<b>全館実施</b>     <b>一</b>   <b>–</b>     <b>–</b>   <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     <b>–</b>     –     –     –     –     –     –     –     –     –     –     –     –     –     –     –																							
	子	育て	相影	全館実施																							
	子	子 育 て 講 座 全館実施																									
地域交流・季節行事等	地域のまつり全館実施																										
	ل ۲	どもま	つり	全	館ま	ミ施																					
	プ	ール	開加	ά <	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$			$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$
	野	外 活	動等	F 🔷				$\Diamond$				$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$						$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$
	観	劇	£		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$																
	中	高校生	事業	€ ♦		$\Diamond$		$\Diamond$				$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$
クラブ活動等	エ	作	茅	<b>\{</b>	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$												
	手	芸	茅	<b>\{</b>		$\Diamond$				$\Diamond$		$\Diamond$			$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$								$\Diamond$
	ス	ポー	ツ系	₹ ♦		$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$													
	ダ	ンジ	ス系	€ ♦	$\Diamond$			$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$			$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	
	音	楽	茅	₹ ♦		$\Diamond$		$\Diamond$			$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$					$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$
	ク	ッキン	グ系	<b>\{</b>	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$						
	遊	び	浮	<b>\</b>	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$
	そ	0	化	1 🔷	$\Diamond$	$\Diamond$						$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$												
	発	表	£		$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$
遊具等	バフ	スケットボール	ノ・ゴーバ		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$				$\Diamond$		$\Diamond$												
	<u>۱</u>	ランポ	゚゙゙゙゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゚	1							$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$		$\Diamond$				$\Diamond$					
	_	輪	車	ī	$\Diamond$			$\Diamond$			$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$	$\Diamond$				$\Diamond$					$\Diamond$	$\Diamond$	
	イ	ンラインス	(ケー)	\ <u></u>											$\Diamond$									$\Diamond$			
	 卓				$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$
Щ.	Ļ			۰	<u> </u>	<u> </u>	ينيا		ليبا	لببا	Î I				لينا	Ļ	Ļ.,	لبا									لـــٰــا

<sup>※1</sup>南ゆたか児童センターは令和元年度・令和2年度、改築のため休館。 ※2地域交流・季節行事等は、上記以外にもゲーム大会、スポーツ大会等を実施しています。 児童センター運営費(事業費)【予算額】494,737千円

# 5. すまいるスクール事業

#### (1)目的・運営

平成13年度より第二延山小学校でのモデル実施を皮切りに、平成18年度から、全小学校で放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設を活用して、児童が学習や遊び、スポーツなどができる居場所として、「すまいるスクール」(全児童放課後等対策事業)を開設しています。

国は平成19年度に、文部科学省が進める児童の居場所のための「放課後子供教室」と厚生労働省が進める就労家庭の児童を対象にした福祉施策である「放課後児童クラブ」の放課後対策事業を連携して実施するため、「放課後子どもプラン」を創設しました。これは、本区が進める学童保育を包括した全児童放課後等対策事業がモデルとなっています。本事業では、このプランの内容に加え、学校と一体化した教育を視野に入れたさまざまな対応を行っていることが大きな特徴です。平成26年度には、文部科学省と厚生労働省が、共働き家庭等における「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、新たに「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

このように、国の放課後対策事業の動向等が開設当時と比べ大きく変化していること、社会状況の変化に伴い、子育てに対するニーズも変化し、特に就労家庭の保護者から実施時間の延長要望が寄せられていたことから、利用時間の延長や間食の提供などの事業の見直しを平成28年度に実施しました。

各すまいるスクールでは、児童が自習や遊び、スポーツ等を自由に行う「フリータイム」、地域のボランティアの方々の協力を得て運営する、英会話・パソコン・囲碁などの「教室」、放課後の学習の場として学習の機会を提供し、児童が学校の宿題等に自主的に取り組む「学習タイム」(令和元年度は、「勉強会」)を実施しています。

児童が自由に参加し活動できる場所として、学校と連携して内容の充実に努めています。

【予算額】すまいるスクール運営費 1,516,259千円

## (2) 利用施設

学校施設内にすまいるスクール専用のスペースを設けるほか、授業等で使用しない時間に校庭、 体育館、特別教室等を学校と調整のうえ使用しています。学校施設という広い場所を活用し、教育 の現場と一体となって運営しています。

## (3) 事業活動

#### ① フリータイム

クラスや学年を越えた友達と関わり、遊んだり、読書したり、学習したりと自由に過ごす時間です。児童が思い思いに過ごす中で、自らが工夫ある活動を展開し、自主性を養い、創造力を高めます。また、遊びや活動を通して、協調性・社会性を身につけ、人とのかかわり方の基礎を学びます。さらに、フリータイムの中では、高齢者施設訪問、清掃活動などの地域貢献活動や、幼稚園、保育園との交流なども行っています。

#### 教室

児童が様々な文化を体験するために設けられ、日本の伝統文化を学ぶ教室、スポーツ教室、環境や音楽など情操教育のための教室、ものづくり教室など、様々な教室が行われています。これらの体験は、自らの可能性や新たな目標を見つける一助となり、その後の生き方を豊かにしてくれます。教室の運営は、地域やPTAの方々などの協力により実施されており、地域の方々とのつながりを深め、学校外での見守られる関係も育みます。

#### ③ 学習タイム

学習機会の提供と学習習慣の定着を目的に、各学年週1回以上実施をします。児童は学習タイムの中で、学校の宿題や持参する教材等に自主的に取り組みます。スタッフは、学校と連携し、宿題や児童の取り組み状況を把握します。

#### (4)対象児童・利用料

- 対象児童
  - (ア) 学校授業日および学校休業日の午後5時まで 実施校に在籍する児童
  - (イ) 学校授業日および学校休業日の午後5時から午後6時まで (ア) に規定する児童であって、かつ、保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該 当し、家庭において午後5時後に適切な保護を受けることができない児童
  - (ウ) 学校授業日および学校休業日の午後5時から午後7時まで (ア) に規定する児童であって、かつ、保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該当し、家庭において午後5時後に適切な保護を受けることができない第1学年から第3学年までの児童
  - (エ)区内在住で、私立小学校、国立小学校、特別支援学校等に在籍する児童のうち希望する 児童で、利用時間については(ア)から(ウ)に準じる。

### ② 利用料

- ・午後5時まで 月250円
- ・午後6時まで 月3,250円
- ・午後7時まで 月4,250円
  - ※各種教室の教材費は別
    - ○午後5時を超えて時間延長する児童に、間食を提供します。また午後6時を超えて帰宅する場合は、保護者などの迎えが必要になります。

## (5) 実施日・利用時間

- ① 実施日:年間を通して、月曜日から土曜日まで ※日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は休み
- ② 利用時間
  - ・学校がある日は放課後から午後7時まで
  - ・学校が休みの日は午前8時15分から午後7時まで

## (6)登録児童数

<u>(0) 母:</u>	外ル里奴								
すまいる	· .		令和2年	F3月末	すまいる	平成31年	年3月末	令和2年	₹3月末
スクール名	児童数	登録数	児童数	登録数	スクール名	児童数	登録数	児童数	登録数
城南	395	295	464	329	中 延	107	86	130	114
浅 間 台	169	138	168	143	小 山	422	291	434	308
三木	301	196	294	192	大 原	276	175	296	192
御殿山	547	385	580	402	宮前	189	145	209	164
城南第二	497	289	504	298	源氏前	233	194	251	214
第一日野	558	326	584	335	第二延山	622	449	634	458
芳 水	513	324	559	372	後地	191	140	199	152
第三日野	665	442	692	418	戸越	399	194	389	201
第四日野	261	203	318	247	旗 台	385	286	372	263
大井第一	809	516	814	523	上 神 明	135	106	149	117
鮫 浜	191	150	225	182	清 水 台	145	114	156	129
山中	341	258	352	272	小 山 台	364	241	355	230
立 会	565	415	565	405	日野学園	566	372	563	368
浜 川	536	354	589	377	伊藤学園	491	283	470	293
伊藤	463	296	405	343	八潮学園	569	357	597	379
鈴ヶ森	538	354	563	408	荏原平塚学園	409	262	423	280
台 場	295	197	324	202	品川学園	771	435	779	455
京 陽	440	292	419	281	豊葉の杜学園	574	335	582	341
延山	473	362	472	365	全児童数	15, 405	10, 257	15, 879	10, 752
					1校平均	416	277	429	291
					登 録 率	_	66.6%	_	67.7%

## (7)参加児童数(延べ人数)

					11	<b>→</b> 5			
すまいる	平成3	0年度	令和テ	元年度	すまいる	平成3	0年度	令和え	元年度
スクール名	平日	土曜	平日	土曜	スクール名	平日	土曜	平日	土曜
城南	21, 499	1,021	24, 579	1, 247	中 延	10, 539	698	12,060	846
浅 間 台	13,009	737	12, 192	679	小 山	23, 061	1, 140	21, 391	862
三木	13, 784	407	14, 993	373	大 原	14, 152	803	13, 758	811
御殿山	26, 333	730	24, 907	547	宮前	14, 195	748	14, 782	729
城南第二	20,830	695	19, 297	755	源 氏 前	16, 300	664	16, 944	659
第一日野	24, 640	1, 225	24, 946	1, 173	第二延山	33, 476	1, 756	33, 695	1,633
芳 水	25, 858	1, 461	28, 158	1, 565	後 地	11, 434	625	14, 139	597
第三日野	25, 043	1,071	22, 817	927	戸越	13, 701	692	14, 356	533
第四日野	18,088	677	20, 813	636	旗 台	22,075	1,009	18, 756	835
大井第一	40,675	1, 730	39, 325	1, 267	上 神 明	11,588	554	12, 447	362
鮫 浜	12, 100	677	12, 979	444	清 水 台	9, 341	357	10,619	408
山 中	23, 734	925	23, 823	988	小 山 台	18, 353	953	18, 578	647
立 会	28, 989	1, 332	30, 767	1, 256	日野学園	30, 982	1, 191	30, 763	907
浜 川	26, 535	870	27, 772	708	伊藤学園	23, 547	716	22, 164	665
伊 藤	23, 127	549	26, 049	815	八潮学園	33, 856	1, 903	29, 200	778
鈴ヶ森	31, 893	1, 382	32, 748	1, 136	荏原平塚学園	21, 734	791	20, 118	719
台 場	15, 918	442	16, 548	375	品川学園	35, 370	1, 424	32, 695	1,071
京 陽	21, 240	553	18, 746	464	豊葉の杜学園	28, 288	1, 118	28, 831	955
延山	26, 188	1, 398	27, 926	1, 158	全児童数	811, 475	35, 024	814, 681	30, 530
					1日平均	3, 326	730	3, 339	611
					登録参加率	32.4%	7.1%	31.1%	5. 7%

\*新型コロナウイルス感染症対策のため3月3日より利用自粛をお願いした

(8) 勉強会および教室実施状況

令和元年度

_ ( c	3)	<u> 123</u> 5	エス	200	6	U· <del>1</del> .	<u>X — </u>	<u>-</u>	ルピル 	也你况 ————————————————————————————————————								ᅶᄼᆛ	<i>-</i>							11	<b>ΤΗ</b> ,	<b>元</b> 牛			
					勉引	鱼会	:		<b> </b>		<del></del>	. , .	т.		ι					教室	3					₩1 -'			1.		$\overline{}$
					) <u></u>					位	云統	文化	匕			スポーツ				教育			50	ものづくり							
			1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年生	茶道	いけばな	書道・書き方	囲碁	将棋	おりがみ	バスケット	テニス	バドミントン	ダンス・踊り	サッカー等	バレーボール	野球	卓球	その他スポーツ	英語ほか外国語	お話・読み聞かせ	デジカメ	パソコン	音楽・楽器	キ	科学・実験・マジック	工作等
城		南	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			<b>♦</b>	<b>♦</b>			•				<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>				•		•
浅	間	台	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$			<b>♦</b>	•			•		<b>♦</b>	<b>♦</b>							<b>♦</b>				<b>♦</b>		<b>♦</b>
三		木	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	<b>•</b>	<b>♦</b>								<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>		<b>•</b>					<b>♦</b>		<b>♦</b>
御	殿	山	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$	<b>•</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>							<b>♦</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>		<b>♦</b>						
城南		_	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		<b>♦</b>				<b>♦</b>	•				<b>♦</b>		<b>♦</b>		<b>♦</b>		<b>♦</b>			<b>♦</b>			
第 -	- 日	野	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>•</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>		<b>♦</b>										<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>
芳		水	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			•	<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>•</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>					<b>♦</b>		<b>♦</b>				<b>♦</b>		<b>♦</b>
第三	三日	野	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	<b>•</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>				<b>♦</b>			<b>♦</b>		<b>♦</b>		<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>•</b>		<b>♦</b>
第四	日日	野	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$		<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>				<b>♦</b>							<b>♦</b>				<b>♦</b>		<b>♦</b>
大井	‡第	_	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>					<b>♦</b>		<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>•</b>			<b>♦</b>		<b>♦</b>		<b>♦</b>
鮫		浜	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			<b>•</b>			<b>♦</b>								<b>♦</b>					<b>♦</b>				<b>•</b>		<b>♦</b>
山		中	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$						<b>♦</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>				<b>♦</b>		<b>♦</b>						<b>♦</b>			<b>♦</b>
立 浜		会	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$					<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>				<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>
浜		Ш	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$				<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>•</b>		<b>♦</b>					<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>						<b>♦</b>
伊		藤	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			<b>•</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>							<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>
鈴	ケ	森	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		<b>♦</b>		<b>♦</b>								<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>
台		場	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>						<b>♦</b>		<b>♦</b>						<b>•</b>		<b>♦</b>
京		陽	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$						<b>♦</b>	<b>♦</b>								<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>				•	<b>♦</b>	<b>♦</b>
延		山	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			<b>♦</b>		<b>♦</b>			<b>♦</b>					<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>				<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>
中		延	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>									<b>♦</b>	<b>♦</b>				<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>
小		臣	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			•	<b>♦</b>	•					<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>				<b>♦</b>		•	<b>♦</b>	<b>♦</b>
大		原		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	<b>•</b>	<b>♦</b>	•	<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>						<b>♦</b>		•	<b>♦</b>			<b>♦</b>		<b>♦</b>		•
宮		前	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		<b>•</b>		<b>•</b>	<b>♦</b>						<b>♦</b>		<b>♦</b>			<b>♦</b>		<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>
源	氏	前	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$				<b>♦</b>	•	<b>♦</b>	<b>♦</b>										<b>♦</b>		<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>♦</b>		•
	1 延	E	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	<b>•</b>	<b>•</b>		<b>♦</b>		<b>♦</b>				<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>		•		<b>♦</b>		<b>♦</b>		•	<b>♦</b>	<b>♦</b>
後		地	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$					<b>♦</b>	•					<b>♦</b>												<b>♦</b>	•
戸		越	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			<b>•</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>									<b>♦</b>		<b>♦</b>				<b>♦</b>		•
旗		台	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		<b>♦</b>	•	<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>						<b>♦</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>♦</b>		<b>♦</b>		<b>♦</b>		•
上	神	明	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			•	<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>				<b>♦</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>
	水	小	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		<b>•</b>		<b>♦</b>		<b>♦</b>					<b>♦</b>		<b>♦</b>				<b>♦</b>				•		<b>♦</b>
	Щ	台	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		$\Diamond$			•		<b>♦</b>									<b>♦</b>		<b>♦</b>				<b>♦</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>
日野	予学		$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	•	<b>•</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>					<b>♦</b>				<b>♦</b>	<b>♦</b>	•	<b>♦</b>		<b>♦</b>		•		<b>♦</b>
伊菔			$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	•			<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>									<b>♦</b>		<b>♦</b>				•		<b>♦</b>
八淖			$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$				<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>				<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>•</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>	<b>•</b>		•
荏原 <sup>3</sup>			$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$		•	<b>•</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>					<b>♦</b>					<b>♦</b>		<b>♦</b>			<b>♦</b>	•	<b>♦</b>	<b>♦</b>
品川	学	園	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$			•	<b>♦</b>				<b>♦</b>									<b>♦</b>		<b>♦</b>	<b>♦</b>			<b>♦</b>
豊葉の			$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$	$\Diamond$					<b>♦</b>	<b>♦</b>	<b>♦</b>				<b>♦</b>				<b>♦</b>	<b>♦</b>					<b>♦</b>	•		<b>♦</b>
										_	_	_		-		-	_		_			_		•				_			-

## 6. 子ども・若者育成支援事業

## (1) 品川区子ども・若者計画

## 【目的】

保健・医療、福祉、雇用、教育等それぞれの分野の専門性を活かした支援とともに、相互の連携を密にし、総合的な子ども・若者育成支援施策の推進を図ることを目的としています。

#### 【基本理念】

子ども・若者が社会的自立を目指し、すべての人と支えあい、ともに生きていくまち"しながわ"

#### 【基本方針】

- ①すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援
- ②社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援
- ③子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

## 【計画期間と対象】

平成30~令和4年度(5年間)

0歳から30歳未満の子ども・若者(※施策により40歳未満の方も対象)

#### 【計画の位置付け】

子ども・若者育成支援推進法に基づく計画

#### 【計画の進行管理】

区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される青少年問題協議会において、実施状況を把握・ 点検しつつ計画的な推進を図っていきます。

## (2) 相談拠点の整備

#### 【子ども・若者応援事業(子ども若者応援フリースペース)】

内容: 平成28年度から平塚橋ゆうゆうプラザで週1回の子ども若者応援フリースペース事業を実施してきました。平成30年7月には、すべての子ども・若者が気軽に利用・相談できる拠点を開設し、開催日数と支援内容を拡充しました。

対象:不登校やひきこもりなど社会的自立に困難を有する子ども・若者とその保護者

場所:中延2-2-12 3階

実施日:平日週5日 午前10時~午後7時

※月・水・金=フリースペース 火・木=個別プログラム

(平成28・29年度は週1回、平成30年度は週3日)

実績:

平塚橋	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 4~6月
開設日数	38 日	45 日	12 日
延利用人数	365 人	879 人	236 人
中延	平成 30 年度 7~3月	令和元年度	
開設日数	106 日	239 日	
延利用人数	2,360 人	5,209 人	
相談件数	375 件	249 件	

## 【ひきこもり等若者支援事業 (エールしながわ)】

内容:社会福祉協議会と連携し、若者の社会参加のための相談拠点を令和元年に設置します。

対象: ひきこもりなど社会的自立に困難を有する若者とその保護者

実績:

	令和元年度
	10~3月
相談件数	78 件

## 【東京都との連携】

東京都が実施している「東京都ひきこもりサポートネット訪問相談 (アウトリーチ)」の第1 次窓口としての役割を担っています。(平成26年度から実施)

【予算額】35,644 千円

# 7. 児童相談所移管推進

近年、区の児童虐待相談件数は増加しており、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化する中で、 区は、住民生活に身近な基礎自治体として、すべての子どもの健やかな育ちを守るため、特に、児童虐待 の未然防止・早期発見・早期対応を図る必要があります。

そのため、区は、児童相談行政の中核となる児童相談所の設置を目指し、施設整備や人材の確保・育成等の諸課題に取り組み、広域的な課題に対しては、都、特別区、ならびに関係部署・関係機関と連携して、児童相談所の設置を図っていきます。

## (1) 施設整備

国の『児童相談所運営指針』および『一時保護ガイドライン』等を踏まえ、子どもの安全・安心に配慮した、明るく暖かみのある空間の創出や周辺環境との調和等を図った施設整備を行います。令和2年度は、児童相談所新築工事に着手します。

【予算額】1,111,800千円

## (2) 児童相談所運営体制等の検討

児童相談所の組織・運営体制や関係機関との連携等について検討していきます。令和2年度は、これまでの進捗状況や今後の検討課題を整理するために児童相談所設置基本計画(仮称)を作成し、国や都との児童相談所設置に係る協議の場等で活用していきます。作成にあたっては、品川区児童相談行政アドバイザー会議など、有識者の専門的知見を活かしていきます。

【予算額】624千円

## (3) 人材の確保・育成

児童福祉司、児童心理司を担う専門職の確保・育成を継続的に進めていきます。区から東京都児童相談所・一時保護所へ職員を派遣することにより児童相談所業務経験の蓄積を図っていきます。また、職員に対して特別区および専門機関研修の受講を促すとともに、新たに心理職の育成方針を作成し、心理職の専門性向上を図っていきます。

【予算額】277千円

## (4) 先進自治体の視察

児童相談所設置自治体を視察し、児童相談行政における先進的取組み等を調査して、区の開設準備および児童相談所の運営体制等の検討に活かしていきます。

【予算額】835千円

# Ⅱ. 子ども家庭支援センター

## 1. 子どもに関する相談事業

次世代育成支援対策推進法に関連して、平成17年4月1日施行の改正児童福祉法により、18歳未満の児童に関する相談および児童虐待通告については区が第一義的な窓口となることが明記されるとともに、要保護児童対策地域協議会の設置運営が求められました。

このため、平成17年度、児童課に「児童相談担当」を新設し、品川区子育で支援センターと一体となって児童家庭相談に対応するとともに、平成18年「品川区こども家庭あんしんねっと協議会(要保護児童対策地域協議会)」を設置しました。平成21年度からは、子育で支援課児童家庭相談係が協議会事務局(要保護児童対策調整機関)となり、平成27年度からは子ども育成課児童相談係、令和元年度からは子ども育成課児童相談担当が職務を担ってきました。令和2年度からは子ども家庭支援センターを新設し、児童相談の役割を整理するとともに、引き続き東京都児童相談所等の関係機関と連携しつつ、児童虐待通告の窓口として要保護児童等への相談支援を行っています。

## (1) 児童家庭相談

子ども家庭支援センター児童相談担当は、児童家庭相談および児童虐待通告の一義的な窓口と してさまざまな相談に対応しています。品川区子育て支援センターでは、子どもの健全な育成や 養育を提供するため、さまざまな子育て相談に応じています。

① 子ども家庭支援センター児童相談担当 子どもとその家庭に関する相談窓口です。

#### ア. 児童相談

担当職員のほか、専門相談員と保健師を週4日配置して相談に応じています。

#### イ. しながわ見守りホットライン

平成22年10月、区民からの「虐待かもしれない」という気づきを24時間受け付ける「しながわ見守りホットライン(児童虐待・DV・高齢者虐待・平成24年10月より障害者虐待)」を開設しました。ホットラインによる令和元年度児童虐待通告・相談件数は30件です。

## ② 品川区子育て支援センター(「品川区立家庭あんしんセンター」内)

子育てに関するさまざまな相談に応じます。また、親子が自由に立ち寄り、遊んで過ごせるスペースとして「フラっと広場」を開放しており、子育で情報の収集・交換や発信の場としても活用できます。

#### 「フラっと広場」

開放時間:月曜~土曜 午前10時~午後4時(祝日・年末年始は休み)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
フラっと広場	2,103人	1,893人	782人

\*利用延人数

#### ③ 児童家庭相談実施状況等

子ども育成課児童相談担当と品川区子育て支援センターが令和元年度中に受けた相談(児童 実数)は次表のとおりです。

	X1/\1X		<u> </u>	90												
相談内容種別	児童虐待相談	養護相談・その他の相談	保 健 相 談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	その他の相談	計
平成29年度	285	81	0	0	0	0	0	0	1	7	0	79	148	2	3	606
平成30年度	325	93	0	0	0	4	0	0	1	2	2	62	129	1	2	621
令和元年度	510	121	0	0	0	2	0	0	3	11	5	78	120	0	1	851
0歳	42	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0		22	0	0	99
1歳	50	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0		13	0	1	73
2歳	43	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0		24	0	0	75
3歳	77	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0		24	0	0	110
4歳	28	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0		21	0	0	59
5歳	46	5	0	0	0	1	0	0	1	0	0		12	0	0	65
6歳	28	8	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	4	0	0	45
7歳	28	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12		0	0	49
8歳	28	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	15		0	0	47
9歳	27	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10		0	0	45
10歳	25	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5		0	0	32
11歳	24	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5		0	0	35
12歳	11	4	0	0	0	0	0	0	0	1	2	6		0	0	24
13歳	20	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5		0	0	29
14歳	11	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	8		0	0	27
15歳	11	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4		0	0	19
16歳	5	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2		0	0	9
17歳	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2		0	0	9

## (2) 品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会)

平成17年4月1日施行の改正児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童対策地域協議会として「品川区こども家庭あんしんねっと協議会」を平成18年7月13日に公示・設置しました。

平成24年4月には、児童、高齢者および障害者に対する虐待、配偶者暴力などの早期発見やその被害者の適切な保護、支援を図るとともに、関係機関が連携を強化し虐待のない地域社会を創設することを目的として、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」が設置されたことにより、各関係機関の代表者による全体会は、この協議会に吸収されました。

## 《要保護児童対策地域協議会設置の経緯》

この協議会は、虐待相談を含む要保護児童等の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関・関係者が児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として設置されました。

平成21年4月施行の改正児童福祉法には、協議会の機能強化と協議対象範囲の拡大が盛り込まれました。

#### 《主な活動》

- (1) 要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦(以下「要保護児童等」という。) に関する情報その他要保護児童等の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切 な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に 関する協議。
- (2) 各関係機関の連携方針の策定に関すること。
- (3) 要保護児童等対策に関する広報・啓発活動の推進に関すること。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項。

#### 《協議会の構成》

下記のとおり、3層構造となっています。

#### 【第1層】全体会

「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」が要保護児童対策地域協議会の全体会を兼ねます。構成機関は、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱(平成24年4月27日制定、令和元年5月1日一部改正)に規定されており、次のとおりです。

) = (	. //2/2 = 1, 1 / 2 , 2 , 1 = 1	, , , ,
国又は地方公共団体の機関	法人	その他
品 川 区	品川区医師会	品川区民生委員協議会
東京都品川児童相談所	在 原 医 師 会	品川地区人権擁護委員会
警視庁品川警察署	東京都品川歯科医師会	品川区町会連合会
警 視 庁 大 崎 警 察 署	東京都荏原歯科医師会	品川区障害者七団体協議会
警 視 庁 大 井 警 察 署	昭 和 大 学 病 院	ケア協議会
警 視 庁 荏 原 警 察 署	品川区社会福祉協議会	区長が指定する者
東京家庭裁判所	社会福祉法人(高齢者)	
品川区教育委員会	社会福祉法人(障害者)	
品川区福祉事務所		
品川区保健所		

## 【第2層】地域分科会

身近な地域のきめ細かな子育で支援ネットワークをめざし、13地域ブロック担当児童センターが協議会地域分科会を開催しました。構成員は、民生児童委員・人権擁護委員・警察署・学校・幼稚園・保育園・保健センターなど各地域の協議会構成機関代表者です。

#### (令和元年度実施状況)

地域分科会	開催年月日	担当児童センター	参加人数
品川第一地域	令和元年 9月10日(火)	東品川児童センター	34人
品川第二地域	令和元年10月28日(月)	東大井児童センター	35人
大崎第一地域	令和元年11月12日(火)	中原児童センター	42人
大崎第二地域	令和元年10月24日(木)	三ツ木児童センター	31人
大井第一地域	令和元年10月15日(火)	水神児童センター	48人
大井第二地域	令和元年10月3日(木)	大井倉田児童センター	27人
大井第三地域	令和元年10月21日(月)	滝王子児童センター	25人
荏原第一地域	令和元年10月31日(木)	平塚児童センター	32人
荏原第二地域	令和元年10月4日(金)	旗の台児童センター	30人
荏原第三地域	令和元年11月26日(火)	東中延児童センター	35人
荏原第四地域	令和元年11月19日(火)	冨士見台児童センター	36人
荏原第五地域	令和元年11月18日(月)	ゆたか児童センター	33人
八潮地域	令和元年 9月12日(木)	八潮児童センター	24人
	計		432人

#### 【第3層】協議会ケース会議(随時)

要保護児童等に関する個別具体的な支援のために関係機関との密接な連携を要する場合に開催しました。

令和元年度は、計60回(対象児童実数78名)開催しました。

協議会ケース会議構成機関	参加延人数
子ども育成課 (児童センター含む)	138人
品川区子育て支援センター	12人
東京都品川児童相談所	95人
保健所・保健センター等	31人
保育課・保育園	13人
教育委員会・小学校・中学校・小中一貫校	115人
民生児童委員・主任児童委員	52人
児童養護施設・母子生活支援施設・生活福祉課・幼稚園等	158人
計	614人

#### 《要保護児童対策調整機関 (子ども家庭支援センター)》

児童福祉法第25条の2に定める要保護児童対策調整機関として、子ども家庭支援センターが、 関係機関との総合的な連絡調整、および児童虐待ケースの進行管理、統計を行います。

関係機関との連携調整を目的として、「児童虐待防止会議」「虐待ケース進行管理会議」等を 定例開催しています。また、品川区民生委員協議会とも連携し、主任児童委員部会の事務局を 担い、13地区の主任児童委員と定期的に情報共有をしています。

### 《守秘義務》

協議会の活動には、児童福祉法第25条の5、第61条の3に罰則を伴う守秘義務規定が定められています。

#### (3) 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携

平成24年11月の厚生労働省通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」を受け、区では「居住実態が把握できない児童」について虐待(ネグレクト)の疑いがあると捉え、その対応のため要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しています。主に、乳幼児健診未受診児童で保護者との連絡が取れないケースや学齢期になっても就学の手続きがされていない児童等の情報を集約し、家庭訪問・近隣調査、関係機関調査、入国管理局への調査等を実施しています。

他自治体において、居住実態が不明のまま死亡する痛ましい事件が発生していることからも、 一層の関係機関連携が必要であるため、区は平成26年7月に「児童の居住実態に関する対策会 議」を設置し、庁内関係各課の情報共有、連携強化を図りました。そして、平成27年3月25日、 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握から調査・対応および連絡(通告)の 基本ルールを策定しました。

居住実態が把握できない児童									
平成29年度	平成29年度 平成30年度 令和元年度								
	0件	0件	0件						

<sup>\*</sup>厚生労働省への報告件数

## 2. 在宅子育て支援事業

## (1)子育て支援センター(家庭あんしんセンター内)

① 子どもに関する相談事業

子育てに関する一般的な相談に応じています。

② 地域組織化活動事業

地域子育てを支援するため、各種子育て講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

③ 子ども家庭在宅サービス事業

ア. ショートステイ事業

保護者の疾病・出産等による入院や冠婚葬祭等の事由により、保護者が一時的に子どもを 養育するのに困難が生じた場合、短期的に児童の養育・保護を行います。

平成28年度より利用要件を拡大し、育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の理由も対象としています。

- ○対象者 1歳半~12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ○費用(減免制度あり) 1泊2日6,000円 2泊目以降3,000円
- ○利用日数 1回につき6泊7日まで

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延宿泊数	125泊	130泊	87泊

## イ. トワイライトステイ事業

保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合、午後5時~午後10時まで児童を養育します。

- ○対象者 1歳半~12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ○費用(減免制度あり) 1回1,200円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用回数	2,016回	1,656回	1,637回

#### ④ 養育支援訪問

保健所・保健センター等の関係機関と連携し、親の不適切な養育態度、極度の養育不安など子どもの健全な成長に懸念がもたれる家庭に対し、児童虐待の予防的支援を行います。

⑤ 育児支援ヘルパー事業

出産予定日1か月前から、出産後1年以内で、ほかに養育する人がなく育児・家事の援助を受けられない方にヘルパーを派遣します。

⑥ 在宅サービス基盤整備

養育家庭の普及等の活動を行います。東京都品川児童相談所と連携し、毎年10月の里親月間または11月の児童虐待防止推進月間期間中に「養育家庭体験発表会」を開催しています。

## 【予算額】 56,840千円

# 3. しながわネウボラネットワーク

## (1) 産後の家事育児支援の利用助成

心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー(区と提携)の利用に対して、サービス利用費の一部を助成します。

- ○対象 区内在住の生後6ヵ月になるまでの乳児の母親
- ○助成内容 支援サービス 1 時間につき2,000円 (上限20時間、多胎出産の方は上限40時間) プランニング 1 回限り1,000円 (産前も対象)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延申請者数	81人	218人	325人

## 【予算額】 11,306千円

## (2) 子育てネウボラ相談員の配置

保健師、看護師、保育士などが「子育てネウボラ相談員」として子育て全般の相談、子育てサービスの情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランを作ります。

○実施場所 東品川・三ツ木・水神・大井倉田・平塚・旗の台・冨士見台・ゆたか・八潮児童 センター (9か所)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延相談件数	1,228件	1,101件	1,769件

## 【予算額】 1,612千円

# Ⅲ 子育て応援課

# 1. 児童の各種手当

## (1) 児童手当

#### ① 目 的

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とします。

#### ② 対象児童

養育者の住所が区内にあり、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している世帯に支給します。

## ③ 手当額 (児童一人につき月額)

0歳~3歳未満		15,000円
3歳~小学校修了	第1・2子	10,000円
JJ	第3子以降	15,000円
中 学 生		10,000円
所得制限以上の世帯の場合	(一律)	5,000円

#### ④ 支給方法

2月・6月・10月にそれぞれの前月分までをまとめて申請者の金融機関の口座に振込みます。

## ⑤ 公務員の支給

公務員については、受給者が勤務する所属庁から支給されます。

#### ⑥ 所得制限(未満)

令和	2年4	↓月1	$\exists$	現在
13 /1 H				

扶養親族の数	所 得 額
0人	6, 220, 000円
1人	6,600,000円
2人	6, 980, 000円
3人	7, 360, 000円
1人増すごとに	380,000円加算

※扶養親族数には年少扶養も含みます。

## ⑦ 対象児童数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給対象者	42, 294人	44,278人	45,828人
支 給 額	4,900,070,000円	4, 945, 755, 000円	5,043,660,000円

#### ⑧ 施設に入所している児童

里親もしくは小規模住居型児童養育事業者に委託、または児童福祉法に基づく児童福祉施設

等に入所している児童、また指定発達支援医療機関に長期入院している児童(児童福祉法第27条第2項の規定に基づき都道府県が委託している子どもに限る)の児童手当は施設設置者に支給します。(里子:13人 施設入所者:32人)

#### ⑨ 費用負担区分

給付費の国・都道府県・市町村の費用負担割合内訳

区	分	事業主	国	都	区	合計
0歳~3歳未満	非被用者		4/6	1/6	1/6	6/6
0 成~ 3 成 个 個	被用者	37,	/45	4/45	4/45	45/45
3歳以上~	第1・2子		4/6	1/6	1/6	6/6
小学6年修了前	第3子以降		4/6	1/6	1/6	6/6
中 学 生			4/6	1/6	1/6	6/6
所得制限以上世	上带		4/6	1/6	1/6	6/6

<sup>※0</sup>歳~3歳未満の被用者に係る国の負担については、21/45の事業主負担を含む。

#### ⑩ 国外居住·在留資格

日本国内に住所を有しない児童、外国籍で在留資格のない養育者および児童の場合は、支給対象にはなりません。ただし、留学を目的とし国外居住しているとして認定された場合は支給対象になります。(留学の要件基準あり)(世帯数:6世帯 児童数:6人)

【予算額】扶助費 5,242,425千円

【根 拠】児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則

## (2) 児童育成手当・障害手当

① 目 的

区の制度で、児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

#### ② 支給対象

区内に児童を養育している方の住所があり、以下に該当する児童の保護者に支給します。

#### ア. 育成手当

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。

- (ア) 父母が離婚した児童
- (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童
- (ウ) 父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童
- (エ) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (オ) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (カ) 父または母に重度の障害がある児童
- (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童

### イ. 障害手当

以下の障害をもつ20歳未満の児童を養育している世帯に支給します。

- (ア) 中度以上の知的障害 (愛の手帳1~3度程度)
- (イ) 身体障害手帳1~2級程度
- (ウ) 脳性麻痺、または進行性筋萎縮症

### ③ 手当の額

- ア. 育成手当 児童1人につき月額 13,500円
- イ. 障害手当 児童1人につき月額 15,500円

#### ④ 所得制限限度額表 (令和2年4月1日現在)

保護者の前年(1~5月までの月分の手当については前々年)の所得が扶養親族等の数に応じて、下表の限度額未満の場合に支給します。

扶養親族の数	所 得 額
0人	3,604,000円
1人	3, 984, 000円
2人	4, 364, 000円
3人	4,744,000円
1人増すごとに	380,000円加算

<sup>※</sup> 扶養親族数には年少扶養も含みます。

### ⑤ 支給方法

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを申請者の金融機関の口座に振込みます。

#### ⑥ 受給件数

児童育成手当・障害手当受給者数・支給額の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
育成手当	2,339 人	2,275 人	2,175 人
障害手当	139 人	142 人	154 人
合計受給者数	2,478 人	2,417 人	2,329 人
支給額	565, 424, 000円	556, 577, 500円	538, 959, 000円

### 【予算額】扶助費 582,420千円

【根 拠】品川区児童育成手当条例,品川区児童育成手当条例施行規則

### (3) 児童扶養手当

## ① 目 的

国の制度で、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

#### ② 対 象

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む。)を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。

- (ア) 父母が離婚した児童
- (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童
- (ウ) 父または母に引き続いて1年以上遺棄されている児童
- (エ) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (オ) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (カ) 父または母に重度の障害がある児童
- (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童

#### ③ 手当の額

申請者の所得が下表の所得制限未満の場合、所得により10円刻みで支給額が決まります。

平成31年4月から令和2年3月分まで

月額42,910円~10,120円

令和2年4月分以降

月額43,160円~10,180円

児童2人の場合

平成31年4月から令和2年3月分まで

月額10,140円~5,070円加算

令和2年4月分以降

月額10,190円~5,100円加算

児童3人目以降1人増すごとに

平成31年4月から令和2年3月分まで

月額 6,080円~3,040円加算

令和2年4月分以降

月額 6,110円~3,060円加算

#### ④ 所得制限

申請者とその配偶者、扶養義務者の前年(1~10月までの月分の手当については前々年)の 所得が扶養親族数に応じて、次の表の限度額未満の場合に支給します。また、申請者および 児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けているときは支給対象にならない場合があり ます。

児童扶養手当所得限度額表

(合和2年4月1日現在)

儿里认食于当川特限反创	7.1%	( )	1412 + 4710 + 511
	申 請 者	配偶者・	
扶養親族等の数	全部支給	一部支給	扶養義務者
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2, 300, 000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3, 120, 000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
1人増すごとに	380,000円加算	380,000円加算	380,000円加算

<sup>※</sup> 扶養親族数には年少扶養も含みます。

### ⑤ 支給方法

奇数月の10日以降に振込月の前月分までを、まとめて申請者の届出の金融機関の口座に振り込みます。

#### ⑥ 受給者数

受給者件数・支給額の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
受給対象者	1.635人	1,569人	1,502人		
支 給 額	768, 464, 090円	741, 990, 190円	920, 727, 550円		

【予算額】 扶助費 744,594千円

【根 拠】 児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則

## (4)特別児童扶養手当

#### ① 目 的

国の制度で、精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

#### ② 対 象

区内に住所があり、20歳未満の障害児を扶養する父母もしくは養育者に支給します。

- (ア) 愛の手帳1~3度程度(精神障害含む)
- (イ) 身体障害手帳 1~3級程度(内部障害含む) 下肢 4級の一部

## ③ 手当の額

平成30年4月から平成31年3月分まで	(特児1級)	月額 51,700円
	(特児2級)	月額 34,430円
平成31年4月から令和2年3月分まで	(特児1級)	月額 52,200円
	(特児2級)	月額 34,770円
令和2年4月分以降	(特児1級)	月額 52,500円
	(特児2級)	月額 34,970円

## ④ 所得制限

申請者とその配偶者、扶養義務者の前年(1~7月までの月分の手当については前々年)の 所得が、扶養親族等の数に応じて、次の表の限度額未満の場合に支給します。

### 特別児童扶養手当所得限度額表

(令和2年4月1日現在)

扶養親族等の数	申 請 者	配偶者・扶養義務者
0人	4, 596, 000円	6, 287, 000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5, 356, 000円	6, 749, 000円
3人	5, 736, 000円	6, 962, 000円
以後1人増すごとに	380,000円加算	213,000円加算

#### ⑤ 支給方法

4月、8月、11月の11日以降に振込月の前月分(11月振込みは11月分)までを、まとめて申請者の届出の金融機関の口座に振り込みます。

### ⑥ 受給者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
重 度	113人	118人	118人
中 度	88人	95人	91人
受給児童数	201人	213人	209人

※特別児童扶養手当の支払・認定事務は東京都が行っており、区は申請の手続き等の取り 扱いのみを行います。

## 【根 拠】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

## 2. 子どもすこやか医療費助成事業

子どもの健全育成および保健の向上、並びに児童福祉の増進を図るため、子どもの保険診療による医療費(高校生等は入院のみ)の自己負担分および入院時食事療養標準負担額を助成しています。

## (1) 15歳までの子どもの医療費助成

- ① 対象となる方
  - ア. 区内に住所がある15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している方
  - イ. 国民健康保険、社会保険等の被保険者、あるいは被扶養者であること ただし、次に該当する場合は除きます。
  - (ア) 生活保護を受給しているとき
  - (イ) 子どもが乳児院などの施設に入所しているとき
  - (ウ) 子どもが里親・ファミリーホーム等に委託されているとき
- ② 医療証交付件数と受診件数

医療証交付件数・受診件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
交付件数	46,768件	47,673件	49,556件
受診件数	834,941件	867,616件	892, 113件
医療助成額	1,563,368,001円	1,650,809,934円	1,737,569,408円

## (2) 高校生等の入院医療費助成

令和元年度 申請件数 21件·助成金額 1,609,635円

- 対象となる方
  - ア. 区内に住所がある高校生等(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども)を養育している方
  - イ. 国民健康保険、社会保険等の被保険者、あるいは被扶養者であること ただし、次に該当する場合は除きます。
  - (ア) 生活保護を受給しているとき
  - (イ) 子どもが乳児院などの施設に入所しているとき
  - (ウ) 子どもが里親・ファミリーホーム等に委託されているとき
  - (エ) 現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしているとき
- ② 助成範囲

対象となる子どもが平成31年4月1日以降受けた、各健康保険適用の入院診療費の自己負担分および入院時の食事療養標準負担額を助成します。

③ 助成方法

窓口で申請を受け付け、指定された保護者の金融機関口座に振り込みます。

【予算額】 扶助費 1,922,839千円(高校生等の入院医療費助成:8,039千円を含む)

【根 拠】 品川区子どもの医療費の助成に関する条例 品川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

## 3. 女性福祉

女性は一般的な社会問題に加え、女性であるが故の多くの問題を抱えています。女性の中には急速に変化する社会、生活環境の複雑化に適応することが困難で、経済的に不安定な生活を余儀なくされている人もいます。平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成25年題名改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)が施行され、夫からの暴力に悩む女性に対する相談・援助が保証され、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われています。

そうした女性に対し、生活上、社会上の悩みごとを速やかに解消し、また経済的に自立を図り社会的に安定した生活が営まれるように、区では次の事業を行い、女性福祉の向上と自立の促進を援助しています。

### (1) 婦人相談

婦人相談員を設置し、次の相談等を行っています。

- 各種相談
  - ア. 生活上、職場上など人間関係の悩みごと
  - イ. 職業等の経済的な悩みごと
- ② 施設への入所

緊急に保護を必要とするとき、一時的な施設入所を行っています。

○婦人相談の実施状況

複数の問題で相談に訪れた場合、一番大きな問題を主訴として計上しています。

相		人間	関係		稻	<b>逐済関係</b>	系	医	住	職	施	そ	計
談内容年度	夫 婦 関 係	親族関係その他	恋愛・男女関係	職場・近隣関係	女性福祉資金	生活困窮	借金・サラ金	療・健康関係	宅関係	業関係	設入所	の他	[人(延)]
平成 29 年度	163	31	1	25	2	42	5	126	35	11	12	82	535
平成 30 年度	136	27	0	2	1	33	2	27	22	5	2	19	276
令和元年度	146	23	2	3	0	52	0	52	24	7	5	10	324

## (2) 女性福祉資金貸付 ※平成30年度で事業廃止

配偶者のない女子等の経済的自立の助成を目的として、婦人相談員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。

#### 貸付対象

- ア. 引き続き6月以上東京都の区域内に住所を有し、かつ現に品川区内に住所を有している人 (ア)25歳以上の人で、配偶者がいないか、または配偶者の扶養を受けられない人で
  - ①親・子・兄弟姉妹などを扶養している人
  - ②親・子・兄弟姉妹などを扶養していない人で、所得が3,580,000円以下の人
  - (イ)25歳未満の人で、配偶者がいないか、または配偶者の扶養を受けられない人で、
    - ①親・子・兄弟姉妹などを扶養している人
- イ. 上記にあてはまらない人で、特に貸し付けの必要があると認められる人

## ○女性福祉資金貸付状況

XEHERES SATIVO										
項目	平成	过29年度	平	成30年度	令和元年度					
貸付種別	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
修学資金	1	432,000	1	432,000	1	432,000				
( )内は新規貸付	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)				
就学支度資金										
計	1	432,000	1	432,000	1	432,000				

(円)

- ※平成25年度より修学資金、就学支度資金のみ貸付
- ※令和元年度は貸付決定済の継続分のみ貸付

# 4. 家庭福祉

社会経済の急速な変化のために、家庭内で多くの問題が発生しています。例えば、夫婦、親子嫁姑等の間に生ずる悩み等は、早期に支援して家庭生活の崩壊を未然に防ぐ必要があります。

これらの悩みごとを解決し、家庭内の人間関係の調整と家庭福祉の向上を図るため、親身になって相談を受け、問題のよりよい解決のための助言にあたります。

## (1) 家庭相談

専門の家庭相談員が夫婦関係、離婚や相続・養育費の問題など、さまざまな家事案件について相談をお受けしています。

相談日は週3日で、事前予約でお受けしています。

#### ○家庭相談の実施状況

(延件数)

	家庭相談の美施状況 (延件数)											
	性別	平	成29年月	隻	平	成30年	度	令	和元年月	度		
相談区	内容	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
	夫 婦 関 係	18	43	61	13	74	87	6	41	47		
1	親子関係	0	1	1	0	2	2	0	2	2		
人間	嫁しゅうとの関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
関	同居人との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
係	恋愛男女関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	13	4	17	0	1	1	1	3	1		
	小 計	31	48	79	13	77	90	7	44	51		
	認 知 · 親 権	6	22	28	1	6	7	2	25	27		
	養育	1	1	2	1	6	7	1	3	4		
身	扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
分	婚姻	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
関	離婚	1	57	58	12	79	91	5	41	46		
係	相続	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	9	0	9	0	0	0	0	0	0		
	小 計	17	80	97	14	91	105	8	69	77		
f. 16	就職	0	1	1	0	1	1	0	2	2		
就	内職	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
職	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小 計	0	1	1	0	1	1	0	2	2		
	家計	0	1	1	0	49	49	2	23	25		
Jett	住宅	0	1	1	0	1	1	2	2	4		
経	医 療 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
済	貸付金等	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
	その他	1	18	19	0	0	0	5	35	40		
	小 計	1	20	21	0	50	50	9	61	70		
	子供の躾と教育	18	25	43	2	43	45	4	34	38		
そ	老後問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	生活態度	1	1	2	0	16	16	0	0	0		
他	その他	9	15	24	0	0	0	5	33	38		
	小 計	28	41	69	2	59	61	9	67	76		
	合 計	267	190	267	29	278	307	33	243	276		
	相談実件数	78	55	78	13	88	101	6	31	91		

# 5. ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭の多くは社会的、経済的に弱い立場に置かれることから、精神的にも不安定な状態を抱えながら生活せざるを得ない状況にあります。そのため、経済的な問題のほか、子どもの養育、住宅、就労等さまざまな問題が重なり、児童の健全な育成がそこなわれている場合もみられます。

この様な状況に対応するため、国においては昭和28年「母子福祉資金の貸付等に関する法律」を制定し、以降法律の整備が行われ、昭和57年に「母子及び寡婦福祉法」となり母子福祉行政の一層の充実が図られるにいたりました。平成14年には父子家庭も法律の保護となる対象となり、平成26年「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と法律の題名改正が行われ、ひとり親家庭への支援強化をめざし、総合的な施策が規定されました。

これら法律の理念は、国・地方自治体の責任を明らかにし、すべての母子及び父子家庭には、児童がおかれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母親や父親の健康で文化的な生活とが保障されるべきことを規定しています。

区ではこの理念の具体化を図り、ひとり親家庭の福祉推進のため、次の諸施策を行っています。

## (1)ひとり親家庭相談

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。

○母子相談の実施状況

同一人物が異なる相談事項について数回来所した時は、それぞれ計上しています。

相談内容年度	住宅	医療	就職	生活	教育	福祉資金	父子福祉資金	児童扶養手当	生活保護	生活援護	母子生活支援施設	公営住宅	ひとり親家庭休 養 ホーム	その他	計 (件)
平成 29 年度	64	46	116	120	77	246	7	32	43	18	36	0	1, 174	5	1, 984
平成30年度	26	8	49	29	17	238	15	15	2	14	76	0	1, 206	4	1, 699
令和元年度	32	2	38	27	12	191	4	11	3	6	50	0	1,039	1	1, 416

#### (2)母子・父子福祉資金貸付

20歳未満の子ども等を扶養している母子および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。

#### ① 貸付対象

○現に東京都内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している人

※連帯保証人が一人必要です。

#### ② 償還方法

- ○償還期間内に元利均等払
- ○支払いは、年賦、半年賦、月賦

## ③ 違約金

○指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算した元利金につき年5.0%の違約金が徴収されます。

## ○母子・父子福祉資金貸付状況

	1.X1W		項目		平成29年度	-	平成30年度		令和元年度
貸付和	重別	<u></u>		件数	金 額	件数	金額	件数	金額
事	業開始	資	金						
事	業継続	資	金						
修	į	計		58	32, 432, 718円	51	29, 490, 516円	44	28, 472, 760円
学	高		校	4	1,446,000円	6	1,665,600円	3	1,016,400円
資	短大・	専修	学校	10	5, 420, 340円	9	5,022,540円	8	5, 644, 200円
金	大		学	44	25, 566, 378円	36	22,802,376円	33	21,812,160円
技	能習得	上資	金						
就	職支度	資	金						
生	活	資	金						
住	宅	資	金						
	1	計		10	3, 114, 500円	10	2, 480, 323円	12	3, 333, 527円
就学	小 •	中兽	学校						
就学支度資金	高		校	2	742, 500円	4	1, 257, 323円	1	404, 520円
金金	短大・	専修	学校	3	890,000円	2	300,000円	4	748, 420円
	大		学	5	1,482,000円	4	923,000円	7	2, 180, 587円
医	療介護		金						
修	業	資	金						
転	宅	資	金			1	204, 179円	2	520,000円
結	婚	資	金						
特件	例児童扶	養資	金金						
	合	計		68	35, 547, 218円	62	32, 175, 018円	58	32, 326, 287円

(平成31年4月1日現在)

		No. 6 - of Chr.	(平成31年4月	1口 児生/
次ム。	カタか	資金の種類 貸付金の内容	貸付条件	償還期限
貸金(	り名称	買刊金の内谷	貸付限度額 2,870,000 円	[ ] 逐 期 附
事業開	始資金	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械 等の購入資金	母子家庭の母又は 父子家庭の父等の共同事業の場合 4,320,000 円	7年以内
事業継	続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な 商品、材料等を購入する資金	1,440,000円	7年以内
技能習	得資金	母又は父が事業を開始するため又は就職する ために必要な知識技能を習得するために必要 な資金(授業料、入学金など)	知識技能を習得する期間中(5 年以内) 月額 68,000 円 自動車運転免許を習得する場合 460,000 円	20 年以内
修業	資金	児童又は子が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(授業料、入学金など)	知識技能を習得する期間中(5年以内) 月額68,000円 高校3年在学時に就職を希望する児童又は子 が自動車運転免許を習得する場合 460,000円	20 年以内
就職支	度資金	就職するために直接必要な被服、履物等を購入 する資金	100,000円 通勤のため自動車を購入する場合 330,000円	6年以内
医療介護資金	医療分	母、父又は児童が、医療を受けるために必要な 資金(ただし、医療を受ける期間が1年以内と 見込まれる場合) 母又は父が、介護保険によるサービス(介護)	医療 340,000 円 特別(所得税非課税世帯の方) 480,000 円	5年以内
	介護分	を受けるために必要な資金(ただし、介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	介護 500,000 円	
	技能習得 期間中	技能習得期間中(貸付期間5年以内)の生活を 維持するために必要な資金	技能習得期間中 月額 141,000円	20 年以内
	医療介護 期間中	医療又は介護を受けている期間中(ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)の生活を維持するために必要な資金	医療介護期間中 月額 105,000円 (生計中心者でない場合 70,000円)	5年以内
生活資金	生活安定 貸付	母子家庭又は父子家庭等になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金(貸付期間3か月以内)	生活安定期間中 月額 105,000 円 (生計中心者でない場合 70,000 円) 養育費取得のための裁判費用の場合 (12 月相当) 1,260,000 円	8年以内
	失業 期間中	失業している期間中の生活を維持するために 必要な資金(ただし、離職した日の翌日から1 年以内)	失業期間中     月額       105,000円     (生計中心者でない場合     70,000円)	5 年以内
住宅	資金	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する 住宅の増改築・補修(構造部分の修繕)又は保 全に必要な資金	1,500,000円 災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入 の場合 2,000,000円	7年以内
転宅	資金	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金(貸付けの対象となるのは新居住地が 都内の場合)	260,000円	3 年以内
結婚	資金	児童又は子の婚姻に際し必要な資金	300,000円	5年以内
修学	資金	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等 専門学校又は専修学校において修学するのに 必要な資金(授業料、施設費、通学費、教科書 代など)	学校・学年別貸付限度額をご覧ください。	20 年以内 専修学校 (一般)は 5 年以内
		児童が小学校、中学校に入学するために必要な 資金 (所得税非課税世帯の方)	小学校入学者 63, 100 円 中学校入学者 79, 500 円	
就学支度資金		児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金(入学金、制服代など) ※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。	専修学校(一般課程)又は公立の高等学校若し くは専修学校(高等課程)に入学する場合 160,000円 私立の高等学校又は専修学校(高等課程)に入 学する場合 420,000円 国公立の大学、大学院、短期大学、高等専門学 校又は専修学校(専門課程)に入学する場合 380,000円 私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校	20 年以内 専修学校 (一般)は 5 年以内
		知識技能を習得させる施設であって厚生労働 大臣が定める修業施設へ入所するために必要 な資金	又は専修学校(専門課程)に入学する場合 590,000円 282,000円	5 年以内

## 修学資金の学校・学年別貸付限度額

(月額、単位:円)

314	# Dil					l	l
学校等種別	年別 * 1		1年	2年	3年	4年	5年
高等学校	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
高 等 学 校 中 等 教 育 学 校	国立立	自宅外	34,500	34,500	34,500		
(後期課程) 専修学校(高等課程)	私立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
子廖子汉(同子林庄)	144 <u>14</u>	自宅外	52,500	52,500	52,500		
	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
高等専門学校		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	# ÷	自 宅	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
	私立	自宅外	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
	国公立	自 宅	67,500	67,500			
短期 大学 専修学校		自宅外	76,500	76,500			
等 修 子 校 (専門課程)	私立	自 宅	79,500	79,500			
	私立	自宅外	90,000	90,000			
	国公立	自自	67,500	67,500	67,500	67,500	
大 学	国公立	自宅外	76,500	76,500	76,500	76,500	
<u> </u>	私立	自宅	81,000	81,000	81,000	81,000	
	7A J	自宅外	96,000	96,000	96,000	96,000	
大 学 院	修士課程相当 *2 博士課程相当 *3		132,000	132,000			
八 子 阮			183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)*4			48,000	48,000			

- \*1 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。
- \*2 修士課程相当とは、修士課程、博士前期課程、専門職学位課程(専門職大学院)、一貫制博士課程前期相当分をいいます。
- \*3 博士課程相当とは、博士課程(博士医・歯・獣医・薬(6年制学部卒)学課程を含む)、博士後期課程、一貫制博士課程後期相当分をいいます。
- \*4 一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいいます(就学支度資金も同様)。

## (3) 品川区ひまわり荘(母子生活支援施設)

#### ① 目 的

「品川区ひまわり荘」は児童福祉法に基づき、配偶者のない女性(母親)と扶養されている18歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。

これらの母子に対してさまざまな援助を行い、母親の生活の安定や、児童の健全育成を目指すなど、入所者の福祉を増進し、自立のための支援を行っています。

### ② 事業内容

- ア. 家事、家計管理、育児保健など日常生活上の相談にのり、必要に応じて手伝う。
- イ. 就労に関する援助をし、経済的安定の支援をする。
- ウ. 学習・文化的活動として料理教室、各種講習会を開催する。
- エ. 退所にそなえ、都営住宅募集紹介等援助する。

## ③ 予算額 105,353千円

## ④ 入所状况(令和2年4月1日現在)

8世帯16人が入所しています。

## ア. 母子世帯となった原因

原 因	死 別	離別	遺棄	未婚	その他
世帯数	0	8	0	0	0

注:入所時とは状況が変化しています。

## イ. 在所期間

期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
世帯数	3	5	0	0	0	0

#### ウ. 母親の職業

啦光			常 勤						パー	- ト				無職
職業	営	業	事務	その他	事	務	調	理	接	客	自	営	その他	無戚
人数		0	4	1		0		0		1		0	0	2

### エ. 母親の年齢構成

年齢	~24歳	25~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上
人数	0	0	4	4	0

## 才. 階層区分

10/01/2			
階層区分	利用料	世帯数	人員
生活保護受給世帯・住民税非課税世帯	0	4	8
住民税均等割世帯	2, 200	1	2
住民税所得割世帯	3, 300	1	2
所得税課税(~15,000円)世帯	4, 500	0	0
所得税課税(15,001~40,000円)世帯	6, 700	2	4
所得税課税(40,001~70,000円)世帯	9, 300	0	0
所得税課税(70,001~183,000円)世帯	14, 500	0	0
合 計	_	8	16

## カ. 児童の状況

年齢	人員
0歳~2歳	1
3歳~5歳	2
小1~小3	3
小4~小6	2
中1~中3	0
高1~高3	0
その他	0
合 計	8

## キ. 退所の要因(世帯)

年度 事由	平成29年度	平成30年度	令和元年度
結婚	0	0	0
復縁	0	0	0
実家に同居	1	0	0
公営住宅入居	0	0	0
民間アパート入居 および住み込み	2	4	7
そ の 他	1	0	0
合 計	4	4	7

## 6. ひとり親家庭支援事業

## (1)ひとり親家庭休養ホーム事業

母子家庭または父子家庭の親子がレクリェーションと休養のために、区が指定した宿泊、日帰り施設を無料または低料金で利用できます。平成25年度より、年度内宿泊1泊、日帰り1回、または日帰り2回の利用になります。

### ○ひとり親家庭休養ホームの利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人員	1,896人	1,827人	1,540人

### ○指定施設一覧

令和2年4月1日現在

宿泊施設	₹	所 在 地
鴨川シーワールドホテル	296-0041	千葉県鴨川市東町1464-18
うたゆの宿熱海四季ホテル	413-0032	静岡県熱海市梅園町21-7
う た ゆ の 宿 箱 根	250-0406	神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷笛塚442-10
国民宿舎 伊豆熱川荘	413-0302	静岡県加茂郡東伊豆町奈良本969-1
国 民 宿 舎 両 神 荘	368-0202	埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森707
区民保養所品川荘	414-0038	静岡県伊東市広野1-3-17
区民保養所光林荘	321-1445	栃木県日光市細尾町676-1

日帰り施設	₹	所 在 地
東京サマーランド	197-0832	東京都あきる野市上代継白岩600
サンリオピューロランド	206-8588	東京都多摩市落合1-31
東京ディズニーランド・東京ディズニーシー	279-8512	千葉県浦安市舞浜1-1
鴨川シーワールド	296-0041	千葉県鴨川市東町1464-18
よみうりランド	206-8725	東京都稲城市矢野口4015-1
キッザニア東京	135-8614	東京都江東区豊洲2-4-9

### 【予算額】5,180千円

## (2) ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別の 学習指導や進路相談を実施することにより、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。令和 元年度は、通年コース(小学校5年生~6年生10人、中学生・高校生30人)、夏期・冬期集中コー ス(中学生・高校生30人)を実施します。

- ○対象者 ひとり親家庭の児童
- ○実施期間 通年コース土曜日午後(計20回) 夏期・冬期集中コース(全10回)
- ○実施内容 大学生や社会人のボランティアによる個別学習支援、進路相談

			平成29年度										
		(	通年実施	20日間)		(夏期・冬期・冬月)	胡休業期間中	710日間)					
		小学生	中学生	高校生	計	中学生	高校生	計					
Ī	登録数	7人	16人	11人	34人	22人	10人	32人					
Ī	延人数	65人	156人	61人	282人	107人	24人	131人					

		平成30年度									
	(通年実施20日間) (夏期・冬期休業期間中10日間										
	小学生 中学生 高校生 計				中学生	高校生	計				
登録数	5人	15人	10人	30人	17人	10人	27人				
延人数	67人	123人	70人	260人	56人	30人	86人				

		令和元年度										
	(	(通年実施20日間) (夏期・冬期休業期間中10日間)										
	小学生	中学生	高校生	計	中学生	高校生	計					
登録数	11人	20人	8人	39人	22人	10人	32人					
延人数	95人	155人	44人	294人	111人	27人	138人					

## ●企業見学会の実施

企業で働く人たちの様子を見学したり話を聞く等の体験をとおして、様々なキャリアモデルを 学び、自らの進路を具体的に考えるひとつの契機となることを目指しています。

## 【平成29年度】

2017年8月23日(水) モスバーガー見学会

	中学生	ロロ'ラ' / 1		計
参加人数	10人	3人	4人	17人

## 2018年3月29日(木) 品川区役所見学会

	中学生	高校生	ボランティア	計	
参加人数	0人	1人	2人	3人	

## 【平成30年度】

2018年8月17日(水) モスバーガー見学会

	中学生	高校生	ボランティア	計
参加人数	9人	2人	3人	14人

## 【令和元年度】

2019年8月8日(木) セガ・サミー プログラマ体験(企業見学会)

	中学生	高校生	ボランティア	計
参加人数	10人	2人	5人	17人

## 【予算額】3,955千円

## (3) 親子体験事業

しながわCSR推進協議会参加企業で丸亀製麺を全国展開する㈱トリドールの社会貢献運動「働くママの応援活動」との連携事業としてひとり親家庭を対象に実施します。親子のふれあいと親自身のリフレッシュにつながる機会として継続していきます。

#### 実施状況

	平成30年	F度	令和元年度	
実施回数	1回目 2回目		1回目	2回目
開催日	平成30年10月21日	平成31年1月20日	令和2年1月19日	<del></del>
参加人数	11組24人	15組28人	19組41人	中止

## 【予算額】150千円

## (4)ひとり親家庭一時介護事業

母子家庭や父子家庭が、一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障がある場合に掃除や 洗濯など日常生活に必要な介護を行う事業です。

- ① 1回2時間以上8時間以内、1日2回まで。年度内40時間以内
- ② 介護内容は、掃除・洗濯・買物・育児など日常生活の世話
- ③ 介護人は、公益社団法人品川区シルバー人材センターおよび品川区ひとり親家庭福祉協議会に委託しています。

## 介護人派遣の実施状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣件数	1件	1件	0件
派遣延日数	4日	42日	0日
派遣延時間数	8時間	62時間	0時間

#### 【予算額】216千円

#### (5) ひとり親家庭住宅入居支援事業(令和元年度新規)

#### ①目 的

18歳未満の子を抱えるひとり親世帯が住宅に困窮している場合に、民間賃貸住宅に入居しやすくする支援を行うことで、ひとり親家庭の自立の助長を促すと共に生活の安定を図っていきます。

#### ②内 容

品川区内に引き続き6か月以上居住しているひとり親家庭の児童扶養手当受給世帯で、民間 賃貸住宅の入居にあたり、連帯保証人が立てられない場合、賃貸借契約の保証委託契約を締結 する際の初回保証委託料を助成します。

併せて、住宅を探すにあたっての個別相談会の開催や、必要に応じて一時介護事業による育 児支援も行います。

### 【予算額】700千円

## (6) ひとり親家庭等医療費助成

① 目 的

ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、 もって福祉の増進を図ることを目的としています。

#### ② 内 容

#### ア. 助成対象

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む。)を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に、父・母または養育者および児童の保険診療による医療費の自己負担分(入院時食事負担金を除く)の一部または全部を助成します。

- (ア) 父母が離婚した児童
- (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童
- (ウ) 父または母に一年以上続いて遺棄されている児童
- (エ) 父または母が法令により一年以上拘禁されている児童
- (オ) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (カ) 父または母に重度の障害がある児童
- (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童
- イ. ただし(ア)~(キ)のいずれかに該当している場合でも、次の場合は対象外です。
  - (ア) 生活保護を受けている。
  - (イ) 児童が施設に入所している。
  - (ウ) 児童が里親、ファミリーホームに委託されている。

#### ウ. 所得制限(未満)

(令和2年4月1日現在)

0人	1,920,000円	2,360,000円		
1人	2,300,000円	2,740,000円		
2人	2,680,000円	3, 120, 000円		
以後扶養人数一人増すごとに38万円加算				

#### 工. 助成範囲

健康保険各法の規定により一部 (10%) の自己負担により受診できます (外来診療費が 18,000円/月を超えた場合や、入院で57,600円/月を超えた場合など、直接所管課に申請する ことで超えた分の助成が受けられます)。ただし、受給者および扶養義務者の前年の特別区民税・都民税が非課税の場合は、一部自己負担はありません。

## 才. 助成方法

都内の医療機関では、健康保険証と区の発行したひとり親家庭医療証を提示することにより、医療費の一部自己負担もしくは全額を支払わずに受診できます。ただし、契約外および都外の医療機関で受診した場合は、直接所管課に申請をすることで助成が受けられます。

#### ③ 助成状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給世帯	1,696世帯	1,669世帯	1,521世帯
対象者数	2,291人	2,284人	2,075人
診療件数	35, 262件	34,201件	33,404件
支給額	82, 808, 004円	78, 975, 659円	79, 270, 968円

#### 【予算額】 扶助費 84,477千円

## 【根 拠】 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

## (7) ひとり親家庭自立促進事業

① 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

児童扶養手当の受給者または同等の所得水準である母子家庭の母または父子家庭の父に、就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の60%相当額(12,001円以上20万円以下)を助成し、主体的な能力開発への取り組みを支援しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
講座指定件数	1	2	8
支給件数	1	1	5

## 【予算額】240千円

② 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

児童扶養手当の受給者で就業と修業の両立が難しい母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつく可能性の高い資格を取得するために養成機関(1年以上)に通う間の生活費相当分を一部助成し、自立を促進しています。

高等職業訓練促進給付金は、非課税世帯は月額10万円、課税世帯は月額7万5百円の支給となります。さらに、養成機関修了後に高等職業訓練修了支援給付金を非課税・課税世帯に応じて5万円あるいは2万5千円支給します。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訓練促進給付金	4	6	5
修了支援給付金	1	0	3

### 【予算額】8,425千円

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等で就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父に、専門の就労相談 員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およ びハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援しています。

		4	成29年月	长	平	成30年月	度	令	·和元年度	F
		母子	父子	計	母子	父子	計	母子	父子	計
1 '	目談者総数(延べ) ※( )内は電話相談 (再掲)	131 (46)	1 (1)	132 (47)	148 (30)	22 (5)	170 (35)	145 (40)	7 (1)	152 (41)
	自立支援プログラ ム策定件数	33	0	33	16	3	19	18	1	19
	就職件数	22	1	23	15	3	18	10	1	11
	職業訓練 受講支援件数	2	0	2	3	0	3	0	0	0

【予算額】57千円

## 7. 入院助産

入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、その費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、助産施設(病院等)において分娩の介助や看護を受けられるよう支援を行っています。

1月から6月は前々年分・7月から12月は前年分の所得税が8,400円以下の世帯を対象としています。

## ○入院助産の実施状況

				平成29年度	平成30年度	令和元年度
実	施	件	数	8件	5件	7件
肋	都	立病	院	2件	0件	0件
産	私	立 病	院	6件	5件	7件
助産施設	国	立 病	院	0件	0件	0件
設	助	産	所	0件	0件	0件

## 【予算額】3,863千円

# 8. ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい方(提供会員)と受けたい方(依頼会員)からなる会員組織を創設し、 地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

【ファミリー・サポート・センター活動状況】

① 平塚ファミリー・サポート・センター (品川区立家庭あんしんセンター)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
提供会員数	224人	204人	190人
依頼会員数	2,424人	2,517人	2,579人
提供兼依頼会員数	11人	8人	8人
活動件数	2,842件	2,121件	2,907件

### 【予算額】11,094千円

② 大井ファミリー・サポート・センター(品川区社会福祉協議会) 区内で2か所目となるファミリー・サポート・センターを平成19年10月に開設。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
提供会員数	228人	236人	232人
依 頼 会 員 数	2,000人	2,157人	2,410人
提供兼依頼会員数	25人	23人	21人
活動件数	5,106件	5,986件	5,953件

【予算額】11,573千円

## 9. 奨学金貸付事業

#### 【目的および対象】

修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学等が困難な者およびその保護者に対し、奨学金を貸し付け、奨学生の健やかな成長と社会的自立を図ることを目的としています。 対象は、品川区に住所を有し高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)に在学中の方または入学を許可された方とその保護者です。(大学生は対象外)

## (1) 貸付資金と貸付金額

①在学応援資金(平成30年度新設)

修学や修学に付随する費用で、内容がその子の将来目標を達成するために必要と認められる 資金を、在学する本人(子ども)に貸し付けます。

なお要件により貸付額の全額または一部の返還を免除する制度があります。

貸付金額 在学期間中600,000円(上限)

※1年あたり300,000円(上限・必要額の範囲で貸付・単年度申請)

#### 【実 績】

在学応援資金貸付者(令和2年3月31日現在)

	公 立	私立	合 計
平成 30 年度生	6人	8人	14 人
令和元年度生	4 人	8人	12 人
合 計	10 人	16 人	26 人

#### ②入学準備金

入学に必要な費用を、入学を予定している子の保護者に貸し付けます。 貸付金額 平成30年度入学生まで (公立)70,000円(私立)200,000円 平成31年度入学生から 400,000円(上限・必要額の範囲で貸付)

#### 【実 績】

入学準備金貸付者(令和2年3月31日現在)

	公 立	私 立	合 計
平成 30 年度入学生の保護者	2 人	1人	3 人
平成 31 年度入学生の保護者	1人	0人	1人
令和2年度入学生の保護者	5人	4 人	9人
合 計	8人	5 人	13 人

#### ※参考

在学資金(旧制度・平成29年度をもって募集終了)

貸付金額(月額) 公立0円、私立15,000円

※就学支援金の支給期間中貸付額の調整有

※「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正があった場合、年度単位で変更になることがあります。

※貸付期間は、在学する学校の正規の修業年限

## (2) 貸付予定者数

在学応援資金 1回の募集につき約15人、入学準備金 約5人

## (3) 返還期間

在学応援資金は卒業年度、在学資金は貸付終了年度から1年間の据え置き後、15年以内 入学準備金は貸付後、入学年度を含めて3年以内

## 【実 績】

年度別実績(令和2年3月31日現在)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸付決定金額 (千円)	1,060	3, 585	5, 760
返還予定額 (千円)	66, 892	60, 279	56, 820
返還収入額 (千円)	38, 274	31, 547	26, 883
返還率 (%)	57. 8	52. 4	47. 4
返還者数 (人)	614	506	407

【予算額】 17,480 千円 ※奨学金貸付基金 41,353,300 円 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

## 【根拠】

品川区奨学金貸付条例

品川区奨学金貸付条例施行規則

品川区奨学金貸付基金条例

品川区奨学金運営委員会条例

# 10. 子どもの未来応援事業

# (1) 子どもの未来応援プロジェクト

「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年6月制定)」、「子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月閣議決定)」を受け、平成28年度より「子どもの未来応援プロジェクト検討委員会」を設置しました。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されたり、親の経済状況が世代を超えて連鎖することがないよう、環境整備や教育の機会の均等を図るための施策を検討し、29年度から下記の2事業等を立ち上げました。

#### ①未来を拓く学習支援事業(しながわドリームサポート)

大学や専門学校進学を目指す低所得世帯の高校生に対し、自習の場や学習指導を受ける機会を 提供することで、受験までの精神的サポートも含めた支援を行い、併せて、親への進学資金準備 に向けた支援も行います。

- ○対象 ・ひとり親家庭・生活困窮者学習支援に参加し進学を目指す高校生と親
  - ・生活保護・生活困窮世帯で進学を目指す高校生と親
- ○内容 ・大学生等学習ボランティアがサポートする自習室の開放(週5日、2時間)
  - ・NPO法人講師による学習指導・進路相談(週2日、2時間)
  - ・施設見学および子どもの交流の実施

#### ○実施状況

		平成 30 年度		令和元年度				
<b>全加中は 老粉</b>	6人	(1年生2人、24	年生1人、	5人(14	年生2人、2年生	E2人、		
参加申込者数		3年生3人)		3 4	年生1人)			
88 元0. co 米4.	000 🗆	自習日	120 日	007 [	自習日	116 日		
開設日数	203 日	学習日	83 日	207 日	学習日	91 日		
		自習	239 人		自習	239 人		
参加人数(延べ)	426 人	学習理系	92 人	426 人	学習理系	92 人		
		学習文系	95 人		学習文系	95 人		
3 年生進路先	大学進学	1人(合格者2人	の内、	看護学校、	進学1人			
3 十工医蹈儿	1人は進学	とせず)、就職1人	•					

#### ○施設見学および子どもの交流の実施

(平成30年度)

- ・施設見学 1回目:8月17日 モスバーガー会社見学(参加者2名) \*2回目は、日程調整の都合により未実施
- ・交流会 12月12日(2名)、3月19日(6名) (令和元年度)
- ·交流会 令和2年3月17日(4名)

#### 【予算額】5,463 千円

#### ②子ども食堂ネットワーク支援

#### ○目的

地域のコミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂の 運営者等の情報交換・共有のためのネットワークを支援し、また、食材や資材等の受付、情報提 供、搬送等を行うネットワークを構築することで、民間活動の活性化と子どもの居場所づくりを 図ります。

- ○対象
- ・区内の子ども食堂運営者
- ・子ども食堂に関心がある区民・事業者
- ・食材、資材等の提供を希望する区民・事業者

#### ○実施内容

品川区社会福祉協議会を事務局とし、ネットワーク会議の開催、子ども食堂MAPの作成および、ホームページやフェイスブックを運用するとともに、しながわCSR推進協議会参加企業等への周知を行います。

○実施状況 今和元年6月 子ども食堂MAP第4版作成(5,000部)

しながわ子ども食堂フォーラム 2019 開催

中小企業センター 全体来場者:201名(講演:141名)

7月 運営委員会開催

8月 子ども食堂ネットワーク会議(前期)開催(39名参加)

11月 子ども食堂マップ第5版作成(4,000部)

品川区役所(本庁舎3階渡り廊下)にてパネル展示(18日間)

12月 運営委員会開催

令和2年2月 子ども食堂ネットワーク会議(後期)開催(45名参加)

令和2年3月末現在 子ども食堂開設数 24か所

ネットワーク会員数 189名

#### 【予算額】12,117 千円

## (2) 子どもの食の支援(ガバメントクラウドファンディングの活用)

#### ○目的

地域の子どもの居場所となる子ども食堂の継続支援と、さらなる子どもの食の支援を進めるにあたり、食の支援をきっかけに生活困窮家庭の就労支援、学習支援、住宅入居支援等につなげ、最終的に自立を目指す。また、ふるさと納税による「ガバメントクラウドファンディング」を活用することで、資金調達だけでなく地域の理解を深めるとともに、企業参加を推進する。

#### ○実施内容

ふるさと納税による寄付金「ガバメントクラウドファンディング」を実施し、子どもの食の支援事業の充実を図り、事業の必要性の周知と地域の理解や企業参加を図る。

- ① 子どもの食の支援事業
  - ・子ども食堂の継続支援

地域での自発的活動であり、孤食対策や子どもの居場所として期待できる子ども食堂について理解を深め、資金や食品の支援の輪を広げ、ボランティア活動の促進を図る。

・ しあわせ食卓事業の充実

フードバンクや地域、企業に協力を求め、ひとり親家庭等(生活保護世帯を除く)を対象 に食品を配布する。また、自立支援等の区の事業につなげ、アウトリーチ型の支援を行っ ていく。

- ② ガバメントクラウドファンディング活用による啓発事業と資金調達 期間終了型のガバメントクラウドファンディングを実施し、子ども食堂やしあわせ食卓 事業の必要性の周知と地域の理解と企業参加を図る。(期間約3ヶ月、目標金額500万円)
- ③ 企業への協力・支援啓発事業 動画・パンフレット等を活用した周知、食品の提供・配送等のボランティア募集

【予算額】5,085 千円

# 11. 未婚の児童扶養手当受給者に対する 臨時・特別給付金

(令和元年度)※令和2年度は実施なし

## 【目的】

消費税が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の措置として、児 童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して支給します。

#### 【支給対象者】

以下のすべての要件に該当する方

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日において、これまでに法律婚をしたことがない方(同日において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方に限る)

#### 【基準日】

令和元年 10 月 31 日

#### 【支給金額】

17,500円

#### 【支給決定者数】

173 人

#### 【支給決定金額】

3,027,500 円

# 12. 子育て世帯への臨時特別給付金

# 【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を応援する取り組みの一つ として、児童手当を受給する世帯(0歳~中学生)に対し臨時特別給付金(一時金)を支給し ます。

## 【支給対象者】

令和2年4月分の児童手当の受給者(約20,000世帯)

※令和2年4月分の特例給付の受給者(平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方)は支給対象にはなりません。

#### 【対象児童】

支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童(約34,000人)

※上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象となります。

## 【支給額】

対象児童1人あたり10,000円

#### 【支給方法】

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している口座に振り込み。

#### 【支給時期】

令和2年6月

#### 【周知方法】

ホームページにて周知 ※対象者の方へは別途案内を送付する。

#### 【その他】

- (1)公務員を除き、申請は不要。
- (2) 受給を辞退する場合は、届け出が必要。

#### 【予算額】

358,871,000 円

# Ⅳ. 保育課

# 1. 保育園等の利用認定

平成27年4月から開始された子ども・子育て支援新制度に伴い、保育園等を利用する際には、「認定」を受ける必要があります。

# (1)認定の種類

認定の種類は、大きく分けて利用希望施設と年齢によって区分されています。 なお、下記に含まれない認証保育所、認可外保育施設のみを利用希望の場合は、認定申請の 必要はありません。

利用希望施設	要件	認定	年齢	区分
幼稚園(※)	幼稚園等を利用希望す	<b>数</b> 去無準吐眼	, 洪0 崇 N I .	1日初会
認定こども園(幼児教育部門)	る場合	教育標準時間	満3歳以上	1号認定
保育園	保育が必要な事由に該	   保育標準時間	   満3歳以上	2号認定
認定こども園(保育園部門)	当し、保育園等を利用希		11-7-22/5	- <b>V</b> #27C
地域型保育事業	望する場合	保育短時間	満3歳未満	3号認定

※新制度に移行しない私立幼稚園の利用に際しては認定の必要はありません。

# (2) 認定の内容

# ① 認定区分

保育園等を利用希望(もしくは利用中)の場合、年齢に応じて3歳以上を2号認定、3歳未満を3号認定としています。

# ② 保育の必要性の事由、保育必要量および有効期間

保育の必要性の事由に応じて、保育必要量・有効期間が決まります。

保育が必要な事由	保育必要量	有効期間				
就労/介護・看護	標準時間もしくは短時間	小学校就学までの間、左記の事由により保育を				
就学・職業訓練		必要とする期間				
疾病・障害	(原則)短時間					
妊娠・出産		出産予定月を挟んだ前後2カ月間(計5カ月)				
災害復旧	標準時間もしくは短時間	災害の復旧活動に従事する期間				
児童虐待・DV		左記の事由により保育が困難と認められる期間				
求職活動		利用希望月から2カ月間				
育児休業	短時間	育児休業の対象児童が1歳になる年度の年度末				
		まで				

# ③ 保育必要量

保育を必要とする時間に応じて、保育標準時間(1日8時間超)と保育短時間(1日8時間 以下)に区分けされています。

区分	保育標準時間	保育短時間				
保育必要量	保育を必要とする時間が、1日8時間を	保育を必要とする時間が、1日8時間以内の場				
	超える場合	合				
保育利用	保育園等の基本開所時間(7時30分~18	保育園等の基本開所時間(7時30分~18時30				
時間	時30分)のうち、最大11時間	分)のうち、8時間以内				

# (3)年齢別認定数

	認定区分	令和元年度	令和2年度		
1	3歳児	36人	36人		
号	4歳児	308人	323人		
1 号認定	5歳児	389人	346人		
	計	733人	705人		
0	3歳児	2,230人	2,427人		
号	4歳児	1,999人	2,245人		
2 号認定	5歳児	1,952人	2,083人		
	計	6, 181人	6,755人		
	0歳児	1,221人	1,330人		
3 号 認 定	1歳児	2,591人	2,786人		
認定	2歳児	2,690人	2,656人		
	計	6,502人	6,722人		
	総計	13,416人	14,232 人		

# 2. 認可保育園

## (1) 保育園の目的と事業概要

#### ① 保育園の目的

保育園は、子ども・子育て支援法および児童福祉法に基づき、保護者が労働や疾病などのため 乳幼児の保育を必要としているとき、保護者に代わって保育する施設であり、児童の発達と保護 者の就労を支援する施設です。

近年、ライフスタイルや就労形態の変化に伴い保育ニーズが多様化しています。保育園では、延長夜間保育、病後児保育など多様な保育ニーズに対応する一方、在宅子育て家庭への支援にも 積極的に取り組み、子育てしやすい地域づくりに向け、身近な地域の子育て施設「チャイルドステーション」としての役割を担っています。

また、就学前の乳幼児教育を一層充実するため、幼稚園と保育園の窓口を一本化し、幼保一体化に取り組むなど小学校へのスムーズな接続の確保を目指しています。

#### ② 施設整備の現況

認可保育園は、公立47園(幼保一体施設6園およびぷりすく一る西五反田、ひろまち保育園、ひがしやつやま保育園、ほうさん保育園を含む)と私立86園の計133園で、認可定員は、3歳未満4,674人、3歳以上6,585人の計11,259人です。

#### ③ 認可保育園の保育概要

区では、午前7時30分から午後6時30分までの基本保育に加え、全園で午後7時30分までの延長保育を実施するほか、午後8時までの夜間保育を私立11園で、午後8時30分までの夜間保育を公立7園私立54園で、午後9時までの夜間保育を私立2園で、午後9時30分までの夜間保育を私立1園で、午前7時30分より前の早朝保育を私立13園で実施し、また、午後10時までの延長夜間保育を公立6園で実施しています。

あわせて、都市型の保育ニーズに対応した休日保育や病後児保育などにも取り組んでいます。 また、最近保護者の関心が高い、幼児教育を重視したカリキュラムを取り入れ、子ども達が楽 しい園生活の中で心身ともに健やかに育つよう、保育内容の充実に努めています。

#### (2) 保育園の対象者と入園事務

#### 【保育園の対象者】

保育園は、保護者が就労や病気などの理由で、お子さんの保育を必要とする場合に利用できる施設です。利用申込みができるのは、保護者が次のいずれかの、お子さんの「保育を必要とする事由」に該当する場合です。

- ① 月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を常態とすること
- ② 妊娠中または出産後の間がないこと
- ③ 疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害があること
- ④ 同居の親族を常時、介護または看護していること
- ⑤ 災害の復旧にあたっていること
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること
- ⑦ 学校教育法に規定された学校等に通学、または公共の職業訓練校での職業訓練等を受けていること

⑧ 児童虐待の恐れがある、または配偶者からの暴力により保育が困難であること(公的機関に ご相談している方)

要件により、保育園に通園できる期間が違いますが、最長で小学校就学前までになります。

#### 【入園事務】

区では、子ども未来部保育課入園相談担当が保育園の入園相談事務、地域型保育事業の利用申請 受付等の相談窓口となっています。

#### ① 入園の申込み

入園の申込みは、年間を通して、入園相談担当または区内の公私立保育園全園で受け付けています。

入園相談担当では、保育園の入園可能数を超える入園申込みがあった場合、入園審査会を開き 選考を実施し、申込みの順序等に関係なく利用調整基準に沿って、保育を必要とする程度の高い 児童から順次入園可能数に達するまで入園を決定しています。なお、3月入園は育児休業明け入 園予約制度での受付のみとなっています。

状況によって当該月に入園ができない場合は、申込者の利便性を考え、当該年度中は引き続き 入園審査の対象としています。翌年度4月に入園できなかったときは、再度申込みをしていただ きます。

#### ② 育児休業明け入園予約制度

区内に居住する保護者で育児・介護休業法等による育児休業を1歳の誕生日の前日以降まで取得して職場復帰する場合に、出産前に入園の仮申込みができ、出生後の早いうちに入園の予約ができる制度です。

#### <対象>

出生時に区民であって、保護者が1歳の誕生日の前日以降まで育児・介護休業法による育児 休業を取得し職場復帰をする対象の乳幼児。0歳児クラス、1歳児クラスが対象になります。

#### <対象保育園および受け入れ予定数>

区立保育園で、年間117人の予定。

#### <申込方法・選考>

出生月の翌月末までに入園相談担当に申し込み、受入れ予定数を超える申込があった場合は 選考を行います。なお、出生前に仮申込みをすることもでき、仮申込みをした方は郵送で本申 込みを受け付けます。

# (3) 入園実績と園別在園状況

# <保育園における保育の実施状況>

	(a)児童数	(b) 入園者数	入 園 率
	人(4月1日現在)	人	(b) / (a) %
平成30年度	20,734	9,344	45.1
令和元年度	21,168	10,055	47.5
令和2年度	21,796	10,561	48.5

※数値は各年度4月入所の状況です。

# 園別在籍状況 (区立保育園・区立民営保育園)

令和2年4月1日現在

1	75 88	اعبد	1			1					<del>≠.</del> ¢≤	;	11 4.1	127	4月1	
	夜間 保育	O歳 児園	保育園名	3歳未満	定員 3歳以上	合計	O歳	1歳	2歳	小計	在籍	· 4歳	5歳	小計	合計	在籍/定員
1	休月	元国 〇		38末海	3威以工	80	2	12	2威	7\n_T 29	3威 17	<del>4成</del> 17	5威 16	7) aT	79	14箱/足貝 98.89
-		_		40	60	100	6	15	17	38	17	20	20	57	95	104.09
2	ŀ	-	伊藤(短時間)	70	00	100	_	4		8	1			1	9	104.07
$\neg$		$\neg$	<b>荏原</b>	44	76	120	_	19	24	43	23	26	26	75	118	103.3%
3		-	在原(短時間)		70	120		3		5	1			1	6	100.07
4		$\overline{}$	在原(及时间) 荏原西	40	60	100	9	17	18	44	19	20	20	59	103	103.0%
5			在原西第二 在原西第二	38	50	88	9	16	17	42	18	19	18	55	97	110.2%
6		_	大井	50	81	131	9	23	26	49	27	28	28	83	132	100.8%
7	*	0	大井倉田	44	66	110	10	16	22	49	26	23	25	74	132	110.8%
8	_		<u> </u>	50	75	125	10	22	23	55	24	25	21	74	122	100.0%
9	*	0	北品川	33	45	78	6	12	15	33	16	14	18	48	81	
9	•	_			58	94	8	14	18		20	20	20	60	100	103.8%
10	ŀ		北品川第二	36	38	94	8		-	40		20	20			114.9%
44	_		北品川第二(短時間)	47	00	110		3		6	2			2 74	8	407.40
11	*	-	源氏前	47	66	113	7	18	22	47	25	25	24		121	107.1%
12	•		五反田	42	60	102	11	19	20	50	22	23		68	118	
13		0	五反田第二 小山台	33	17	50	5	11 17	14	30	16	-		16	46	92.0%
14		0		39	54	93	7		19	43	20	22	22	64	107	115.1%
15	*	0	品川	61	84	145	4	25	29	58	28	30	26	84	142	97.9%
16			清水台	40	60	100	7	14	18	39	22	22	23	67	106	106.0%
17	•		水神	47	60	107	7	19	20	46	24	24	24	72	118	
18		0	台場	47	69	116	8	21	23	52	21	23	22	66	118	101.7%
19			滝王子 ·	28	52	80		12	15	27	19	18	17	54	81	101.3%
20		_	中延	54	72	126	10	19	21	50	22	26	23	71	121	96.0%
21	•	_	中原	42	54	96	6	16	18	40	17	18	18	53	93	96.9%
22	*		西大井	50	66	116	9	18	20	47	24	23	21	68	115	99.1%
23	•	_	西五反田	34	45	79	6	12	13	31	16	15	14	45	76	96.2%
24			西五反田第二	52	78	130	12	20	22	54	26	25	25	76	130	100.0%
25			西品川	65	82	147	12	26	26	64	29	30	29	88	152	103.4%
26		_	西中延	32	51	83		17	17	34	21	20	20	61	95	114.5%
27	•		旗の台	36	60	96	10	16	1	42	21	21	20	62	104	108.3%
28		0	東大井	40	60	100	6	15		37	20	20	20	60	97	97.0%
29	*	0	東五反田	33	45	78	6	12	12	30	17	15	17	49	79	101.3%
30		0	東品川	47	60	107	7	19	21	47	23	23	23	69	116	108.4%
31		_	東中延	36	60	96		16	20	36	22	20	20	62	98	102.1%
32		0	平塚	47	60	107	7	19	20	46	23	21	20	64	110	102.8%
33			富士見台	51	69	120	8	17	23	48	22	25	24	71	119	99.2%
34			二葉	27	36	63	6	11		28	14	15	14		71	
35		0	二葉つぼみ	44	22	66	9	18		47	22			22	69	118.2%
			二葉つぼみ(短時間)					3		7	2			2	9	
36			三ツ木	30	50	80		14		29	13	11	13	37	66	
37			南大井	40	60	100	6	14		40		17	18		95	104.0%
			南大井(短時間)					3	_	7	2	_		2	9	
38			南ゆたか	47	60	107	6	18		44	23	22	20	65	109	101.9%
39		_	八潮北	42	60	102	5	14		38	20	21	20	61	99	97.1%
40		0	八潮西	40	60	100	6	11	20	37	20	20	20	60	97	97.0%
41		_	八潮南	39	58	97	6	14		38	18	20	19	57	95	97.9%
42			八ツ山	16	47	63		7	10	17	11	14	13	38	55	87.3%
43			ゆたか	16	54	70		9	10	19	17	20	18	55	74	105.7%
44			ひがしやつやま	15	45	60	_	6	9	15	15	13	7	35	50	83.39
45		_ ]	ひろまち	0	66	66	_	0	11	11	13	8	54	75	86	130.39
46	•	0	ぷりすく一る	46		46	11	16	18	45	- 1	_	_	0	45	97.89
47		_	ほうさん	30	75	105		15	15	30	16	7	0	23	53	50.5%
			立 小 計	1,842	2,696	4,538	270	747	873	1,890	937	889	903	2,729	4,619	101.89

<sup>※0</sup>歳児欄の○印は、0歳児保育実施園(生後57日以降)です。

<sup>※</sup>延長夜間欄の無印は延長保育実施園、◆印は 20 時 30 分まで、★印は 22 時までの夜間保育実施園です。

# 園別在籍状況(私立保育園その1)

令和2年4月1日現在

	夜間	O歳					サヤル 2 十 4 万 一 在籍						-/4 -	1. 78,3		
	保育	児園	保育園名	3歳未満	3歳以上	合計	O歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計	在籍/定員
1			71	24	36	60	5	8	10	23	12	12	12	36	59	
2	$\Diamond$	_	あいのもり	27	33	60	6	10	11	27	12	12	12	36	63	
3	•		青物横丁えほん	32	48	80	6	12	14	32	16	16	16	48	80	
4	•		アスク南大井	39	51	90	5	15	18	38	16	18	17	51	89	
5	•		アソシエ旗の台保育園	33	36	69	9	12	8	29	9	0	0	9	38	55.1%
6	•	0	アンジェリカはまかわ	37	53	90	9	12	15	36	17	18	18	53	89	98.9%
7	•		アンジェリカ東品川	37	53	90	9	13	15	37	17	18	18	53	90	100.0%
8	•	0	 石井	45	54	99	12	15	18	45	18	18	18	54	99	100.0%
9	$\Diamond$	0	ウィス゛ブ゛ック荏原	38	51	89	10	14	14	38	9	11	6	26	64	71.9%
10	$\Diamond$	0	ウィス・ブック保育園西五反田	41	60	101	10	15	16	41	15	6	0	21	62	61.4%
11	$\Diamond$	0	ウィズブック武蔵小山	24	36	60	3	8	12	23	12	12	11	35	58	96.7%
12	$\Diamond$	0	ウィズブック武蔵小山パルス゛	51	66	117	15	17	17	49	20	16	11	47	96	82.1%
13			えがおの森保育園・かつしま	22	51	73	- 1	9	12	21	17	17	13	47	68	93.2%
14	•	0	大井町えほん保育園	31	42	73	6	12	13	31	14	14	4	32	63	86.3%
15	•	0	大井町のぞみ	29	31	60	9	10	10	29	10	10	10	30	59	98.3%
16	$\Diamond$	0	大崎ひまわり	28	42	70	6	10	12	28	14	12	14	40	68	97.1%
17	•	0	大空と大地のなーさりい大森駅前園	32	48	80	9	10	12	31	15	16	15	46	77	96.3%
18	•	0	大空と大地のなーさりい東五反田園	45	63	108	12	14	17	43	21	16	12	49	92	85.2%
19	☆	0	学研こども園	24	36	60	2	8	11	21	10	3	10	23	44	73.3%
20	•	0	キッス゛ガーテ゛ン北品川	42	48	90	11	15	14	40	14	13	16	43	83	92.2%
21	•	0	キッス゛ガーデン五反田駅前	28	45	73	5	10	11	26	13	1	0	14	40	54.8%
22	•	0	キッス゛ガーデン品川上大崎	51	57	108	15	18	17	50	17	18	19	54	104	96.3%
23	•	0	キッス゛ガーデン品川洗足	28	45	73	6	10	12	28	13	5	10	28	56	76.7%
24	•	0	キッス゛ガーデン品川西五反田	35	48	83	8	11	13	32	14	15	14	43	75	90.4%
25	•	0	キッス゛ガーデン品川豊町	35	48	83	9	12	14	35	15	15	4	34	69	83.1%
26	•	0	キッス゛ガーデン西品川	27	33	60	5	9	11	25	7	7	0	14	39	65.0%
27	•	0	キッズガーデン南大井	39	51	90	9	15	14	38	17	15	15	47	85	94.4%
28	☆	0	キッス゛タウンにしおおい	40	60	100	12	13	23	48	24	23	23	70	118	118.0%
29		0	キッズラボ中延園	28	45	73	5	10	12	27	5	1	0	6	33	45.2%
30	•	0	くりのき	36	54	90	6	14	15	35	18	18	17	53	88	97.8%
31	•	0	グローバルキッズ荏原町	39	51	90	9	14	16	39	14	16	16	46	85	94.4%
32	•	0	グローバルキッズ大崎園	27	33	60	6	10	11	27	11	10	11	32	59	98.3%
33	•	0	グローバルキッズ戸越園	27	33	60	6	8	11	25	11	11	10	32	57	95.0%
34	•	0	グローバルキッズ中延園	27	33	60	6	10	11	27	10	8	11	29	56	93.3%
35	•	0	グローバルキッズ西大井園	35	51	86	6	14	15	35	17	17	15	49	84	97.7%
36	•	0	ココファンナーサリー大崎	36	54	90	8	12	15	35	18	18	17	53	88	97.8%
37		0	こころしながわえばら保育園	45	62	107	12	15	18	45	17	10	4	31	76	71.0%
38		0	こころしながわおおいまち	43	54	97	11	15	16	42	18	18	11	47	89	91.8%
39		0	こころしながわなかのぶ	43	51	94	11	15	16	42	15	14	5	34	76	
40			こころしながわひがしおおい	40	50	90	12	14	14	40	16	17	5	38	78	86.7%
41		0	こころしながわふどうまえ	43	54	97	12	15	16	43	18	16	14	48	91	93.8%
42		0	こころしながわむさしこやま	39	62	101	7	12	13	32	17	14	7	38	70	69.3%
43	•	0	このえ中延	28	42	70	6	10	12	28	13	12	14	39	67	95.7%

<sup>※ 0</sup> 歳児欄の○印は、0歳児保育実施園(生後 57 日以降)です。ただし、◎印の園は、4ヶ月園です。 ※延長夜間欄の無印は延長保育実施園、◇印は 20 時まで、◆印は 20 時 30 分まで、☆印は 21 時までの 夜間保育実施園です。

# 園別在籍状況(私立保育園その2)

令和2年4月1日現在

	夜間	O歳			 定員						在籍	<u> </u>	11 / 11	127	1/, 1	. 口児仕 
	保育	児園	保育園名	3歳未満	3歳以上	合計	O歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計	在籍/定員
44	<b>♦</b>		さくらさくみらい 北品川	24		63	-	11	12	23	13	13	13	39	62	
45	$\Diamond$	0	さくらさくみらい 御殿山	25	36	61	6	8	9	23	8	7	3	18	41	67.2%
46	$\Diamond$	0	さくらさくみらい 東大井	28	36	64	5	10	12	27	12	11	10	33	60	93.8%
47	$\Diamond$	0	さくらさくみらい 武蔵小山	28	42	70	6	10	12	28	14	14	11	39	67	95.7%
48	•	0	さんさん森の保育園戸越公園	36	48	84	7	12	16	35	13	1	0	14	49	58.3%
49	•	0	しなおおコスモ	30	39	69	9	10	11	30	13	13	4	30	60	87.0%
50	*	0	そらのいろ	31	42	73	7	10	10	27	12	11	3	26	53	72.6%
51		0	空のはねこども園はたのだい	29	30	59	9	10	10	29	8	4	0	12	41	69.5%
52	•		太陽の子西五反田保育園	27		60	6	10	11	27	9	0	0	9	36	
53	•		太陽の子南品川	30		80	6	12	11	29	16	17	17	50	79	
54		0	宝	33		84	6	12	15	33	16	16	17	49	82	
55			チャイルトマインダー小山台東	28	_	73	6	10	12	28	14	4	1	19	47	64.4%
56		0	チャイルト、マインダー平塚荏原	26		80	6	9	10	25	10	13	2	25	50	
57	<b>+</b>		TKチルドレンズファーム上大崎校	21	39	60	- 11	10	8	18	11	13	13	37	55	
58	<b>+</b>		とうかいどう	45 45		99 108	11	18 14	18 18	47 44	17 15	17 20	17 21	51 56	98 100	
59 60	<b>*</b>	0	とごしの杜 どんぐり	58		142	18	20	20	58	26	26	34	86	144	
61	•	_	なぎさ通り保育園	31	36	67	8	10	12	30	12	12	34	27	57	
62	À		にじいろ大崎	27		60	5	10	11	26	10	11	11	32	58	
63			にじいろ勝島	32		92	6	10	16	32	19	20	16	55	87	
64	•		にじいろ南大井	27	45	72	6	10	11	27	15	15	14	44	71	
65	•	0	西大井えほん	32	48	80	6	12	14	32	16	16	14	46	78	
66	•	0	ニチイキッズむさしこやま	12	18	30	2	4	4	10	5	2	3	10	20	66.7%
67		0	日本音楽学校	26	- 1	26	7	11	10	28	_	_	_	0	28	107.7%
68		0	はぐはぐキッズこども園中延	35	45	80	9	12	14	35	13	6	0	19	54	67.5%
69		0	はぐはぐキッス・二葉	27	33	60	6	10	11	27	7	2	0	9	36	60.0%
70		0	花房山目黒駅前保育園333	48	72	120	12	18	18	48	20	22	24	66	114	95.0%
71		0	東戸越	31	39	70	7	10	12	29	14	13	14	41	70	100.0%
72	•	0	不動前えほん保育園	31	42	73	4	12	13	29	12	6	0	18	47	64.4%
73	•	0	ベネッセ大崎広小路	37	51	88	9	12	15	36	17	16	14	47	83	
74	•		ほっぺるランド東五反田	27	33	60	5	10	11	26	8	7	7	22	48	
75	•		ポピンズナーサリースクール勝島	24		60	6	7	10	23	12	12	12	36	59	
76	•		ポピンス・ナーサリースクール西五反田	28		70	6	10	12	28	12	13	14	39	67	
77	<b>*</b>		まなびの森大崎広小路	27	33	60	6	10	12	28	12	13	10	35	63	
78	<b>+</b>		まなびの森保育園品川シーサイト・	32	48 60	100	6	14	16	36	16	16	16	48 59	84 97	
79 80	<b>+</b>	0	まなびの森西大井	40		100 82	6 12	14 14	18 14	38 40	20 14	20 14	19	42	82	97.0%
	-		みずなら			70						- 1				100.070
81 82	<b>*</b>		緑の家 みどりの丘	31	39	68	11 5	12 11	13 12	36 28	13 12	13 12	13 12	39 36	75 64	
83	•		みらいく旗の台	27	33	60	6	9	11	26	11	10	4	25	51	
84	•		みらいく東大井園	27	33	60	6	10	11	27	11	11	0	22	49	
85			モニカ荏原中延園	27	33	60	5	10	11	26	10	7	11	28	54	
86	•		八潮中央	30		90	9	15	15	39	20	19	20	59	98	
-			立小計	2,832		6,721	642	1,008		2,787	1,184	-	906	3,155	5,942	
		合	計	4,674		11,259	_		2,010		2,121	1,954	1,809	5,884		93.8%

<sup>※0</sup>歳児欄の○印は、0歳児保育実施園(生後 57 日以降)です。ただし、◎印の園は、4ヶ月園です。 ※延長夜間欄の無印は延長保育実施園、◇印は 20 時まで、◆印は 20 時 30 分まで、★印は 21 時 30 分までの夜間保育実施園です。

# (4)特別保育

#### ① 延長夜間保育

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して保育時間を定められることとなっています。

品川区では、保護者の就労支援施策として、基本開所時間を11時間と定め、午前7時30分から 午後6時30分の間で勤務時間と通勤時間を合計した時間を保育時間としています。

さらに、勤務条件により基本保育時間を超過する保護者が、安心して仕事が続けられるように、 保育時間を延長して保育しています。午後7時30分までの延長保育は公私立保育園全園で実施し、 夜間保育についても下記のとおり実施しています。

加えて、午前7時30分より前の早朝保育を私立13園で実施しています。

#### 【延長夜間保育の実施状況(令和2年度)】

実施時間	7時30分まで	8時まで	8時30分まで	9時まで	9時30分まで	10時まで	合計
公立保育園	34園	0園	7園	0園	0園	6園	47園
私立保育園	19園	12園	53園	2園	1園	0園	86園

<sup>※</sup>各園の実施状況については、P79~81「園別在籍状況」をご参照ください。

# 【延長早朝保育の実施園数(令和2年度)】

実施時間	対象園(私立保育園11園)
午前7時~午前7時30分	アイ あいのもり えがおの森保育園・かつしま 大崎ひまわり キッズタウンにしおおい さくらさくみらい北品川 さくらさくみらい御殿山 さくらさくみらい武蔵小山 にじいろ保育園勝島 にじいろ保育園南大井
午前7時15分~午前7時30分	しなおおコスモ

# 【延長夜間保育の利用実績(延べ人数)】 公立のみ(ぷりすくーる西五反田を除く)

年度	1時間延長	2時間延長	夜 間	合 計
平成29年度	71,792人	15,570人	2,775人	90,137人
平成30年度	67,764人	13,236人	1,839人	82,841人
令和元年度	60,425人	10,327人	1,919人	72,671人

#### ②休日保育

区内在住で、休日に保護者が就労等のため保育できないお子さんをお預かりします。

【実施園】 公立保育園(2園) 大井、中延 私立保育園(1園) そらのいろ

【対象】 生後4カ月~就学前の健康な児童

【日 時】 日曜日、祝日(12月29日~1月3日を除く)午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間

#### 【保育実績】

	大井	中延	そらのいろ	合 計
平成29年度	696人	1,046人		1,742人
平成30年度	652人	1,017人	301人	1,970人
令和元年度	735人	1,318人	860人	2,913人

※令和元年度の実績については、大型連休特別保育を含む。(4/28~5/6の9日間)

#### ③ 年末保育

区内在住で、年末に保護者が就労等のため保育できないお子さんをお預かりします。

【実施日・実施園】 12月29日~30日の間で毎年度定めています。

【対 象】 生後4カ月~就学前の健康な児童

【実施時間】午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間

#### 【保育実績】

年度(実施園数)	29日	30日	合 計
平成29年度(3園)	102人	40人	142人
平成30年度(2園)	47人	32人	79人
令和元年度(3園)	46人	44人	90人

#### ④ 病後児保育

区内在住で保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが、病気の回復期のため集団保育が困難であり、かつ保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合、保育園で一時的にお預かりします。

【実施園】 公立保育園(3園) 西大井、西五反田、清水台 私立保育園(1園) どんぐり

【日 時】 月~土曜日(祝日、12月29日~1月3日を除く) 午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間

#### 【保育実績】

	西大井	西五反田	清水台	どんぐり	合 計
平成29年度	17人	42人	88人	394人	541人
平成30年度	36人	51人	29人	375人	491人
令和元年度	72人	32人	126人	293人	523人

#### ⑤ 病児保育

保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが、病気のため集団保育が困難で、家庭で保育ができない場合に、医療機関および保育所に併設している病児保育室にて一時的にお預かりします。

【実施施設】 医療機関併設型(3施設) サンタハウスこどもクリニック

おおしまこどもクリニック こどもの森クリニック

保育所併設型(1施設) こころしながわえばら保育園

【対象】 生後6カ月から就学前まで

【日 時】 月~金曜日(祝祭日、年末年始除く)の午前8時30分~午後6時

【保育実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数	828人	1,275人	2,832人

# ⑥ 短時間就労対応型保育室

都市部の多様な就労形態に対応し、短時間就労者の保育需要に限定した保育枠を設定します。

【実施園】 伊藤、南大井、荏原、北品川第二、二葉つぼみの各公立保育園 各10名程度

【対象】 4月1日現在1歳から3歳まで(区内在住者)で、保護者がパート・自営業者など短時間の保育が継続的に必要な方

【実施時間】 午前9時から午後5時までの8時間以内

#### (5)特別支援保育

保育園等に入園を希望する心身に障害のあるお子さんや心身の発達状態から同様の配慮を必要とするお子さんを「特別支援児童」と認定し、より良い発達に配慮しながら、集団での保育を実施しています。認定や職員配置等については、主治医が作成する書類や面接等から特別支援保育審査会で決定します。

# ① 特別支援保育推進チームの設置

区立保育園では、特別支援保育の知識・経験が豊富な保育士を中心とした専門チームを設置し、 児童の発達特性の理解や効果的な支援について園全体の向上に取り組んでいます。また、巡回相 談を受ける時期や相談内容等について、担当保育士にアドバイスを行うことで、巡回相談の効率 的・効果的な実施につなげます。

#### ② 巡回相談

嘱託医および臨床発達心理士、学校心理士が巡回し、特別支援児に対する保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等について、当該園長および担当保育士からの質問や相談に応じています。また、主要な相談内容や傾向等をまとめた研修を実施し、区内全体の保育園職員に対して周知を図っています。

#### ア. 嘱託医(小児神経科専門医)による巡回相談

【内 容】0歳児~5歳児を対象に発育の遅れや先天性疾患、身体の障害等のある児童に対 する身体・運動機能等についての支援方法

#### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
巡回回数	22回	23回	22回
巡回園数	38園	40園	39園
対象園児数	121人	129人	117人

#### イ. 臨床発達心理士による巡回相談

【内 容】1歳児~5歳児を対象に知的障害・発達障害および同様の配慮を要する児童の特性、対応・支援方法、保育環境の改善およびクラス運営等

# 【実 績】

	平成29年度 平成30年度		令和元年度
巡回回数	170回	181回	195回
巡回園数	44園	44園	43園
対象園児数	延332人	延344人	延317人

#### ウ. 学校心理士による巡回相談

【内 容】5歳児を対象に就学に向けて保育上必要な配慮や就学先選択のアドバイス。また 就学相談使用時の資料作成や就学支援シートの記入方法等

# 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
巡回回数	38回	76回	34回
巡回園数	38園	38園	34園
対象園児数	94人	141人	100人

# ③ 保護者支援

子育てに関する不安や悩みを抱える保護者を対象に、身近な保育施設を会場とし、専門家による個別相談を実施しています。専門的立場から助言を行うことで、保護者の不安を軽減し、安心して子育てができるように支援しています。また、必要に応じて専門機関や療育機関へつなげるきっかけ作りも行っています。

#### 【育児相談会実績】

■ 142 = 11.10 TE 12 TE								
	平成29年度	平成30年度	令和元年度					
実施回数	52回	60回	60回					
相談人数	99人	106人	103人					

# (6) 事業費と保育料

# ① 保育園に係る事業費

保育園で児童を保育するのに必要な経費(事業費)は、保護者、国、地方公共団体の三者で負担することになっています。しかし、本区では入所児童の処遇向上のため、区費で法定外の経費(区独自加算)を支出しています。

平成30年度における保育園に係る事業費の負担割合は、区が63.7%・国が9.9%・都が13.3%・利用者が12.4%・その他が0.7%となっています。

なお、平成16年度から公立保育所の運営に係る経費については、国・都の負担金が廃止され、 一般財源化されています。

単位:百万円

# (ア) 決算額と内訳

	国基準支弁 (私立分のみ)					
国負担	都負担	X	徴収金基準額 (私立分のみ)		公立分 徴収金額	その他収入
			利用者	区	利用者	受託収入等
1,813	908	908	1,282	1,403	1,288	136
8.8%	4.4%	4.4%	6.2%	6.8%	6.2%	0.7%

運営費加算					
国補助金 都補助金 区					
238	1,835	10,907			
1.1%	8.9%	52.5%			

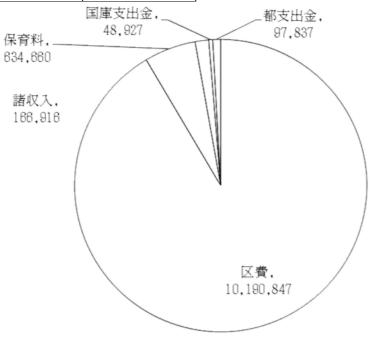
#### (イ) 年度別推移

	事業費     児童1人当たりの     負担割       (百万円)     で均月額(円)				負担	<b>担割合(%)</b>	割合 (%)		
	(日万円)	事業費	保育料	国	都	利用者	他	区	
H14	8,713	184,032	17,277	10.2	5.7	9.4		74.7	
H15	8,537	176,984	17,456	10.2	5.7	9.8		74.3	
H16	8,670	176,672	18,360	3.2	2.5	10.4	1.0	82.8	
H17	8,806	176,406	20,181	3.7	2.1	11.3	1.4	81.5	
H18	8,886	176,131	21,030	2.8	1.7	11.9	1.1	82.5	
H19	9,374	187,803	22,258	2.9	1.6	11.8	1.0	82.7	
H20	8,906	171,108	22,018	3.1	2.2	12.8	0.8	81.1	
H21	9,339	168,928	22,665	3.4	2.0	13.5	0.9	80.2	
H22	9,765	161,221	22,454	2.9	2.1	14.0	0.8	80.3	
H23	10,037	155,675	22,908	3.3	2.4	14.8	0.7	78.8	
H24	10,725	154,301	22,455	4.2	3.1	14.5	0.7	77.5	
H25	11,284	152,135	23,176	4.7	4.4	15.2	0.7	75.0	
H26	12,155	153,144	23,579	5.2	4.6	15.4	0.6	74.2	
H27	13,133	155,896	23,110	6.9	4.6	14.9	1.0	72.6	
H28	14,627	157,505	21,349	7.8	5.8	13.4	0.7	72.3	
H29	17,644	173,674	22,493	8.9	9.9	12.9	0.8	67.5	
H30	20,718	183,005	22,889	9.9	13.3	12.4	0.7	63.7	

# (ウ) 令和元年度予算

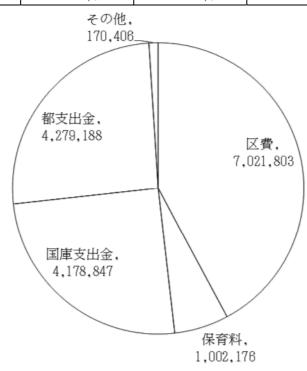
<区立保育園> 事業費総額:11,139,187 千円

区分	区費	保育料	諸収入	国庫支出金	都支出金
割合	91.5 %	5.7 %	1.5 %	0.4 %	0.9 %
	事業費	人件費			
金額	5,580,239千円	5,558,948千円			
割合	50.1 %	49.9 %			



<私立保育園> 事業費総額 16,652,420 千円

区分	区費	保育料	国庫支出金	都支出金	その他
割合	42.2 %	6.0 %	25.1 %	25.7 %	1.0 %



#### ② 保育料とその減額

子ども・子育て支援法第27条、第29条において、保育の実施に対する費用を支弁した区市町村長は、本人またはその扶養義務者から、その負担能力に応じて定める額を徴収することができるとされています。区では保護者の負担軽減を図るため国の定める保育料の一部を負担していることから、保護者の保育料負担は、国が定める徴収金基準額の約半額となっています。

#### 【納付が困難な場合】

以下のような事情により保育料の支払いが困難な場合は、状況に応じて保育料の減額が受けられます。

- ・羅災等の理由により区民税額の支払いが免除・猶予されたとき
- ・出生により世帯に稼働能力のない世帯員が増えたとき
- その年の主たる稼働者が失業したとき(自己都合による退職は対象外)
- ・世帯の平均収入月額が、前年の平均収入月額より著しく低下したとき
  - (認定要件が、出産・育児休業の場合は対象外)
- ・世帯内に心身障害者  $(1 \sim 2$ 級・ $1 \sim 3$ 度)、常時介護を要する方が同居されているとき・婚姻によらないひとり親世帯で寡婦控除が対象でない世帯 (みなし寡婦控除)
- (注):離婚や死別などで保育料を負担される方に変動が生じたときは、保育料が変わることがあります。

#### ③ 多子軽減

生計を一にする2人以上のお子様がいる場合、最年長のお子様を第1子として、第2子の保育料は半額、第3子以降は無料としています。

# ④ 幼児教育の無償化について

令和元年10月より、3歳クラスから5歳クラスまでの保育園などの利用料が無償化されました。なお、実費負担部分(行事費用など)、延長夜間保育利用料等については無償化の対象外となります。ただし、食材料費につきましては、品川区内の認可保育園などでは保護者の負担はありません。

#### <階層区分別入園状況>

(私立認定こども園を除く)

階	層	A	В	С	D	計
平成30年度	入園者数	19人	286人	326人	8,450人	9,081人
十八八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八十八十八十	率	0.2%	3.1%	3.6%	93.1%	100%
令和元年度	入園者数	16人	283人	304人	9,175人	9,778人
7741几十段	率	0.2%	2.9%	3.1%	93.8%	100%
令和2年度	入園者数	14人	257人	303人	9,659人	10,233人
7412千度	率	0.1%	2.5%	3.0%	94.4%	100%
				3歳未満	3歳未満	
   費用徴収	(日 <i>安</i> 百)	0円	0円	0~4,000円	8,000~77,500円	
1 复用锹拟	(力領)	0円	0円	3歳以上(※)	3歳以上(※)	
				0~3,500円	6,700~36,800円	

※令和元年10月より無償化

# 【標準時間保育料】 (2019年10月1日施行)

単位:円

					保育料	(月額)	)		单位:円
	区分		0~	2歳		3点	裁	4,5	歳
	階層		了園	小規模	莫保育	保育	園	保育園	
		第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子
А	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
В	当年度分区市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C2	〃 所得割額5,000円未満の世帯	3,000	1,500	2,400	1,200	0	0	0	0
СЗ	# 5,000円以上48,700円未満 #	4,000	2,000	3,200	1,600	0	0	0	0
D1	〃 48,700円以上50,500円未満 〃	8,000	4,000	6,400	3,200	0	0	0	0
D2	〃 50,500円以上59,800円未満 〃	9,900	4,950	7,920	3,960	0	0	0	0
D3	〃 59,800円以上68,500円未満 〃	11,200	5,600	8,960	4,480	0	0	0	0
D4	〃 68,500円以上88,600円未満 〃	18,400	9,200	14,720	7,360	0	0	0	0
D5	<i>"</i> 88,600円以上108,600円未満 <i>"</i>	22,800	11,400	18,240	9,120	0	0	0	0
D6	〃 108,600円以上128,500円未満 〃	25,800	12,900	20,640	10,320	0	0	0	0
D7	〃 128,500円以上148,600円未満 〃	28,300	14,150	22,640	11,320	0	0	0	0
D8	〃 148,600円以上171,600円未満 〃	30,500	15,250	24,400	12,200	0	0	0	0
D9	〃 171,600円以上204,900円未満 〃	33,000	16,500	25,000	13,200	0	0	0	0
D10	〃 204,900円以上228,800円未満 〃	35,000	17,500	25,000	14,000	0	0	0	0
D11	〃 228,800円以上252,900円未満 〃	37,100	18,550	25,000	14,840	0	0	0	0
D12	〃 252,900円以上276,800円未満 〃	39,000	19,500	25,000	15,600	0	0	0	0
D13	〃 276,800円以上300,800円未満 〃	41,000	20,500	25,000	16,400	0	0	0	0
D14	〃 300,800円以上322,000円未満 〃	42,900	21,450	25,000	17,160	0	0	0	0
D15	<i>"</i> 322,000円以上338,000円未満 <i>"</i>	44,600	22,300	25,000	17,840	0	0	0	0
D16	〃 338,000円以上354,000円未満 〃	48,000	24,000	25,000	19,200	0	0	0	0
D17	<i>"</i> 354,000円以上370,000円未満 <i>"</i>	49,900	24,950	25,000	19,960	0	0	0	0
D18	〃 370,000円以上440,200円未満 〃	54,200	27,100	25,000	21,680	0	0	0	0
D19	<i>"</i> 440,200円以上500,200円未満 <i>"</i>	61,000	30,500	25,000	24,400	0	0	0	0
D20	<b>" 500,200円以上560,200円未満 "</b>	66,900	33,450	25,000	25,000	0	0	0	0
D21	<b>″</b> 560,200円以上665,000円未満 <b>″</b>	71,800	35,900	25,000	25,000	0	0	0	0
D22	<i>"</i> 665,000円以上772,600円未満 <i>"</i>	74,300	37,150	25,000	25,000	0	0	0	0
D23	〃 772,600円以上887,500円未満 〃	76,400	38,200	25,000	25,000	0	0	0	0
D24	<i>"</i> 887,500円以上1,031,300円未満 <i>"</i>	76,900	38,450	25,000	25,000	0	0	0	0
D25	<b>"</b> 1,031,300円以上 <b>"</b>	77,500	38,750	25,000	25,000	0	0	0	0

#### <階層区分の説明>

A階層 生活保護法による被保護世帯

B階層 当年度分区市町村民税 非課税世帯

C階層 当年度分区市町村民税均等割のみ世帯から所得割額48,700円未満の世帯で、

世帯所得割額に応じて費用徴収月額を決定

D階層 当年度分区市町村民税所得割額48,700円以上の世帯で、

世帯所得割額に応じて費用徴収月額を決定

									単位:円
				佳	保育 料	(月額)			
	区分		0~			3点	裁	4,5	歳
	階層	保育	園	小規模 家庭的		保育	園	保育	園
		第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子
Α	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
В	当年度分区市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C2	ッ 所得割額5,000円未満の世帯	2,400	1,200	1,920	960	0	0	0	0
СЗ	〃 5,000円以上48,700円未満 〃	3,200	1,600	2,560	1,280	0	0	0	0
D1	〃 48,700円以上50,500円未満 〃	6,400	3,200	5,120	2,560	0	0	0	0
D2	〃 50,500円以上59,800円未満 〃	7,920	3,960	6,330	3,160	0	0	0	0
D3	〃 59,800円以上68,500円未満 〃	8,960	4,480	7,160	3,580	0	0	0	0
D4	〃 68,500円以上88,600円未満 〃	14,720	7,360	11,770	5,880	0	0	0	0
D5	# 88,600円以上108,600円未満 #	18,240	9,120	14,590	7,290	0	0	0	0
D6	〃 108,600円以上128,500円未満 〃	20,640	10,320	16,510	8,250	0	0	0	0
D7	〃 128,500円以上148,600円未満 〃	22,640	11,320	18,110	9,050	0	0	0	0
D8	〃 148,600円以上171,600円未満 〃	24,400	12,200	19,520	9,760	0	0	0	0
D9	〃 171,600円以上204,900円未満 〃	26,400	13,200	20,000	10,560	0	0	0	0
D10	〃 204,900円以上228,800円未満 〃	28,000	14,000	20,000	11,200	0	0	0	0
D11	〃 228,800円以上252,900円未満 〃	29,680	14,840	20,000	11,870	0	0	0	0
D12	〃 252,900円以上276,800円未満 〃	31,200	15,600	20,000	12,480	0	0	0	0
D13	<i>"</i> 276,800円以上300,800円未満 <i>"</i>	32,800	16,400	20,000	13,120	0	0	0	0
D14	<i>"</i> 300,800円以上322,000円未満 <i>"</i>	34,320	17,160	20,000	13,720	0	0	0	0
D15	<i>"</i> 322,000円以上338,000円未満 <i>"</i>	35,680	17,840	20,000	14,270	0	0	0	0
D16	〃 338,000円以上354,000円未満 〃	38,400	19,200	20,000	15,360	0	0	0	0
D17	〃 354,000円以上370,000円未満 〃	39,920	19,960	20,000	15,960	0	0	0	0
D18	<i>"</i> 370,000円以上440,200円未満 <i>"</i>	43,360	21,680	20,000	17,340	0	0	0	0
D19	<i>"</i> 440,200円以上500,200円未満 <i>"</i>	48,800	24,400	20,000	19,520	0	0	0	0
D20	<b>" 500,200円以上560,200円未満 "</b>	53,520	26,760	20,000	20,000	0	0	0	0
D21	<i>"</i> 560,200円以上665,000円未満 <i>"</i>	57,440	28,720	20,000	20,000	0	0	0	0
D22	<i>"</i> 665,000円以上772,600円未満 <i>"</i>	59,440	29,720	20,000	20,000	0	0	0	0
D23	<i>"</i> 772,600円以上887,500円未満 <i>"</i>	61,120	30,560	20,000	20,000	0	0	0	0
D24	<i>"</i> 887,500円以上1,031,300円未満 <i>"</i>	61,520	30,760	20,000	20,000	0	0	0	0
D25	<i>"</i> 1,031,300円以上 <i>"</i>	62,000	31,000	20,000	20,000	0	0	0	0

<sup>※</sup> 区市町村民税は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等)が適用される前の 税額となります。

<sup>※</sup> 生計を一にする2人以上のお子様がいる場合、最年長のお子様を第1子として、第2子の保育料は半額、第3子以降は免除となります。

<sup>※</sup> 在園児童よりも年長のお子様の住民票が別である世帯は、申請により第2子・第3子の保育料が適用されます。

<sup>※</sup> 小規模保育・家庭的保育の灰色部分は、経過措置として暫定的に保育料上限を25,000円 (短時間保育料は20,000円) としたものです。今後変更(上限枠の廃止)になる可能性がありますので、ご注意下さい。変更後は、保育園の約8 割程度の保育料となります。

# (7) 給食と食育

#### ① 保育園の給食

乳幼児期における望ましい食習慣の定着および食を通じた人間性の形成を育むため、「楽しく食べる子ども」を給食目標に掲げ、園児や保護者に対し食育の推進に取り組んでいます。

献立は季節感に富みバランスの摂れた昼食とおやつを提供し、延長保育では必要に応じて補食、 夜間保育では夕食の提供もしています。

#### 【給食献立例】

	献立例	栄 養	と 摂 取 』	<u>L</u>
		区 分	1~2歳児	3~5歳児
昼食	ご飯 生鮭のオーロラ焼 野菜ソティ みそ汁	エネルギー (kcal)	536	573
おやつ	ホットケーキ 果物 牛乳	蛋白質(g)	21.8	22.7
力 舎	ご飯 里芋のそぼろ煮 牛乳	エネルギー (kcal)	328	396
ク良	おかかサラダー豆腐スープー果物	蛋白質(g)	10.9	12.8

#### ② 「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進

#### (ア) PTA食育推進事業

親子で楽しみながら食育を学び、保護者相互の交流を図ることを目的に、各保育園等のPTAが中心となって、「我が家の自慢レシピ紹介」や「保育園で収穫した野菜を使ったメニューを親子で考える」等の食育イベントを開催しています。

#### (イ) 保護者の給食体験

保育園給食を理解することで、家庭における望ましい食習慣の定着を目的に、保育参観に 参加した保護者が、在園している子どもと一緒に保育園給食(離乳食・乳幼児食)を体験す る事業を行っています。

令和元年度実績 43園 延165名

#### (ウ) 食育保護者会

乳幼児の食生活に関する知識の普及や意識の向上を図るために、保護者や在宅で子育てを している方などを対象に、離乳食・幼児食のポイントや給食の紹介を行っています。実演や 試食をまじえた保護者会を各園で年1、2回開催しています。

令和元年度実績 43園 延78回実施

# (8) 一日保育士体験

保育園在園児の保護者を対象とし、保育士の仕事を一日体験することにより、新たな子どもの姿を発見し「親」としての役割と責任を実感できる事業です。平成30年度より、1日8時間の保育士体験プログラムに加え、午前9時から午後1時までのプログラムも実施しています。

<実 績>

	母親	父親	合計
平成29年度	1,158人	466人	1,624人
平成30年度	1,507人	632人	2,139人
令和元年度	1,534人	605人	2,139人

# (9) チャイルドステーション

区立の保育園・幼稚園では、在宅で子育てをしている方に対し、身近な子育て支援施設「チャイルドステーション」として、様々な子育て支援事業を行っています。また、乳児を持つ母親が不安を感じることなく安心して外出できるよう、ベビーチェア (親子トイレ)、おむつ交換ベッド、授乳スペースなども備えています。

#### ●子育て体験事業

子育て体験事業として、在宅で子育てをしているご家庭の親子を対象に、区立保育園の保育活動が体験できる事業です。お子さんと同年齢のクラスに体験入室して、他の子どもとかかわって遊ぶ姿をとおして子育ての楽しさを実感したり、保育士の働きかけ方を学んだりできます。

#### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	1,231人	926人	1,346人
実施園数	43園	43園	43園

## (10)区立保育園第三者評価

保育内容の質の向上を目的として、職員の意識改革を図ります。また、第三者評価の公表により保育の状況を自ら確認すると同時に、利用者に保育園選択に資する情報を提供しています。

# 【内 容】

以下ア〜エを実現するため、東京都福祉サービス評価推進機構が定める評価方法により、 3年サイクルで第三者評価を実施しています。

- ア. 園児および保護者に提供する保育サービスの質的向上
- イ. 効率的な保育園運営
- ウ. 職員の意識改革
- エ. 保護者などへの情報提供等

#### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施園数	15園	15園	14園

#### (11)区立保育園の建替え(大規模改修)

区立保育園47園(令和2年4月1日現在、公設民営園4園含む)のうち、昭和30~40年代に開設した園が28園あり、その中で既に建替えが完了している園は3園のみとなっています。

全ての区立保育園において耐震改修工事は完了しているほか、定期的な修繕を行いつつ必要 に応じて改修工事を実施しているため、施設内の安全面の確保や日常保育をするうえでの支障 はありませんが、築40年を超える施設については、老朽化等の状況により建替えを行う予定で す。

保育園は園庭が狭い施設が多く、同敷地内に仮設園舎の設置は難しいことが想定されるため、 近隣の区有地等に仮設園舎を建築して一時的に移転させ、本園舎を整備する手法を軸として区 立保育園の建替えを進めます。

# (12)区立保育園の民営化

今後の区立保育園については、民営化ガイドラインに沿って、民間活力の導入の検討を図り 民営化を計画・実施し、多様なニーズに応じたサービス提供等に取り組み、保育の質・量の維持向上を目指します。

#### <基本方針>

- ①民営化の効果等については十分に検証しながら段階的に推進すべきであることから、当面 は区立保育園 5 園の民営化を運営業務委託の手法により実施する。
- ②品川区としての保育の質を維持・向上していくにあたり、区立保育園は区立幼稚園とともに乳幼児教育の中核をなすことから、相当数は区立による運営とする。

# (13) しながわっ子 子育てかんがるープラン

ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育 てプランを作成する支援を実施しています。

【対 象】 妊娠中の方から就学前のお子さんのいる保護者

#### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	595件	568件	385件

# 3. 地域型保育事業

#### (1)目的

地域における多様なニーズにきめ細かく対応する保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、 19人以下の少人数の保育により、待機児童の多い0歳から2歳児までの乳幼児を預かる事業です。

#### (2)概要

#### ① 家庭的保育事業

3歳未満児を対象に、定員5人以下の少人数で家庭的な雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施する事業です。

#### ② 小規模保育事業

3歳未満児を対象に、定員6~19人の比較的小規模な環境で、家庭的保育事業に近い雰囲気の中で保育を実施する事業です。

#### ③ 事業所内保育事業

事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する事業です。

#### ④ 居宅訪問型保育事業

障害・疾病等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業です。

※現在、品川区では、③事業所内保育事業は実施していません。

# (3)対象者と入園事務

#### 【家庭的保育事業および小規模保育事業の対象者】

保育園の入園要件(P77)を満たし、品川区に住民票のある生後57日から3歳になった年度末(2歳児クラス)までの利用希望者です。

※家庭的保育事業の利用を希望する場合は、短時間認定を受けることが必要です。(標準時間認定の方は、家庭的保育事業の申し込みはできません。)

※地域型保育事業では、運営上、特別な配慮が必要なお子さんの保育ができない場合があります。 【入園事務】

保育園の入園の申込み (P78) 手順と同様です。地域型保育事業施設では受付していません。

#### (4) 入園実績

平成26年度までは、家庭的保育事業(保育ママ)として2次選考での申込みでしたが、平成27年度より認可事業となったため、平成27年4月入園の申込みより認可保育園と同様に1次選考の対象となっております。

#### <家庭的保育事業および小規模保育事業における保育の実施状況>

	(a)児童数(0~2歳)	(b) 入園者数	入 園 率
	(4月1日現在)		(b) / (a)
平成30年度	10,953人	243人	2.2%
令和元年度	10,910人	248人	2.3%
令和2年度	11,219人	244人	2.2%

※数値は各年度4月入所の状況です。

# (5) 定員および在籍状況

令和2年4月1日現在

	上只 03 C5 C5 IZ 不日		定員			-	<del></del>	<del></del>	在籍					T/AK
	地域型保育事業名	3歳未満	3歳以上	合計	O歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計	形態
1	内山 盛予	5	_	5	0	2	1	3	_	_	_	0	3	家庭的
2	林 とし子	3	_	3	0	1	2	3	_	_	_	0	3	家庭的
3	うみのくに保育園 ふどうまえ	12	_	12	3	4	3	10	_	_	_	0	10	小規模
4	五反田せせらぎ保育園	9	_	9	3	3	2	8	_	_	_	0	8	小規模
5	おうち保育園おおいまち	12	_	12	4	4	4	12	_	_	_	0	12	小規模
6	はぐはぐキッズ荏原町	12	_	12	4	4	3	11	_	_	_	0	11	小規模
7	チャイルドマインダー荏原中延	9	_	9	3	3	3	9	_	_	_	0	9	小規模
8	はぐはぐキッズ西大井	12	_	12	2	4	4	10	_	_	_	0	10	小規模
9	サニーチャイルト゛とごし	11	_	11	2	4	4	10	_	_	_	0	10	小規模
10	めるへんキッズ戸越	12	_	12	3	4	4	11	_	_	_	0	11	小規模
11	ナーサリーおひさま	12	_	12	2	3	4	9	_	_	_	0	9	小規模
12	チャイルト、マインダー武蔵小山	9	_	9	2	3	2	7	_	_	_	0	7	小規模
13	うみのくに保育園 なかのぶ	19	_	19	6	6	6	18	_	_	_	0	18	小規模
14	サニーチャイルト にしおおい	11	_	11	3	4	3	10	_	_	_	0	10	小規模
15	こどもヶ丘保育園 大井町園	12	_	12	3	4	5	12	_	_	_	0	12	小規模
16	星のおうち戸越銀座	12	_	12	3	4	5	12	_	_	_	0	12	小規模
17	しいのみ保育園	19	_	19	4	6	7	17	_	_	_	0	17	小規模
18	ウィズブック保育園大森海岸	15	_	15	3	6	6	15	_	_	_	0	15	小規模
19	まちの保育園えばら	12	_	12	2	4	3	9	_	_	_	0	9	小規模
20	チャイルト、マインダー西五反田	9	_	9	3	3	3	9	_	_	_	0	9	小規模
21	おうち保育園ごたんだ	12	_	12	4	4	3	11	_	_	_	0	11	小規模
22	保育ルーム Clover西小山園 I	12	_	12	3	5	4	12	_	_	_	0	12	小規模
23	保育ルーム Clover西小山園 II	19	_	19	3	7	6	16	_	_	_	0	16	小規模
24	障害児訪問保育アニー		_	0	0	2	0	2	0	0		0	2	居宅訪問
	合計	270		270	65	94	87	246	0	0	_	0	246	

# (参考①)

認可保育園、地域型保育事業と認証保育所を合わせた定員数、園児数

	0~5歳児の 人口(A)	定員(B)	園児数(C)	人口に対する 定員の割合 (B) / (A)	入園率 (C) / (A)
平成30年度	20,734人	11,152人	10,388人	53.7%	50.1%
令和元年度	21,168人	12,094人	11,078人	57.1%	52.3%
令和2年度	21,796人	12,398人	11,610人	56.8%	53.2%

- ※人口は、各年4月1日付年齢別人口報告書による
- ※保育園、地域型保育事業、認証保育所の園児数は各年4月1日付の人数
- ※認証保育所の定員は区内園の合計数、園児数は区外園に通所している品川区民を含む

#### (参考②)

<新規入園申込者等の状況>認可保育園と地域型保育事業

	新規申込者	入園児	待機児数(4月)
平成30年度	3,489人	2,783人	19人
令和元年度	3,505人	2,724人	12人
令和2年度	3,988人	2,813人	13人

<sup>※</sup>数値は各年度4月入所の状況です。

# 4. 区立幼稚園

# (1) 区立幼稚園の概要と入園実績

現在、区立幼稚園は、幼保一体施設6園(平塚、御殿山、第一日野、台場、二葉、八潮わかば)、 単独園3園(城南、浜川、伊藤)の9園を設置し、全園で2年保育を実施し、全園で預かり保育を 行っています。

令和2年4月1日現在

	園 名	定員		クラス数	在園数	入園可能数
		年少(4歳)	30	1	28	2
1	城南幼稚園	年長(5歳)	32	1	26	6
		合 計	62	2	54	8
		年少(4歳)	35	1	22	8
2	平塚幼稚園	年長(5歳)	30	1	31	4
		合 計	65	2	53	12
		年少(4歳)	35	1	26	4
3	浜川幼稚園	年長(5歳)	35	1	29	3
		合 計	65	2	55	7
		年少(4歳)	35	1	35	0
4	御殿山幼稚園	年長(5歳)	32	1	35	0
		合 計	62	2	70	0
		年少(4歳)	30	1	23	7
5	伊藤幼稚園	年長(5歳)	32	1	29	3
		合 計	62	2	52	10
		年少(4歳)	30	1	24	6
6	第一日野幼稚園	年長(5歳)	32	1	23	9
		合 計	62	2	47	15
		年少(4歳)	33	1	19	14
7	台場幼稚園	年長(5歳)	34	1	19	15
		合 計	67	2	38	29
		年少(4歳)	60	2	53	7
8	二葉幼稚園	年長(5歳)	70	2	63	7
		合 計	130	4	116	14
		年少(4歳)	35	1	35	0
9	八潮わかば幼稚園	年長(5歳)	32	1	28	4
		合 計	67	2	63	4
		年少(4歳)	313	10	265	48
	合 計	年長(5歳)	334	10	283	51
		合 計	647	20	548	99

## (2) 幼稚園保育料

令和元年10月より、3歳クラスから5歳クラスまでの幼稚園利用料が無償化されました。

# (3)特別支援教育。巡回相談

心身に障害のあるお子さんや心身の発達状態から同様の配慮を必要とするお子さんについて、 集団での教育が可能な場合等において受け入れ、より良い発達に配慮しながら対応しています。 介助員の配置等については、主治医が作成する書類や面接等から就園措置委員会で決定します。 学校心理士による巡回相談を実施し、特別支援児童の対応について助言・指導を行っています。 保育の方法や対応上の留意点等について専門的なアドバイスを行い、教職員の専門性の向上につ なげ、適切な環境のもとで児童の健やかな発達を支援しています。また、配慮が必要な5歳児を 対象に、スムーズな就学に向けた支援も行っています。

#### 【実 績】

	実施園数	巡回回数	対象児童数
平成29年度	9園	18回	26人
平成30年度	9園	18回	35人
令和元年度	9園	27回	72人

# 5. 幼保一体施設

幼保一体施設は、幼稚園と保育園のそれぞれの培ってきたメリットを融合させ、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設です。

品川区では、「年齢区分型」と「幼保連携並列型」の2種類の運用形態を設けています。

「年齢区分型」の幼保一体施設は、併設された0~3歳児クラスの認可保育園と4~5歳児クラスの幼稚園により構成されます。「年齢区分型」の幼保一体施設においては、幼保一体施設を構成する保育園の3歳児が4歳児に進級する際に、併設幼稚園への入園を希望する場合は、優先入園の取扱いをしています。

「幼保連携並列型」の幼保一体施設は、 $0\sim5$ 歳児クラスの認可保育園と施設内または併設する小学校に設置された $4\sim5$ 歳児クラスの幼稚園により構成されています。

【予算額】 618,979千円

## (1) 二葉すこやか園

二葉すこやか園は、平成14年9月、二葉幼稚園の園舎内の余裕教室に二葉つぼみ保育園を併設し、「年齢区分型」の品川区初の幼保一体施設として運営を開始しました。また、平成25年4月からは、豊葉の杜学園の併設施設として運営しています。

【開園時期】 平成14年9月

# 【定員および園児数】

令和2年4月1日現在

二葉つぼみ保育園(0~3歳児)		二葉幼稚園	(4~5歳児)	定 員	園児数
定員	園児数	定員	園児数	合 計	合 計
66人	78人	130人	116人	196人	194人

#### (2)のびっこ園台場

のびっこ園台場は、台場幼稚園を台場小学校の教室に移設し、台場保育園 4~5歳児クラスを新設し、「幼保連携並列型」の幼保一体施設として運営しています。

【開園時期】 平成18年6月

#### 【定員および園児数】

令和2年4月1日現在

	台場保育園	1(0~5歳児	.)	台場幼稚園		<b>☆</b> ₽	E   F */-
0~	2歳児	3~5	歳児	(4~5)	歳児)	定員	園児数
定 員	園児数	定員	園児数	定 員	園児数	合 計	合 計
47人	52人	69人	66人	67人	38人	183人	156人

#### (3)第一日野すこやか園

第一日野すこやか園は、平成22年4月に五反田地区教育複合施設へ第一日野幼稚園を移転し、あわせて同施設内に0~5歳児クラスの認可保育園を設置し、平成22年6月から「幼保連携並列型」の幼保一体施設として運営しています。

【開園時期】 平成22年6月

【定員および園児数】

令和2年4月1日現在

	西五月	<b>文田第二</b> 保	₹育園(0~5	育園(0~5歳児) 第一日野幼稚園		第一日野幼稚園		田田松.
	0~2	歳児	3~5	歳児	(4~5 <u>j</u>	歳児)	定員	園児数
定	員	園児数	定 員	園児数	定員	園児数	合 計	合 計
	52人	54人	78人	76人	62人	47人	192人	177人

#### (4) 平塚すこやか園

平塚すこやか園は、平成24年10月に荏原平塚総合区民会館と併設する幼保一体施設へ平塚幼稚園を移転し、平成25年4月に同施設内に0~5歳児クラスの認可保育園を設置することで、「幼保連携並列型」の幼保一体施設として運営しています。

#### 【開園時期】 平成25年4月

# 【定員および園児数】

令和2年4月1日現在

		荏原西第 (0~5			平塚幼稚園		定員	園児数
	0~2	歳児	3~5	歳児	(4~5)	(4~5歳児)		合 計
定	員	園児数	定 員	園児数	定員園児数			
	38人	42人	50人	55人	65人	53人	153人	150人

## (5)御殿山すこやか園

御殿山すこやか園は、北品川5丁目の再開発工事完了に伴い、御殿山幼稚園を御殿山小学校敷地に隣接する建物内に再移転し、あわせて同施設内に0~3歳児クラスの認可保育園を設置することで、平成27年7月から「年齢区分型」の幼保一体施設として運営をしています。

#### 【開園時期】 平成27年7月

#### 【定員および園児数】

令和2年4月1日現在

五反田第二保育	五反田第二保育園(0~3歳児) 御殿山幼稚園(4~5歳児)			定 員	園児数
定員	園児数	定員	合 計	合 計	
50人	46人	70人	70人	120人	116人

### (6)八潮すこやか園

八潮すこやか園は、八潮わかば幼稚園の老朽化による大規模改修工事に伴い、これまでも密接に 連携してきた近隣の八潮南保育園を移転し、幼保一体施設として運営をしています。

#### 【開園時期】 平成31年4月

# 【定員および園児数】

令和2年4月1日現在

-,	- 0, 0							14	100	1/1 1	- Julia
				保育園 歳児)		八潮わかば幼稚園		定	員	園児	見数
		0~2	歳児	3~5	歳児	$(4\sim5)$	(4~5歳児)		計	合	計
	定	員	園児数	定員	園児数	定 員	園児数				
		39人	38人	58人	57人	67人	63人	1	64人	1	58人

#### (7) 品川区立就学前乳幼児教育施設(ぷりすく―る西五反田)

#### 【目的】

小学校就学前の乳幼児に対し、保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育・教育を継続的 かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図り、地域における子育て家庭を支援します。

#### 【内容】

公設民営型の幼保一体施設として、多様な保育・教育ニーズに対応します。

延長夜間保育・預かり保育・特別教育等(体操教室など)のサービス(一部有料)を提供します。 ※運営は、指定管理者制度により NPO 法人「子育て品川」が行っています。

# 【定員および園児数】

令和2年4月1日現在

保育園(0	~2歳児)	幼児教育施設	殳(3~5歳児)	定員計	園児数 合 計
定員	園児数	定員	園児数	, , , , ,	,,,,,,
46人	45人	54人	75人	100人	120人

# 【預かり保育の実績】

	延べ利用者数
平成29年度	13,119人
平成30年度	12,480人
令和元年度	14,005人

# 【予算額】

265,555千円

# 6. 就学前乳幼児教育の充実

0歳から就学前までの全ての子どもたちが、保育園・幼稚園の区別なく、等しく質の高い保育・教育を受けられ、小学校へのスムーズな移行ができるよう乳幼児教育の充実を図っています。平成20年3月には、区の保育・教育指針として、それまでの取組みをまとめた「のびのび育つしながわっこ」を策定しました。その後、平成23年12月にジョイント期カリキュラムを反映し、平成27年3月には「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との整合を図りました。昨年度は、平成30年度から改訂された「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を反映させ、近年増加している若手保育者が親しみやすい構成とした第4版を発行しました。

区では、今後も「のびのび育つしながわっこ」に基づく保育・教育の実践とその検証・評価を行いながら、乳幼児教育の充実に努めます。

# (1) のびしなプロフェッショナルスクール

「のびしなプロフェッショナルスクール」では、保育園職員として求められる知識・能力を8分野に分類し、必要な専門性を習得できるように研修の体系化を図り、講義・グループワーク・実技等の研修を実施しています。令和元年度は保育課企画研修を51回開催し、2,760人の参加がありました。令和元年度からは、「専門性自己評価システム」を導入し、各保育士の力量の見える化を図ることで、必要な研修の選択がより可能となりました。

#### 【内 容】

- · 保育課企画研修
- 外部研修機関への派遣研修
- ・専門性自己評価システム
- ・園内研究の実施、保育課園長 OB による巡回指導

#### 【予算額】 8,558千円

# (2) 保幼小ジョイント事業

幼児の生活や発達、学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実が求められています。この事業は公 私立保育園・幼稚園と近隣の小学校が連携・協力し、園児が学校環境に慣れ親しむ機会をつくり、 学校生活に期待や意欲をもって就学できることを目的としています。

#### 【内 容】

- ・ 保育園児・幼稚園児と小学生、小学校教職員の交流
- ・ 小学校教職員と幼稚園教諭、保育士の交流(教員による保育者体験)
- ・ 小学校の校長や教職員を講師とした保育園・幼稚園での研修

#### 【予算額】 3,015千円

#### (3) 保育・教育の充実

「のびのび育つしながわっこ」に基づく保育を実践し質の高い乳幼児教育を提供するために、日常の保育では体験できない機会の提供や物品等の購入を行っています。

#### 【内 容】

- · ICT 体験事業
- ・ オリンピック・パラリンピック応援事業
- ・ 教材・教具の充実
- ・ 「のびのびガイド」の配付

#### 【予額算】 29,019千円

## (4) 保育施設の指導検査等

児童福祉法や子ども・子育て支援法等の法令を根拠とした指導検査を行い、必要な助言や指導、 是正措置を講じることで、適正な園運営と事業者の健全な経営の確保を図っています。

#### 【内 容】

- ・認可保育所および地域型保育事業所に対する運営管理・保育内容・会計経理に関する実地検査、 業務管理に係る指導立ち会い
- ・認可保育所および地域型保育事業に対する保育状況確認の巡回訪問指導
- ・認証保育所に対する東京都実地検査および開設後運営指導の立ち会い
- ・認可外保育施設に対する東京都実地検査の立ち会い、保育状況確認の巡回訪問指導立ち会い

# 【実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認可保育所・地域型保育事業所の	21件	90件	84件
実施検査等			
認可保育所・地域型保育事業所の	46件	70件	11件
巡回訪問指導	4017	7017	1117
認証保育所の東京都実地検査・開	0/4	2/14	0/#
設後運営指導立ち会い	9件	3件	9件
認可外保育施設の東京都実地検	20/4	1.0/1	10/4
査・巡回訪問指導立ち会い	28件	16件	18件
合 計	104件	179件	122件

# (5) 認定こども園

保育園における乳幼児教育の内容の充実や地域子育て支援機能の充実を図るため、平成19年9月に区立保育園3園(一本橋保育園、旗の台保育園、五反田保育園)を、平成27年4月に区立保育園1園(北品川第二保育園)を保育所型認定こども園に転換しました。品川区立の認定こども園では、保育園機能とあわせて、4~5歳児クラスに、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受け入れ枠があります。保育と教育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行います。

#### 【内 容】

- ・ 乳幼児教育の内容の充実
- ・ 保育者のスキルアップのための研修
- ・ 保育者に対する巡回指導
- ・ 短時間利用児の受入れ
- ・ 短時間利用児については、保護者が就労している在園児を対象に預かり保育を実施
- ・ 子育て支援事業の実施
- ・ 4~5歳児の担任に幼稚園教諭・保育士資格併有者を配置
- ・ 小学校教育への接続と連携の強化

### 【実施園】

一本橋保育園、旗の台保育園、五反田保育園、北品川第二保育園

# 7. 一時預かり事業

一時預かり事業は、子ども・子育て支援制度において地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、各自治体が地域の実情に応じて実施することとされています。

品川区では、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったお子さんについて、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業として、以下のメニューを用意し、利用者のニーズに対応しています。

# (1) 区立幼稚園の預かり保育

区立幼稚園全園で、保護者が就労等をしている在園児を対象として、預かり保育(幼稚園教育時間を除く)を行っています。

※幼稚園教育時間は、月・火・木・金=9時~14時、水=9時~12時。

# ① 単独園 (3園)

【実施曜日】 月~金(土・日・祝・振替休業日・年末年始等を除く)

# 【利用時間·利用料】

3. 41.4 1 4. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14.							
	園名	城南・伊藤	浜川				
	月・火・木・金	14時~17時					
実施時間	水	12時~17時	7時30分~18時30分				
	長期休業日等	9時~17時					
			9時~17時→400円				
<b>手</b> 山田)	业 (□ <b>岁</b> 至)	400円	※無償化対象者:0円				
利用料(日額)		※無償化対象者:0円	7時30分~18時30分→600円				
			※無償化対象者:150円				

# 【実 績】

田			þ	Ħ	延べ利用数			
	園  名			平成29年度	平成30年度	令和元年度		
城	南	幼	稚	園	961人	1,133人	1,339人	
浜	Ш	幼	稚	園	2,507人	1,914人	1,287人	
伊	藤	幼	稚	園	987人	1,306人	1,050人	
合				計	4,455人	4,353人	3,676人	

#### 【予算額】 3,903千円

#### ② 幼保一体施設 (6 園)

【実施曜日】 年齢区分型=月~土(日・祝・振替休業日・年末年始等を除く) 幼保連携並列型=月~金(土・日・祝・振替休業日・年末年始等を除く)

# 【利用時間·利用料】

園名		年齢区分型	幼保連携並列型	
		御殿山・二葉	第一日野・台場・平塚・八潮わかり	
/	月・火・木・金水		7 時 30 分~18 時 30 分	
実施時間	土	7時30分~19時30分	_	
	長期休業日等		7時 30分 ~ 18時 30分	
利用料(日額)		18 時 30 分まで→750 円 ※無償化対象者:300 円 19 時 30 分まで→1,150 円 ※無償化対象者:700 円	7時30分~18時30分 7時30分~18時30分 →第一日野・台場:600円 ※無償化対象者:150円 平塚・八潮わかば:750円 ※無償化対象者:300円 9時~17時 →第一日野・台場:400円 ※無償化対象者: 0円 平塚・八潮わかば:550円	

# 【実 績】

	133		Ħ		延べ利用数			
	園		名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	葉	幼	稚	園	11,806人	11,442人	12,906人	
台	場	幼	稚	園	2,911人	4,058人	3,598人	
第 -	一 目	野	幼稚	園	2,486人	2,263人	2,304人	
御	殿口	山幼	九 稚	園	11,474人	10,656人	11,197人	
平	塚	幼	稚	園	2,940人	1,987人	3,462人	
八海	朝わ	かば	幼稚	<b>主</b> 園	908人	977人	1,527人	
	合		計		32,525人	31,383人	34,994人	

# 【予算額】 35,015千円

# ③ 子育て支援型預かり保育(台場幼稚園)

【実施曜日】 基本保育実施日(土・日・祝・振替休業日・年末年始等を除く)

【要 件】 在園児の保護者が保育を必要とした場合 【利用時間】 幼稚園教育時間終了後から16時30分まで

【利用料(日額)】 400円(おやつ代別)

【実 績】

	園名			Ħ		延べ利用数		
				平成29年度	平成30年度	令和元年度		
Ī	台	場	幼	稚	園	874人	980人	639人

※就労支援型預かり保育実績(上の表)の総利用数の内数。

# (2)一時保育

#### 【事業概要】

区内在住の保護者が病気や出産などの理由で、子どもの保育が困難な場合に、一時的に公私立保育園で預かる制度です。

#### ① 対象児童

品川区内に居住する生後4か月から就学前までの健康な児童であって、保護者が次のいずれかに該当し、一時的に保育が困難な場合に対象とします。

- (ア) 死亡、行方不明等で不在のとき。
- (イ) 傷病もしくは出産等のため入院または通院するとき。
- (ウ) 家族が入院し、その看護にあたるとき。
- (エ) 災害等によって復旧活動に従事するとき。
- (オ) 親族の葬儀を主宰し、または出席するとき。
- (カ)裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)に定める裁判員候補者の呼び出しおよび裁判員(補充裁判員を含む)の出頭に応じるとき。(平成21年度から)
- (キ) 区長が必要であると認めたとき。

(私立幼稚園の長期休暇中で保護者が就労している場合の預かり等)

- ② 実 施 園 公立保育園 (ぷりすくーる西五反田・ひろまち保育園を除く) 私立保育園 (一部の私立園を除く)
- ③ 定 員 各園2名(私立保育園については実施園に要問い合わせ)
- ④ 利用期間 利用開始日から2か月以内で必要な日。
- ⑤ 利用時間 午前7時30分~午後6時30分の間で必要と認める時間。
- ⑥ 利用料金 一日 2,000円(私立保育園については実施園に要問い合わせ)

#### 【利用実績】

保育事由	平成29年度	平成30年度	令和元年度
死亡・行方不明	0件	8件	1件
入院・通院	106件	90件	123件
看 護	10件	9件	19件
私立幼稚園	87件	128件	198件
災害	0件	0件	0件
その他	45件	25件	30件
合 計	248件	260件	371件
延べ日数	1,231件	1,448件	1,873件

# 8. 子ども・子育て会議

# (1) 品川区子ども・子育て会議の運営

## 【目的】

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するにあたり必要な調査・審議を行うため、合議制の機関として設置をしています。子ども・子育て支援事業計画の策定内容・進捗状況の確認や特定教育・保育施設の利用定員等を定める時の意見聴取等を実施します。

#### 【概要】

平成25年7月12日、子ども子育て支援法に基づき、区長の附属機関として、品川区子ども・子育て会議を設置しました。

#### 【組織】

会議は、次の者の内から、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成し(条例第3条)、委員の うち3名は区民からの公募により選出しました。

- ① 区内在住の保護者
- ② 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ③ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- ④ その他区長が必要と認める者

委員の任期は2年(条例第4条)。

第4期の委員の任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までとなります。

#### 【執行実績】

- ・子ども・子育て会議 (6月、11月、2月)
- ・第2期品川区子ども・子育て支援事業計画の審議
- ・子ども・子育て支援事業計画実績資料および新規開設施設の定員についての審議等

#### 【予 算】 1,827千円

【根 拠】 子ども・子育て支援法

品川区子ども・子育て会議条例

品川区子ども・子育て会議運営要綱

# (2) 品川区子ども・子育て支援事業計画

#### 【目的】

「品川区子ども・子育て支援事業計画」は、「品川区長期基本計画」を踏まえ、保育需要を把握するとともに、教育・保育施設などの整備計画として子ども・子育て支援の取組みを一層促進するために、5年間の計画を策定しています。第1期事業計画は平成27年度から令和元年度、第2期事業計画は令和2年度から令和6年度の計画期間です。

#### 【概要】

「子どもの笑顔があふれるまちの実現」を基本理念とし、しながわネウボラネットワークをはじめとした支援体制の確立や、誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちを目指し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる、誰もが子どもにやさしく、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現に取り組みます。

【根 拠】 子ども・子育て支援法 品川区子ども・子育て会議条例 品川区子ども・子育て会議運営要綱

# V. 保育支援課

# 1. 私立認可保育園の運営等

#### (1) 私立保育園の運営

#### ① 委託費支給および運営費助成

児童福祉法第24条第1項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項に規定する児童の保育を行う私立保育園86園(私立認定こども園5園含む。)に対し、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき委託費(私立認定こども園は、施設型給付費)を支給するとともに、区独自の運営費を助成することにより児童に対する保育サービスの充実を図ることを目的としています。

#### 【根 拠】

- (ア)子ども・子育て支援法第27条(私立認定こども園)および附則第6条(私立保育園)
- (イ)特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、 特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
- (ウ) 品川区特定保育所運営費助成要綱・品川区私立認定こども園等運営費助成等に関する要綱

#### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園数	49園	66園	77園

#### 【予算額】 13,284,035千円

# ② 保育士等の処遇改善事業

私立保育園に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき処遇改善等加算を支給し保育士等の賃金改善を図るとともに、東京都の保育士等キャリアアップ補助金を活用し、更なる賃金改善を実施しています。

また、私立保育園の運営事業者が保育従事職員のために宿舎を借り上げた場合に、借り上げに 係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舎借り上げ支援事業を実施しています。

#### 【根 拠】

- (ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱
- (イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

#### 【実 績】

#### (ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助額	272,409千円	402,706千円	486,031千円

#### (イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園数	46園	65園	76園
利用人数	361人	624人	788人

#### 【予算額】 1,473,473千円

③ 保育士等に対するインフルエンザ予防接種費用助成

私立保育園の保育士等がインフルエンザ予防接種を受け、その費用を園が負担した場合に、1

人当たり3,000円を上限として園に助成を行うことにより、保育士等の負担軽減を図るとともに、 予防接種を受ける保育士等を増加させ、園内での感染拡大を防止します。

#### 【実 績】

	平成30年度	令和元年度
園数	65園	74園
助成人数	1,100人	1,253人

# 【予算額】 6,264千円

#### ④ 定期利用保育事業

新規開設園等の4・5歳児室の空きスペースを活用して、認可保育所等を入園不承諾となった 1歳児の受入れを行っています。

実施園に対し、受入児童数に応じて、受入れに要する費用の一部を補助金として交付しています。

#### 【実施施設】 私立認可保育所 6 園

#### 【根 拠】

- (ア) 品川区定期利用保育事業実施要綱
- (イ) 品川区定期利用保育事業補助金交付要綱

#### 【実 績】

	平成30年度	令和元年度
園数	13園	10園
児童数(延)	483人	464人

#### 【予算額】 56,916千円

#### ⑤ 遊戲場提供支援事業

私立保育園が園外活動を行う場合に、区立施設を提供し、その使用料を補助することにより、児童が健やかに身体を動かすことができる環境を整備します。

【使用施設】文化センター (5か所)、スクエア荏原、こみゅにていぷらざ八潮

#### 【根 抓】

品川区認可保育所等遊戲場提供支援事業補助金交付要綱

#### 【実 績】

	令和元年度
園数	1園

#### 【予算額】 252千円

# (2) 認可保育園新規開設支援

区では認可保育園の新規開設を待機児童対策の主要な事業として位置づけ、社会福祉法人、株式会社等の民間活力を活用し、積極的に誘致することにより、令和2年4月に9か所(認証保育所から認可保育園への移行1園を含む。)の保育園を開設しています。また、令和2年11月にも1か所の保育園を開設する予定です。

なお、平成22年度から令和元年度までの10年間で、7,929人の受け入れ枠を拡大しています。 新規開設にあたっては、開設準備経費と開設前家賃の補助制度等を設けています。

### ① 品川区認可保育所等開設支援補助

認可保育園事業者への開設支援として、開設前の家賃補助および改修経費補助を実施します。 (ア) 開設前家賃補助

開設までに要した家賃(賃貸借物件により新たに開設する場合で、事業者が貸主に対して支払う建物賃借料(改修工事等着工以降から開設するまでを対象とする家賃)および礼金を含む。)について、施設ごとに(i)家賃にかかる事業者の実支出額の7/8と(ii)1か所あたり41,000千円の7/8を比較していずれか少ない額を選定し、その選定した金額を補助します。

#### (イ) 改修経費補助

賃貸借物件の借上げ時における改修費等(内装改修工事費および設備工事費等)の実支出額の15/16を補助します(定員による上限額の設定あり)。

#### 【根 拠】 品川区認可保育所等開設等支援事業補助要綱

# 【実 績】

	平成29年度		令和元年度
明凯禹粉(※1)	民設民営 11園	尺部尺份 17萬	民設民営 11園
開設園数(※1)	(公設民営 1園)	民設民営 17園	(公設民営 1園)
定員拡大数(※2)	974人	1,449人	938人

- ※1 各年度4月1日から3月31日までに開設した認可保育園数。公設民営園については、当該補助事業対象外であるため参考として掲載。
- ※2 公設民営認可保育園の新規開設および民設民営認可保育園の定員増による拡大数を含む。

#### 【予算額】 2,350,179千円

#### ② 認可保育園への移行支援

都独自の基準により認証された認証保育所が、認可保育園へ移行するにあたり、認可基準を満たすために必要となる既存施設の改修経費等の実支出額の3/4を補助します(1施設あたり対象経費上限額32,000千円)。

#### 【予算額】 24,000千円

#### ③ 品川区認可保育所等開設後家賃補助

認可保育所事業者への運営支援として、開設後の家賃補助を実施しています。

国の「都市部における保育所等への賃借料支援事業」および東京都の「保育所等賃借料補助事業」を活用し、開設後5年間は家賃から公定価格に基づく賃借料加算を差し引いた補助基準額の7/8(平成29年4月に開設した園は、15/16)を、開設後6年目以降は家賃が賃借料加算の3倍を超える園に対し、補助基準額の3/4を補助します。

#### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園数	33園	45園	55園

#### 【予算額】 1,394,321千円

#### ④ 賃貸物件における園庭等整備推進

私立認可保育園の開設に係る外構工事のうち、現行の国・都の助成事業において助成対象外となっている賃貸物件での園庭等の整備費用について、区が独自に補助します。

#### 【予算額】 15,000千円

令和2年度 新規開設私立(民設民営)認可保育園一覧

名称	所 在 地	定員	設 置 者
アソシエ旗の台保育園	旗の台6-29-14	69	(株) アソシエ・インターナショ ナル
キッズガーデン五反田駅前	西五反田1-29-2	73	(株)Kids Smile Project
キッズラボ中延園	戸越6-15-5	73	キッズラボ (株)
こころしながわひがしおおい保育園	東大井1-3-6	90	(株) こころケアプラン
さくらさくみらい御殿山	北品川3-6-1	61	(株) さくらさくみらい
さんさん森の保育園戸越公園(※1)	豊町3-2-13 豊町4-2-5 (分園)	84	(株) アスパイーエックス
しなおおコスモ保育園	大井1-31-1	69	(株) コスモズ
ニチイキッズむさしこやま保育園	小山3-15-1	30	(株) ニチイ学館
はぐはぐキッズ二葉	二葉4-3-8	60	プリメックスキッズ (株)
(仮称) クオリスキッズ大井町保育園 (※2)	大井3-17 (以下未 定)	60 (予定)	(株) クオリス

- ※1 認証保育所から認可保育園への移行園
- ※2 令和2年11月開設予定園

# (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策物品購入経費助成(令和2年度補正)

# 【目的】

各園でマスクや消毒液購入等を行った場合、500,000円を上限として園に助成を行うことにより、園内での新型コロナウイルス感染拡大防止を図ります。

【予算額】 43,000千円

# 2. 地域型保育事業の運営

### (1) 地域型保育事業の運営

① 地域型保育給付費の支給および運営費助成

子ども・子育て支援法による公定価格に基づき地域型保育給付費を支給するとともに、区独 自の運営費を助成することにより、事業実施の安定化を図ることで児童の保護者に多様な保育 事業の提供を促進し、児童福祉の向上を図ることを目的としています。

#### 【根 拠】

- (ア) 子ども・子育て支援法第29条
- (イ)特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、 特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
- (ウ) 品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱

### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園数	24園	24 園	24園

※園数には居宅訪問型保育事業1事業を含む。

#### 【予算額】 929,113千円

#### ② 保育士等の処遇改善事業

地域型保育事業に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき処遇改善等加算を支給し保育士等の賃金改善を図るとともに、東京都の保育士等キャリアアップ補助金を活用し、更なる賃金改善を実施しています。

また、地域型保育事業の運営事業者が保育従事職員のために宿舎を借り上げた場合に、借り上げに係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舎借り上げ支援事業を実施しています。

#### 【根拠】

- (ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱
- (イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

#### 【実 績】

#### (ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助額	70,932千円	70,556千円	71,228千円

#### (イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園数	18園	19園	20園
利用人数	49人	58人	65人

#### 【予算額】 144,850千円

#### ③ 保育士等に対するインフルエンザ予防接種費用助成

地域型保育事業の保育士等がインフルエンザ予防接種を受け、その費用を園が負担した場合に、 1人当たり3,000円を上限として園に助成を行うことにより、保育士等の負担軽減を図るととも に、予防接種を受ける保育士等を増加させ、園内での感染拡大を防止します。

# 【実 績】

	平成30年度	令和元年度
園数	22園	22園
助成人数	104人	107人

#### 【予算額】 759千円

### ④ 開設後家賃補助

地域型保育事業者への運営支援として、開設後の家賃補助を実施しています。 東京都の「保育所等賃借料補助事業」を活用し、開設後5年間は家賃から公定価格に基づく 賃借料加算を差し引いた補助基準額の7/8を補助します。

### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園数	7園	10園	10園

# 【予算額】 315千円

# (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策物品購入経費助成(令和2年度補正)

# 【目 的】

各園でマスクや消毒液購入等を行った場合、500,000円を上限として園に助成を行うことにより、園内での新型コロナウイルス感染拡大防止を図ります。

# 【予算額】 11,500千円

# 3. 認証保育所等

#### (1) 認証保育所の概要

認証保育所とは東京都独自で定めた要件を満たし、都知事が認証した保育施設をいいます。民間事業者による自主事業で、都市の多様な保育ニーズに対応することを目的としています。

### (2) 認証保育所の運営

① 認証保育所運営費等補助制度

#### 【目的】

東京都が認証した施設に対し品川区が運営費の補助金を交付することにより、保育所のサービス水準の維持向上および児童福祉の増進を図ることを目的としています。

#### 【内容】

東京都が認証した施設に対し、品川区が補助金を交付し、多様な保育ニーズに対応します。

#### 【根 拠】

品川区認証保育所運営費等補助要綱

# 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園数	26園	27園	26園

### 【予算額】 1,348,902千円

(各施設については、参考資料:施設一覧の認証保育所をご覧ください。)

#### ② 保育士等の処遇改善事業

認証保育所に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、東京都の保育士等キャリアアップ補助金を活用し、賃金改善を実施しています。

また、認証保育所の運営事業者が保育従事職員のために宿舎を借り上げた場合に、借り上げに係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舎借り上げ支援事業を実施しています。

### 【根 拠】

- (ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱
- (イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

#### 【実 績】

#### (ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助額	170,957千円	162,255千円	167,664千円

#### (イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園数	15園	19園	21園
利用人数	72人	91人	123人

#### 【予算額】 301,224千円

③ 保育士等に対するインフルエンザ予防接種費用助成

認証保育所の保育士等がインフルエンザ予防接種を受け、その費用を園が負担した場合に、1

人当たり3,000円を上限として園に助成を行うことにより、保育士等の負担軽減を図るとともに、 予防接種を受ける保育士等を増加させ、園内での感染拡大を防止します。

# 【実 績】

	平成30年度	令和元年度
園数	22園	20園
助成人数	191人	213人

# 【予算額】 1,200千円

#### ④ 開設後家賃補助

認証保育所事業者への経営支援として、開設後の家賃補助を実施しています。

東京都の「保育所等賃借料補助事業」を活用し、開設後5年間は家賃から区運営費助成要綱に基づく賃借料加算を差し引いた補助基準額の7/8(平成29年4月に開設した園は、15/16)を、開設後6年目以降は家賃が賃借料加算の6倍を超える園に対し、補助基準額の3/4を補助します。

### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
園数	9園	9園	7園

### 【予算額】 25,995千円

# (3) 認証保育所保育料助成制度

#### 【目的】

認証保育所を認可保育園に準ずる児童福祉施設と位置づけ、認証保育所を利用中の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料助成金を交付します。

# 【内 容】

助成要件 · 助成方法

	<b></b>	
年齢	要件	助成方法
(住民税課税世帯)	① 児童および保護者が当該月の 1 日時点で品川区内に住民票 上の住所を有し、実際に居住し ている月 ② 認証保育所に当該月の初日よ り在籍し、基本保育時間で月 160 時間以上の月ぎめ契約に より保育を受けた月 ③ 認証保育所の保育料を支払っ ている月	認可保育園に入園した場合の標準時間保育料と実際に認証保育所に払っている基本保育料との差額を助成(認証保育所基本保育料の上限額66,000円を超えた分は助成対象となりません)

#### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成人数	2,647 人	2,431 人	集計中
支給額	270,870,920 円	247, 182, 250 円	集計中

#### 【予算額】 223,330千円

【認証保育所の定員および在籍状況】 (令和2年4月1日現在)

¥ =	証保育所の定員およ	い T	上耤状	沈】	定	(令和	12年4	月1	日現在 <i>.</i> 	)		園児	数数			
	施設名	種別	0才	1才	2才	3才	4 才以上	計		0才	1才	2才	3才	4 才	5才	計
1	しながわがくどうえん	В	4	14	7			25		2	11	6				1
_	0 40 40 ( 0 ) 7070		1	11				20	うち区民	1	11	6				1
2	めだか保育園	Α	9	19		8		36		4	16	8				2
									うち区民	4	16	8				2
3	パレット保育園・不動前	Α	9	12	14	1		36	うち区民	7 5	11 9	11 6				2
	12 12 1 7 1 1 1 7 2 1 1								JOER	0	9	13	11	11	13	5
4	ポピンズナーサリースクール 東品川	Α	3	9	13	12	23	60	うち区民	0	9	13	11	11	12	5
5	ひよこの家保育園	A	6	8	6			20		1	8	5				1
Э	ひよこの家体月圏	A	0	٥	0			20	うち区民	1	8	5				1
6	こぐま保育園	В	9	6				15		8	5					1
				_					うち区民	8	5					1
7	こっこる	Α	6	10	10	2	24	50		6	8	10	8	8	8	4
									うち区民	6	7	7	5	5	5	3
8	小学館アカデミー おおさき駅前保育園	Α	9	12	12			33	うち区民	9	12 12	12				3
	T K チルドレンズファーム						I		, , , , , ,	5	9	9	8	5	4	4
9	東大井校	Α	5	9	9	1	.7	40	うち区民	5	9	9	8	5	4	4
			_							4	9	8				2
10	アスク不動前保育園	A	9	12	8			29	うち区民	2	5	4				1
11	さくら大崎保育園	А	15	12	10			37		15	12	10				3
	C ( 9) N H M		10	12	10			31	うち区民	15	12	10				3
12	小学館アカデミー むさしこやま保育園	Α	10	10	10		5	35		9	8	9	2			2
	1000000000000000000000000000000000000								うち区民	8	7	7				2
13	ポピンズナーサリースクール 東五反田	Α	6	8	7	1	.1	32	うち区民	3	8	6	1	4	4	2
	1 1/2 64 1 2								うら区氏	2 15	8 15	10	1	4	4	4
14	小学館アカデミー アトレ大井町保育園	Α	15	15	10			40	うち区民	15	15	10				4
							L		, ,,,,,,	9	12	14	2			3
15	ルーチェ保育園南品川	Α	9	14		16		39	うち区民	9	12	14	2			3
1.0	はとり 末日川畑本国			1.5	1.5			00		5	13	9				2
10	ゆらりん東品川保育園	A	9	15	15			39	うち区民	5	13	9				2
17	たんぽぽ保育所東大井園	Α	6	12	6			24		3	12	7				2
			Ŭ	15				21	うち区民	3	12	7				2
18	うみのくに保育園とごし	Α	9	15	16			40	うち区民	7	16	16				3
									7 5 6 6 7	7	16 16	16 14				3
19	BunBu学院 Jr 戸越園	Α	6	17	17			40	うち区民	4	15	14				3
20	ココファン・ナーサリー旗の台	A	3	9	9			21		1	6	7				1
20	Jayyor y y g god	Λ	3	9	9			21	うち区民	1	6	7				1
21	ウィズブック保育園天王洲	A	6	12	12	8	2	40	うち区民	6	12 12	12 11	7			3
		1							, ,,,,,,,,,	2	13	10	- '			2
22	太陽の子東五反田保育園	A	9	15	16			40	うち区民	2	13	10				2
00	<b>東上井太北のと四大四</b>		_	_				07		3	9	5				1
<b>2</b> 3	東大井かがやき保育園	A	9	9	9			27	うち区民	3	9	5				1
24	ユニバース・ナーサリー大森	A	7	12	12			31		1	12	7				2
_ T	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- 11	_ '	12	14			91	うち区民	1	9	6				1
25	鮫洲かがやき保育園	A	12	12	12	4		40		0	8	10	2			20
_	A =1								うち区民	0	8	10	2			20
_	合 計		200	298	264	82	25	869	うち区民	129	270	228	41	28	29	72
注	)設置主体や施設の規模により異な			者等によ	る運営が	ž	В)	区外国		122 13	258 49	32	36 19	25 6	25 7	67
	A型、主に個人によるものがB型						D)	のほ		1.9	49	34	19	O	(	14

A型、主に個人によるものがB型です。

区外園在和 の区民 区民合計 A)+B) 307 243 55 31 803

#### (4) 認可外保育施設保育料助成制度

#### 【目的】

待機児童対策の一環として、認可保育所、地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業) に入園できなかった児童が認可外保育施設(認証保育所を除く。)を利用する場合に、保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部を助成します。

#### 【制度概要】

① 対象施設

次の要件を満たす施設が対象となります。

- (ア) 認可外保育施設のうち、ベビーホテル・その他施設 (これらに準ずる施設として、区が特に認める施設を含む。)
- (イ) 東京都から認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設
- ② 利用要件

次の要件を満たす方が対象となります。

- (ア) 児童および保護者が品川区内に住民票上の住所を有し、実際に居住していること。
- (イ) 認可外保育施設を基本保育時間で月160時間以上の月極め契約で利用し、実際に160時間以上で保育を受けていること。
- (ウ) 認可外保育施設の基本保育料を施設に直接支払っており、滞納していないこと。
- (エ) 保育の必要性の認定を受け、認可保育所等の入園申込みを行ったが、不承諾となっている こと。
- ③ 助成月額(定額)

0歳児 50,000円、1歳児 45,000円、2歳児 40,000円 住民税非課税世帯の $0\sim2$ 歳児 25,000円(この他に、42,000円を幼児教育・保育の無償化に伴う利用料として給付)

#### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
月数	1,444月	827月	902月
支給額	67, 257, 750円	37, 884, 250円	34,550,500円

#### 【予算額】 46,680千円

#### (5) ベビーシッター利用支援事業 (ベビーシッター事業者連携型)

#### 【目的】

令和2年4月より都が実施するベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)を活用し、認可保育所、地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業)に入園できなかった0歳児から2歳児の児童が保育施設の代替手段として東京都が認定するベビーシッター事業者を利用する場合、利用料の一部を負担軽減し、保護者の復職等をサポートします。

#### 【制度概要】

利用要件

次の要件を満たす0歳児 $\sim 2$ 歳児である児童の保護者の方等が、事前に区へ申請することで対象となります。

- (ア)保育の必要性の認定を受け、認可保育所等の入園申込みを行ったが、不承諾となっている こと。
- (イ) 児童および保護者が品川区内に住民票上の住所を有し、実際に居住していること。

(ウ) 保護者がベビーシッター利用時に産休・育児休業中でないこと。

#### ② 利用方法

月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までの時間内で、都の認定事業者と合意した利用時間において、本事業の専用システムにより発行した助成券を利用することによって1時間あたり150円(税込)の利用料でベビーシッターを利用出来ます。

### 【実 績】※令和元年度までは、認可外居宅訪問型保育事業保育料助成制度として実施。

	平成30年度	令和元年度
月数	12月	集計中
支給額	480,000円	集計中

# 【予算額】 226千円

※保護者への直接の助成ではないため、令和2年度利用分の公費負担分支出は、令和3年度に精 算される。令和2年度予算額は事務用経費のみ計上する。

#### (6)企業主導型保育事業運営支援

### 【目的】

企業主導型保育事業とは、多様な就労形態に対応するために、国からの運営費助成等を活用して、 一般事業主等が設置する認可外保育施設です。そのうち、地域枠を設定して、品川区の児童を受け 入れている施設に対し、保育士等の処遇改善に係る経費の一部を補助しています。

#### 【内 容】

企業主導型保育事業に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、東京都の保育士等キャリアアップ補助金を活用し、賃金改善を実施しています。

また、企業主導型保育事業の運営事業者が保育従事職員(採用後10年以内の保育士のみ)のために宿舎を借り上げた場合に、借り上げに係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舎借り上げ支援事業を実施しています。

### 【根 拠】

- (ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱
- (イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

#### 【実 績】

# (ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金

	平成30年度	令和元年度
補助額	1,530千円	6,630千円

### (イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

	平成30年度	令和元年度
園数	2園	5園
利用人数	3人	12人

# 【予算額】 49,743千円

#### (7) 幼児教育・保育無償化に伴う利用料給付(認証保育所・認可外保育施設)

#### 【目的】

国の少子化対策の一環として、認証保育所等を利用中の保護者に対し、利用料の一部を給付することで、幼児期の教育・保育の負担軽減を図ります。

# 【内 容】

 $0\sim2$ 歳児の非課税世帯および $3\sim5$ 歳児の認証保育料が、保育の必要性を有する場合に、 $0\sim2$ 歳児の場合、月額42,000円を、 $3\sim5$ 歳児の場合、月額37,000円を上限として支給します。

# 【根 拠】

品川区認可外保育施設等施設等利用費支給要綱

【予算額】 285,360千円

# (8)認証保育所新型コロナウイルス感染拡大防止対策物品購入経費助成(令和2年度補正)

# 【目的】

各園でマスクや消毒液購入等を行った場合、500,000円を上限として園に助成を行うことにより、園内での新型コロナウイルス感染拡大防止を図ります。

【予算額】 12,500千円

# 4. 私立幼稚園

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区内私立幼稚園に対し認可、届 出、調査等の指導を行っています。

### (1) **私立幼稚園の入園実績** ※5月1日現在

	在籍児数			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
3歳児(満3歳児を含む)	1,066人	1,015人	1,072人	
4歳児	1,020人	1,036人	987人	
5歳児	1,008人	1,002人	1,019人	
計	3,094人	3,053人	3,078人	
定員	3,175人	3,250人	3,250人	

### (2) 私立幼稚園協会補助金

#### 【目的】

区内私立幼稚園相互の提携協力により、私立幼稚園振興のために実施する事業の拡充強化を図り、 もって幼児教育の向上に寄与するため、私立幼稚園協会に対し補助金を交付します。

【予算額】 5,500千円

#### (3) 私立幼稚園振興費補助金

#### 【目的】

園経営の安定と保護者にかかる経費の負担の軽減を図るため、運営費の一部を補助しています。 【予算額】 53.139千円

#### (4) 私立幼稚園預かり保育事業補助金等

#### 【目的】

多様化する保育ニーズに応えて、私立幼稚園に在園する3~5歳児を対象に教育時間外の午前7時30分~午後6時30分までと長期休業中(夏・冬・春休み)において、保育園の保育時間に準じた預かり保育を実施する幼稚園(きんだあくらぶ7園)に補助金を交付します。また、一定の条件のもとに預かり保育を実施する幼稚園に区独自の補助金を交付します。令和2年度は10園を対象とします。

【実施園】 17園

【予算額】 18,640千円

#### (5) 職員に対するインフルエンザ予防接種費用助成

私立幼稚園教職員が自費でインフルエンザ予防接種を受けてその費用を園が負担した場合、1人当たり3,000円を上限として園に助成を行うことにより、教職員の負担軽減を図るとともに、予防接種を受ける教職員を増加させ、園内での感染拡大を防止します。

#### 【実 績】

	平成30年度	令和元年度
園 数	17園	18園
助成人数	172人	159人

#### 【予算額】 1,080千円

# (6) 幼稚園への衛生管理費用助成

細菌やウイルスによる園内感染を防ぐため、衛生管理費用を公費負担し、床や園児が触れる設備を除染することで、園内の感染拡大防止を図ります。

#### 【実 績】

	令和元年度	
助成額	1,220,000円	

#### 【予算額】 1,210千円

# (7) 心身障害児教育事業費補助金

#### 【目的】

心身障害児の就園する品川区内私立幼稚園に対して、その運営費の一部を補助し、心身障害児教育の振興・発展を図ります。

#### 【予算額】 9,000千円

# (8) 特別支援教育·巡回相談

学校心理士による私立幼稚園の巡回相談を実施します。配慮を必要とする5歳児を対象にスムーズな就学に向けた支援を行い、保護者理解と支援、地域の支援機関との連携等に役立てます。

#### 【実績】

	平成30年度	令和元年度
実施回数	33回	32回

#### 【予算額】 1,728千円

# (9) 入園料補助金

#### 【目的】

品川区在住の私立幼稚園等園児保護者に対し、負担した入園料について補助金を支給します。

#### 【内 容】

一人につき 100,000円

#### 【実 績】

	平成29年度 平成30年度		令和元年度	
対象者数	1,256人	1,160人	集計中	
支給額	124,745,000円	115,368,000円	集計中	

#### 【予算額】 130,000千円

#### (10) 園児保護者補助金

#### 【目的】

私立幼稚園、幼稚園類似施設等に通園させている園児保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るために、所得に応じて保育料の一部を補助します。

令和元年10月より実施された幼児教育無償化に伴い、園児保護者補助金の見直しを行いました。 引き続き、全世帯を対象として支給します。

#### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数	2,912人	3,239人	集計中
支給額	292,269,400円	312,939,750円	集計中

### 【予算額】 164,000千円

# 【令和元年度補助対象基準】

サ <b>名しか</b> て###	補助金額(月額)			
対象となる世帯	第1子	第2子	第3子以降	
生活保護受給世帯および下記所得割課税	10.000 Ш			
額の世帯のうち、ひとり親世帯等	13,200円			
特別区民税所得割非課税世帯および下記				
所得割課税額の世帯のうち、ひとり親世	10,200円	13,2	00円	
带等				
特別区民税所得割課税額	8,800円 13,2		12.200⊞	
77,100円以下の世帯			13,200円	
特別区民税所得割課税額			12 600⊞	
211,200円以下の世帯			12,600円	
特別区民税所得割課税額	3,600円	8,800円	12 000⊞	
256,300円以下の世帯			12,000円	
特別区民税所得割課税額			0 0001	
256,301円以上の世帯			8,800円	

<sup>\*</sup>同時在園の場合の就園児2人目以降および世帯に小学校1~3年生がいる場合等(ただし、所得割課税額77,100円以下の世帯については、多子軽減に係る子の年齢制限を撤廃。)

# (11) 幼児教育無償化に伴う利用料給付

新制度未移行の私立幼稚園等(区内の私立幼稚園は全て未移行)を利用する場合は、月額25,700円を上限として利用料を支給します。

また、幼稚園の預かり保育についても、保育の必要性が認められる世帯においては、利用実態に 応じて支給します。

【予算額】 幼稚園保育料無償化分 1,033,140千円 預かり保育料無償化分 108,480千円

### (12) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策物品購入経費助成(令和2年度補正)

# 【目的】

各園でマスクや消毒液購入等を行った場合、500,000円を上限として園に助成を行うこと

により、園内での新型コロナウイルス感染拡大防止を図ります。 【予算額】 9,000千円

# 5. 在宅子育て支援事業

### (1) 生活支援型一時保育(オアシスルーム)

在宅で子育てをしている保護者の方が、買い物、リフレッシュ、通院等の理由で一時的な保育を 希望される場合に時間単位の一時預かりを行い、在宅子育て家庭の保護者のリフレッシュを応援 します。

#### 【利用要件と実施園等】

利用できるのは、区内に居住する生後4か月から就学前の健康な児童です。

伊藤児童センター内、東五反田児童センター内、小関児童センター内、西中延児童センター内、 北品川児童センター内、北品川第二保育園内、荏原保健センター内、ものづくり創造センター内、 品川区役所第三庁舎内、ぷりすく一る西五反田内、平塚ゆうゆうプラザ、戸越オアシスルームで実 施しています。

北品川第二保育園内、荏原保健センター内、ぷりすくーる西五反田内は月~土曜日、品川区役所 第三庁舎内は土曜日以外の午前8時30分~午後5時30分まで、その他の児童センター内、ものづく り創造センター内、平塚ゆうゆうプラザ、戸越オアシスルームでは、月~土曜日の午前9時~午後 6時まで実施しています。利用は年度内60回以内です。

#### 【利用料】

1時間500円

#### 【実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	16,228人	20,182人	23,731人

#### 【予算額】325,110千円

### (2)地域交流事業(ポップンルーム)

在宅で子育て中の方を対象に、地域交流室(ポップンルーム)を開放して、小さなお子さんでも 安全に安心して遊べる場の提供を行い、子育て中の方々が互いに交流を深めていただける場を提供 しています。北品川第二保育園内、荏原保健センター内、平塚ゆうゆうプラザの3か所で実施して います。

### 【実 績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	9,274人	9,709人	14,294人

#### 【予算額】44,336千円

#### (3)子育て交流ルーム運営助成

区では、すべての子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう、地域で支えるネットワークの構築に向け、商店街の空き店舗を利用した保育ルームの運営を支援しています。

#### 【施設名称等】

① 子育て交流ルーム「品川宿おばちゃんち」

所在地:北品川2-19-6

実施主体:特定非営利活動法人 ふれあいの家-おばちゃんち

開設日:平成18年11月20日

② 子育て交流ルーム「昭和通りおばちゃんち」

所在地:西中延2-18-1

実施主体:特定非営利活動法人 ふれあいの家-おばちゃんち

開設日: 平成24年10月15日

#### 【事業概要】

空き店舗を利用した保育ルームで下記事業を実施

- ① 一時預かり事業
- ② 短時間契約保育
- ③「子育て相談」、「子育て講座」、「子育てサークルの育成事業」

#### 【根 拠】

品川区子育て交流ルーム事業助成要綱

### 【助成概要】

- ①基本運営費 416,500円/月
- ②店舗等賃借料 賃借料の2/3 (ただし、月額20万円まで)
- ③実績加算額 短時間契約の保育実績が、1人あたり月間60時間を超えた時間数
  - 1時間につき500円×月延べ利用時間
  - 一時保育事業実績1時間につき500円×月延べ利用時間

相談件数1件につき500円×実績件数

(区内在住者のみ対象)

#### 【利用実績】

①品川宿おばちゃんち

契約	り保育	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
実人数	平成29年度	20	3	1	0	0	0	24
美人数 (人)	平成30年度	11	3	0	0	0	0	14
	令和元年度	14	4	2	0	0	0	20
延べ日数	平成29年度	113	7	7	0	0	0	127
(日)	平成30年度	47	13	0	0	0	0	60
(µ)	令和元年度	47	16	9	0	0	0	72
一串	持保育	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
実人数	平成29年度	179(2)	237(1)	179(1)	81	61(1)	30(1)	767(6)
(人)	平成30年度	178(3)	237	213	44(1)	60	31	763(4)
	令和元年度	191	138	195	89	29	45	687
延べ時間数	平成29年度	1,549(10)	2,403(5)	1,649(2)	833	376(2)	211(5)	7,021(24)
(時間)	平成30年度	1,512(8)	2,252	2,022	329(4)	410	161	6,686(12)
(中立目1)	令和元年度	1,531	1,408	1,676	564	173	286	5,638

注() 内は区外利用者内数

# ②昭和通りおばちゃんち

契約	保育	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
実 人 数	平成29年度	25	6	0	0	0	0	31
人 (人)	平成30年度	24	0	0	4	0	0	28
	令和元年度	15	16	0	0	0	0	31
延べ日数	平成29年度	248	33	0	0	0	0	281
(日)	平成30年度	66	0	0	33	0	0	99
(1)	令和元年度	130	90	0	0	0	0	220
一時	存	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
実 人 数	平成29年度	241	232(2)	167	54	51(1)	30	775(3)
人 (人)	平成30年度	173(10)	181(3)	209(4)	60	46(1)	75	744(18)
	令和元年度	193(1)	183(12)	147	95	49	23(1)	690(14)
	平成29年度	2,919	2,481(5)	2,106	475	516(3)	187	8,684(8)
延べ時間数	平成30年度	1,903	2,320(26)	2,386(47)	468	485(4)	858	8,420
(時間)	十成30千及	(125)	2,320(20)	2,360(41)	400	400(4)	000	(202)
(中4][由])	令和元年度	1,979	2,439	1,953	699	378	263(3)	7,711
	74741八十/支	(14)	(271)	1,900	099	310	۷٥٥(۵)	(288)

注()内は区外利用者内数

【予算額】 19,992千円

# (参考資料)

# 施設一覧

# (1)区立保育園(43か所、分園2か所)

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
品川保育園	東大井 5-8-12	3471-0506	昭 36.4.1 (現在地移転 平 21.4.1)	145
大 井 保 育 園	東大井 6-14-16	3761-8798	昭 36.4.1	131
荏 原 保 育 園	荏原 2-16-18	3781-5331	昭 36.4.1	120
ゆ た か 保 育 園	豊町 1-18-15	3786-0738	昭 36.4.1	70
三ツ木保育園	西品川 1-9-18	3491-8593	昭 40.5.1	80
西大井保育園	西大井 1-1-1	3774-5315	昭 41.5.1	116
中延保育園	西中延 1-6-16	3784-3405	昭 41.7.1	100
	中延 1-11-15(分園)		平 22.4.1	126
北 品 川 保 育 園	北品川 2-7-21	3471-4907	昭 42.5.1	78
西中延保育園	西中延 3-8-5	3783-1856	昭 42.5.1	83
西品川保育園	西品川 3-16-35	3493-1333	昭 43.5.1	1 47
	西品川 3-16-28(分園)		平 22.4.1	147
東大井保育園	東大井 1-22-16(~令和 2.9)	9.471-1100	昭 43.6.1	100
東大井保育園	東大井 3-4-4(令和 2.10~)	3471-1190	Fi 45.0.1	100
一本橋保育園	大井 2-25-1	3775-4351	昭 44.4.1	80
西五反田保育園	西五反田 3-9-10	3493-0075	昭 44.4.1	79
清水台保育園	荏原 7-8-3	3784-0519	昭 44.7.1	100
東中延保育園	東中延 2-5-10	3785-0418	昭 45.6.1	96
滝 王 子 保 育 園	大井 5-18-1	3775-4861	昭 45.6.1	80
二 葉 保 育 園	二葉 1-4-25	3782-6786	昭 45.9.1	63
東五反田保育園	東五反田 5-24-1	3447-0663	昭 45.10.1	78
南ゆたか保育園	豊町 3-5-31(~令和 3.2)	3781-3601	昭 46.5.1	107
用"火"。从有图	豊町 4-17-21(令和 3.3~)	3781-3601	r <sub>□</sub> 40.3.1	107
南大井保育園	南大井 3-7-4	3761-6543	昭 46.7.1	100
八 ツ 山 保 育 園	東品川 1-2-15	3472-4661	昭 46.7.1	63
東品川保育園	東品川 1-34-9	3472-5805	昭 46.8.1	107
源氏前保育園	中延 4-14-19	3783-8744	昭 47.8.1	113
旗の台保育園	旗の台 5-19-5	3784-1903	昭 47.9.1	96
小 山 台 保 育 園	小山台 1-3-8	3710-4415	昭 48.6.1	93
中 原 保 育 園	小山 1-4-1	3492-5188	昭 48.7.1	96
大 崎 保 育 園	大崎 5-2-1	3492-6265	昭 49.7.1	125
富士見台保育園	西大井 6-1-15	3785-7833	昭 49.7.1	120

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
大井倉田保育園	大井 4-11-8	3776-8539	昭 50.10.1	110
荏 原 西 保 育 園	荏原 4-16-11	3783-6361	昭 50.10.1	100
五反田保育園	東五反田 2-15-6	3445-4534	昭 51.7.1	102
伊 藤 保 育 園	西大井 6-13-1	3771-2211	昭 51.8.1	100
水 神 保 育 園	南大井 6-2-15	3761-0321	昭 52.7.1	107
平 塚 保 育 園	平塚 2-2-3	3785-6770	昭 54.6.1	107
八潮北保育園	八潮 5-1-3	3799-0531	昭 58.4.1	102
八潮西保育園	八潮 5-4-16(~令和 2.4)	3799-0777	昭 58.8.1	100
	八潮 5-8-41(令和 2.5~)	3799 0777	<sup>□</sup> 10.0.1	100
八潮南保育園	八潮 5-6-32	3799-2424	昭 60.4.1 (現在地移転 平 31.4.1)	97
二葉つぼみ保育園	二葉 1-3-40	3785-3423	平 14.9.1	66
台 場 保 育 園	東品川 1-8-30	3472-8823	平 18.6.1	116
西五反田第二保育園	西五反田 6-5-6	3493-7288	平 22.6.1	130
北品川第二保育園	北品川 3-7-43	5781-3881	平 23.6.1	94
荏 原 西 第 二 保 育 園	荏原 4-5-22	3781-8917	平 25.4.1	88
五反田第二保育園	北品川 5-3-1	5795-1522	平 27.7.1	50

<sup>※</sup>五反田・一本橋・旗の台・北品川第二は、この他に認定こども園短時間枠4・5歳児各 10名 定員あり

# (2) 区立民営保育園 (4か所)

名 称	所 在 地	電 話	開設	定員
ぷりすく一る西五反田	西五反田 3-9-9	5759-8081	平 16.6.1	46
ひろまち保育園	広町 2-1-18	5709-7088	平 28.4.1	300
ひがしやつやま保育園	北品川 1-16-4	6712-9250	平 29.4.1	60
ほうさん保育園	豊町 3-5-31	6421-5617	平 31.4.1	105

# (3) 私立保育園(86か所(令和2年11月開設予定園を除く。))

名 称	所 在 地	電 話	開設	定員
緑の家保育園	大井 7-4-18	3776-4073	昭 25. 5. 1	70
東戸越保育園	戸越 4-1-10	3781-5363	昭 27. 3.31	70
宝 保 育 園	西五反田 4-11-18	3492-3872	昭 26. 3.15	84
石 井 こ ど も 園	小山 2-6-15	3781-3666	昭 31.12.26	99
どんぐり保育園	南品川 2-9-13	3471-1673	昭 48. 5. 1	140
しどんぐり保育園	南品川 2-9-25 (分園)	3472-0251	平 13. 4. 1	142
大崎ひまわり保育園	大崎 3-1-9	3495-7600	昭 58. 4. 1	70
八潮中央保育園	八潮 5-10-60-101	3799-1152	昭 59. 4. 1	90
日本音楽学校保育園	豊町 2-16-12	5702-0034	平 14. 4. 1	26
学研こども園	西五反田 2-11-8 学研ビル	6431-1300	平 20.12.1	60
キッズタウンにしおおい	西大井 2-5-21	5718-1332	平 21.3.1	100
グローバルキッズ 荏 原 町 保 育 園	中延 5-2-1	3788-0404	平 23. 4. 1	90
とうかいどう保育園	南品川 1-2-11	5479-2201	平 23.4.1	99

名称	所 在 地	電話	開設	定員
みずなら保育園	東品川 3-21-10	5781-3707	平 23. 4.1	82
大井町のぞみ保育園	二葉 1-12-18	5751-2031	平 24. 4. 1	60
アスク南大井保育園	南大井 6-22-7	5767-9700	平 24. 4. 1	90
にじいろ保育園大崎	大崎 5-4-3	6417-0486	平 24. 4. 1	60
まなびの森保育園大崎広小路	西五反田 1-21-8	5434-1044	平 24. 4. 1	60
グローバルキッズ戸越園	戸越 5-14-23	3786-0808	平 24. 4. 1	60
みどりの丘保育園	西大井 4-19-11	6303-7091	平 24. 4. 1	68
あいのもり保育園	大井 1-16-2	3772-7571	平 24. 12. 1	60
ベネッセ大崎広小路保育園	大崎 4-1-2	5719-3893	平 25. 4. 1	88
ココファン・ナーサリー大崎	大崎 3-6-32	5436-8231	平 25. 4. 1	90
グローバルキッズ大崎園	北品川 5-9-15	5423-5655	平 25. 4. 1	60
アンジェリカはまかわ保育園	東大井 3-18-2	6404-8447	平 25. 4. 1	90
グローバルキッズ中延園	中延 4-5-7	3788-1525	平 26. 4. 1	60
ポピンズナーサリースクール 西 五 反 田	西五反田 8-10-8	5436-2181	平 26.4.1	70
グローバルキッズ西大井園	西大井 6-6-2	5742-8525	平 26.4.1	86
アンジェリカ東品川保育園	東品川 4-8-8 新幹ビル 1 階	6433-3065	平 26.4.1	90
太陽の子南品川保育園	南品川 5-3-10 ミヤデラビル 2 階	5715-7707	平 27.4.1	80
TK チルドレンズファーム 上 大 崎 校	上大崎 3·14·35 山手ビル 1 階	5422-9798	平 27.4.1	60
キッズガーデン品川上大崎	上大崎 4·5·37 本多電機ビル 1・2 階	6431-9273	平 27.7.1	108
くりのき保育園	南品川 4-1-11	6433-1358	平 27.12.1	90
大空と大地のなーさりい 大 森 駅 前 園	南大井 6-16-16	6450-0121	平 28.4.1	80
さくらさくみらい 北品川	北品川 1-28-10	6433-3578	平 28.4.1	63
とごしの杜保育園	平塚 2-18-19	5788-5757	平 28.4.1	108
ほっぺるランド 東 五 反 田 ポピンズナーサリースクール	東五反田 1-2-25	6447-7545	平 28.4.1	60
ポピンズナーサリースクール 勝 島	勝島 1-6-5	5763-5748	平 28.4.1	60
ウィズブック保育園武蔵小山	小山 4-4-7 コスモ武蔵小山ビ ル 1・2 階	6426-8763	平 28.4.1	60
このえ中延保育園	中延 6-1-19	6451-3790	平 29.4.1	70
まなびの森保育園西大井	西大井 1-4-1 (西大井広場公園内)	3778-2223	平 29.4.1	100
キッズガーデン北品川	北品川 6-7-22	6721-6006	平 29.4.1	90
さくらさくみらい 東大井	東大井 2-11-4	6423-1900	平 29.4.1	64
えがおの森保育園・かつしま	勝島 1-6-32	5493-3100	平 29.4.1	73
大空と大地のなーさりい東 五 反 田 園	東五反田 4-7-20	6459-3802	平 29.4.1	108
青物横丁えほん保育園	東品川 4-8-8 2 階	6433-3012	平 29.4.1	80
西大井えほん保育園	西大井 6-7-1	6809-9421	平 29.4.1	80
キッズガーデン南大井	南大井 6-26-2 B館 1 階	6423-0641	平 29.4.1	90
モニカ荏原中延園	東中延 1-6-2	6421-6740	平 29.8.1	60
にじいろ保育園南大井	南大井 1-16-6	6404-8875	平 29.10.1	72
アイ保育園	東品川 1-36-11	6712-1418	平 30.4.1	60

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
みらいく旗の台園	旗の台 3-2-9	6451-3461	平 30.4.1	60
こころしながわむさしこやま保育園	小山 5-9-16	6426-2825	平 30.4.1	101
こ こ ろ し な が わ な か の ぶ 保 育 園	二葉 4-2-13	6421-5751	平 30.4.1	94
こころしながわ かままん 音園	西五反田 5-6-38	6421-7961	平 30.4.1	97
こころしながわおおいまち保育園	南品川 6-3-4	6712-0791	平 30.4.1	97
花房山目黒駅前保育園 333	上大崎 3-1-1 目黒セントラルスクエア 3階	6721-7331	平 30.4.1	120
さくらさくみらい 武蔵小山	荏原 3-1-18	6451-3917	平 30.4.1	70
キッズガーデン品川豊町	豊町 5-13-15	6426-6371	平 30.4.1	83
キッズガーデン品川西五反田	西五反田 8-10-21	6417-0327	平 30.4.1	83
キッズガーデン西品川	西品川 2-22-2	6417-3733	平 30.4.1	60
そらのいろ保育園	西品川 1-28-14	6431-8135	平 30.4.1	73
ウィズブック保育園武 蔵 小 山 パ ル ズ	小山 4-14-10	6451-3846	平 30.4.1	117
ウィズブック保育園荏原	荏原 6-12-15	6451-3480	平 30.4.1	89
にじいろ保育園勝島	勝島 3-2-2 (しながわ区民公園内)	6450-0447	平 30.4.1	92
キッズガーデン品川洗足	小山 7-11-6	6426-4084	平 30.4.1	73
チャイルドマインダー 平 塚 荏 原	平塚 2-14-1	6426-1185	平 30.9.1	80
はぐはぐキッズこども園中延	中延 3-13-16	3783-8989	平 31.4.1	80
みらいく東大井園	東大井 4-12-11	6810-3025	平 31.4.1	60
不動前えほん保育園	西五反田 3-12-12	6421-7621	平 31.4.1	73
大井町えほん保育園	東大井 5-21-9	6450-0363	平 31.4.1	73
チャイルドマインダー 小 山 台 東	小山台 1-25-10	6303-4671	平 31.4.1	73
太陽の子西五反田保育園	西五反田 7-19-1 2 階	5747-9447	平 31.4.1	60
こころしながわえばら保育園	中延 2-6-4	6421-6311	平 31.4.1	107
ウィズブック保育園西五反	西五反田 3-8-8	5747-9917	平 31.4.1	101
なぎさ通り保育園	南品川 2-15-6	3471-2317	平 31.4.1	67
空のはねこども園は た の だ い	旗の台 2-6-7	6426-2040	平 31.4.1	59
ま な び の 森 保 育 園品 川 シ ー サ イ ド	東品川 4-11-36	6451-4505	平 31.4.1	80
アソシエ旗の台保育園	旗の台 6-29-14	6421-5184	令 2.4.1	69
キッズガーデン五反田駅前	西五反田 1-29-2	6417-3691	令 2.4.1	73
ニ チ イ キ ッ ズ むさしこやま保育園	小山 3-15-1	6421-5602	令 2.4.1	30
しなおおコスモ保育園	大井 1-31-1	3777-2323	令 2.4.1	69
はぐはぐキッズニ葉	二葉 4-3-8	3782-8989	令 2.4.1	60
キッズラボ中延園	戸越 6-15-5	6426-1731	令 2.4.1	73
こころしながわ				
ひがしおおい保育園	東大井 1-3-6	6433-0777	令 2.4.1	90

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
さくらさくみらい御殿山	北品川 3-6-1	6433-9393	令 2.4.1	61
さんさん森の保育園	豊町 3-2-13	6433-1919	令 2.4.1	84
戸 越 公 園	豊町 4-2-5 (分園)	0455-1919	T 2.4.1	04
(仮称) クオリスキッズ 大 井 町 保 育 園	大井 3-17(以下未定)	未定	令 2.11.1 (予定)	60

※ポピンズナーサリースクール西五反田は、このほかに認定こども園枠4歳2名5歳3名定員あり。 石井こども園と学研こども園は、このほかに認定こども園枠3歳2名4歳2名5歳2名定員あり。 空のはねこども園はたのだいは、このほかに認定こども園枠3歳1名4歳1名5歳1名定員あり。 はぐはぐキッズこども園中延は、このほかに認定こども園枠3歳3名4歳3名5歳3名定員あり。

# (4) 地域型保育事業 (23 か所) ※平成 26 年度までの開設日は、品川区家庭的保育事業(保育ママ)としての開設日を参考掲載

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
内 山 盛 予	西品川2丁目	_	平 22.10.1	5
林とし子	南品川2丁目	_	平 23.6.1	3
うみのくに保育園ふどうまえ	西五反田 5-6-30	6313-5104	平 23.4.1	12
おうち保育園おおいまち	東大井 6-11-9	3764-9223	平 23.9.1	12
五反田せせらぎ保育園	西五反田 2-18-3-206	6420-0251	平 23.9.1	9
はぐはぐキッズ荏原町	中延 5-6-9	6314-6560	平 24.9.1	12
チャイルドマインダー荏原中延	中延 2-5-10	6426-6510	平 25.4.1	9
はぐはぐキッズ西大井	西大井 2-4-6	6417-1748	平 25.7.1	12
おうち保育園ごたんだ	東五反田 2-16-2	6277-1563	平 25.7.1	12
サニーチャイルドとごし	平塚 1-13-9-101	6426-1222	平 25.11.1	11
	豊町 1-4-9	6426-7013	平 25.11.1	12
	旗の台 5-14-4	6421-5978	平 26.4.1	12
チャイルドマインダー武蔵小山	小山 2-16-10-101	6451-3893	平 26.6.1	9
うみのくに保育園なかのぶ	戸越 6-14-4	6426-6516	平 26.6.1	19
サニーチャイルドにしおおい	二葉 2-21-6	6327-0584	平 26.6.1	11
こ ど も ヶ 丘 保 育 園 大 井 町 園	大井 1-48-9	6809-9951	平 26.9.1	12
星のおうち戸越銀座	平塚 2-5-12	6451-3520	平 26.9.1	12
ウィズブック保育園大森 海 岸	南大井 2-4-12	6759-2740	平 27.4.1	15
しいのみ保育園	南品川 2-15-14	6433-1604	平 27.4.1	19
まちの保育園えばら	荏原 4-8-11 1階	6426-4192	平 27.6.1	12
チャイルドマインダー西五反田	西五反田 3-13-14-101	6417-9677	平 27.11.1	9
保育ルーム Clover 西 小 山 園 I	小山 6-8-13 1階	6426-7890	平 28.4.1	12
保育ルーム Clover 西 小 山 園 II	小山 6-8-13 1階	6426-7890	平 28.4.1	19

# (5) 認証保育所 (25 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開設	定員
しながわがくどうえん	戸越 1-21-14	3781-4871	平 14. 6. 1	25
め だ か 保 育 園	東大井 3-22-2	3761-3477	平 15. 3. 1	36
パレット保育園・不動前	西五反田 5-12-1 不動前駅 2 階	5719-1149	平 15. 3. 1	36
ポピンズナーサリースクール 東 品 川	東品川 4-12-12	5796-2103	平 16. 1. 1	60
ひよこの家保育園	大崎 4·6·3 ファミネス・ハイツ第 2	5437-5536	平 16. 4. 1	20
こぐま保育園	旗の台 2-7-17	3783-0880	平 16. 4. 1	15
こ っ こ る	西五反田 2-10-8 ドルミ五反田ドゥメゾン 211	5740-6971	平 17. 9. 1	50
小 学 館 ア カ デ ミ ー       お お さ き 駅 前 保 育 園	大崎 1-2-3 アートヴィレッジ 大崎ビュータワー1 階	5719-5595	平 19. 2. 1	33
T K チルドレンズファーム 東 大 井 校	東大井 3-18-13 PRIME NEXUS 立会川 3 階	5969-8992	平 20. 3. 1	40
アスク不動前保育園	西五反田 4-1-10 アーバンハイム不動前 1 階	5759-8015	平 21. 6. 1	29
さくら大崎保育園	大崎 2-9-4 大崎ウエストシティタワーズ	5745-5500	平 21. 10. 1	37
小学館アカデミーむさしこやま保育園	小山 3-27-5 武蔵小山創業支援センター 2・3 階	5749-3755	平 22. 8. 1	35
ポピンズナーサリースクール 東 五 反 田	東五反田 2-10-1 パークタワーグランスカイ2階	5475-2110	平 22. 8. 1	32
小 学 館 ア カ デ ミ ー ア ト レ 大 井 町 保 育 園	大井 1-1-1 アトレ大井町 2 3階	5718-3301	平 23. 4. 1	40
ルーチェ保育園南品川	南品川 2-4-7 アサミビル1階	5460-5420	平 23. 10. 1	39
ゆらりん東品川保育園	東品川 3-7-10 ATG Park 東品川 1 階	6433-2822	平 24. 1. 1	39
たんぽぽ保育所東大井園	東大井 2-12-19 MK ビル 2 階	3765-2511	平 24. 4. 1	24
うみのくに保育園とごし	戸越 1-19-18 エスト戸越 1~3 階	6426-2692	平 24.12. 1	40
BunBu学院Jr戸越園	戸越 5-4-3 アズ品川 202	6451-3655	平 26. 4. 1	40
ココファン・ナーサリー旗の台	旗の台 3-7-2	5749-5101	平 27. 4. 1	21
ウィズブック保育園天王洲	東品川 2-5-5 ハーハ゛ーワンビル 1 階	6671-9396	平 27. 4. 1	40
太陽の子東五反田保育園	東五反田 1-6-3 いちご東五反田ビル	6721-9863	平 28. 4. 1	40
東大井かがやき保育園	東大井 2-13-13 季美東大井 2 階	3298-0303	平 28. 4. 1	27

名 称	所 在 地	電 話	開設	定員
ユニバース・ナーサリー大森	南大井6-28-10 新木ビル2階	6423-0756	平 29. 4. 1	31
鮫洲かがやき保育園	東大井 1-9-27 ミサワホームズ東大井 1 階	3450-8400	平 29. 4. 1	40

# (6) 就学前乳幼児教育施設(1か所)

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
ぷりすく一る西五反田	西五反田 3-9-9	5759-8081	平 16. 6. 1	100
		保育園(荘	再掲)	46
		幼児教育		54

# (7) 在宅子育て支援施設(2か所)

名 称	所 在 地	電話	開設
子育て交流ルーム (品川宿おばちゃんち)	北品川 2-19-6	5463-6458	平 18.11.20
子育て交流ルーム (昭和通りおばちゃんち)	西中延 2-18-1	5749-3212	平 24.10.15

# (8)区立幼稚園(9か所)

名 称	所 在 地	電話
城 南 幼 稚 園	南品川 2-8-21	3471-7584
平 塚 幼 稚 園	荏原 4-5-22	3781-8913
浜 川 幼 稚 園	南大井 4-3-14	3761-6395
御殿山幼稚園	北品川 5-3-1	5795-1523
伊 藤 幼 稚 園	西大井 5-22-8	3775-8028
第一日野幼稚園	西五反田 6-5-6	3493-7264
台 場 幼 稚 園	東品川 1-8-30	3472-8378
二葉幼稚園	二葉 1-3-40	3785-9560
八潮わかば幼稚園	八潮 5-6-32	3799-1542

# (9) 私立幼稚園(18か所)

名 称	所 在 地	電 話
あけぼの幼稚園	大井 5-10-12	3776-5093
アライアンス幼稚園	小山 4-4-13	3786-0379
エトワール幼稚園	南品川 5-12-4	3474-7321
荏原学園旭幼稚園	中延 5-6-18	3781-4915
大井うさぎ幼稚園	大井 7-1-5	3776-6549
大 崎 幼 稚 園	大崎 3-11-1	3491-5731
品川翔英幼稚園	西大井 1-6-13	3774-1151
亀 田 幼 稚 園	中延 6-1-3	3783-7211
品川教会附属幼稚園	北品川 4-7-40	3443-1725
鈴ヶ森めばえ幼稚園	南大井 2-4-1	3761-8086
専 修 幼 稚 園	西五反田 6-11-5	3492-2300
洗足うさぎ幼稚園	<b> </b> 荏原 7-18-15	3781-6215
帝京にしき幼稚園	旗の台 6-5-30	3781-8522

名 称	所 在 地	電 話
戸 越 幼 稚 園	戸越 1-21-15	3785-4968
日本音楽学校幼稚園	豊町 2-16-12	3786-1711
ひまわり幼稚園	小山 6-10-11	3781-4227
文教大学付属幼稚園	旗の台 3-2-17	3781-2798
八 潮 幼 稚 園	東品川 3-24-8	3471-2450

# (10) 児童センター(25 か所)

名称	所 在 地	電話	開設
東品川児童センター	東品川 1-34-9	3472-5806	昭 46. 8. 1
北品川児童センター	北品川 2-7-21	3471-2360	昭 42. 5. 1
東大井児童センター	東大井 1-22-16 (~令和 2.9) 東大井 3-4-4 (令和 2.10~)	3471-1070	昭 43. 6. 1
南品川児童センター	南品川 4-5-28	3450-5043	昭 55. 4. 1
中原児童センター	小山 1-4-1	3492-6119	昭 48. 7. 1
東五反田児童センター	東五反田 5-24-1	3443-1629	昭 45. 10. 1
三ツ木児童センター	西品川 2-6-13	3491-1005	昭 49. 7. 20
小関児童センター	北品川 5-8-15	3449-1676	昭 56. 5. 1
水神児童センター	南大井 5-13-19	3768-2027	昭 56. 4. 1
南大井児童センター	南大井 3-7-13	3761-4148	昭 46. 7. 1
大井倉田児童センター	大井 4-11-34	3776-4881	昭 50. 10. 1
一本橋児童センター	大井 2-25-1	3775-4352	昭 44. 4. 1
滝王子児童センター	大井 5-19-14	3771-3885	昭 53. 5. 1
伊藤児童センター	西大井 6-13-1	3771-1311	昭 51. 8. 1
平塚児童センター	平塚 2-2-3	3786-2228	昭 54. 5. 1
後地児童センター	小山 2-9-19	3785-5033	昭 54. 7. 1
旗の台児童センター	旗の台 5-19-5	3785-1280	昭 47. 9. 1
西中延児童センター	西中延 3-8-5	3783-1875	昭 42. 5. 1
東中延児童センター	東中延 2-5-10	3785-0419	昭 45. 6. 1
中延児童センター	西中延 1-6-16	3781-9300	昭 41. 7. 1
富士見台児童センター	西大井 6-1-8	3785-7834	昭 49. 7. 1
大原児童センター	戸越 6-16-1	3785-5128	昭 58. 4. 1
ゆたか児童センター	豊町 1-18-15	3786-0633	昭 43. 6. 1
南ゆたか児童センター	豊町 4-17-21	3781-3577	昭 46. 5. 1
八潮児童センター	八潮 5-10-27	3799-3000	昭 58. 4. 1

※南ゆたか児童センターは令和元年度・2年度、改築のため休館

# (11) すまいるスクール (37 か所)

(11)	• *	
名 称	所 在 地	電話
すまいるスクール城南	南品川 2-8-21	3471-8116
すまいるスクール浅間台	南品川 6-8-8	3474-6044
すまいるスクール三木	西品川 3-16-28	3491-2328
すまいるスクール御殿山	北品川 5-2-6	3441-3872
すまいるスクール城南第二	東品川 3-4-5	3471-9301
すまいるスクール第一日野	西五反田 6-5-32	3492-5003
すまいるスクール芳水	大崎 3-12-22	3491-5780
すまいるスクール第三日野	上大崎 1-19-19	3441-6467
すまいるスクール第四日野	西五反田 4-29-9	3491-5953

名 称	所 在 地	電話
すまいるスクール大井第一	大井 6-1-32	3771-5100
すまいるスクール鮫浜	東大井 2-10-14	3765-7759
すまいるスクール山中	大井 3-7-19	3772-4152
すまいるスクール立会	東大井 4-15-9	3474-3512
すまいるスクール浜川	南大井 4-3-27	3761-6664
すまいるスクール伊藤	西大井 5-6-8	3771-5025
すまいるスクール鈴ヶ森	南大井 4-16-2	3763-0144
すまいるスクール台場	東品川 1-8-30	3471-7726
すまいるスクール京陽	平塚 2-19-20	3781-6102
すまいるスクール延山	西中延 2-17-5	3781-6065
すまいるスクール中延	中延 1-11-15	3781-4027
すまいるスクール小山	小山 5-10-6	3781-0023
すまいるスクール大原	戸越 6-17-3	3781-3929
すまいるスクール宮前	戸越 4-5-10	3781-0781
すまいるスクール源氏前	中延 6-2-18	3781-7757
すまいるスクール第二延山	旗の台 1-6-1	3781-1992
すまいるスクール後地	小山 2-4-6	3781-0866
すまいるスクール戸越	豊町 2-1-20	3781-5758
すまいるスクール旗台	旗の台 4-7-11	3785-3820
すまいるスクール上神明	二葉 4-4-10	3781-2019
すまいるスクール清水台	旗の台 1-11-17	3781-1775
すまいるスクール小山台	小山台 1-18-24	3712-5988
すまいるスクール日野学園	東五反田 2-11-1	3441-0471
すまいるスクール伊藤学園	大井 5-1-37	3771-0541
すまいるスクール八潮学園	八潮 5-11-2	3799-7006
すまいるスクール荏原平塚学園	平塚 3-16-26	3781-1880
すまいるスクール品川学園	北品川 3-9-30	3474-4126
すまいるスクール豊葉の杜学園	二葉 1-3-40	3781-6010

# (12) 母子生活支援施設(1か所)

名 称	開設	定員
ひまわり荘	昭 25. 8. 11	20 世帯

# (13) 子育て支援施設(3か所)

名 称	所 在 地	電 話	開設	定員
子育て支援センター	平塚 2-12-2 (家庭あんしんセンター内)	5749-1032	平 14. 9. 1	
地域子育て支援センター	西五反田 3-9-9 2 階 (ぷりすくーる西五反田内)	5759-8061	平 16. 6. 1	
ファミリー・サポートセンター	平塚 2-12-2 (家庭あんしんセンター内)	5749-1033	平 14. 9. 1	_
- 7729 - 9 W - FE29 -	大井 1-14-1 (社会福祉協議会内)	5718-7185	平 19. 10. 1	

# \_(14) オアシスルーム(12 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開設	定員
荏原保健センター内	荏原 2-9-6	3783-2101	平 19. 6. 1	12
北品川第二保育園内	北品川 3-7-43	5460-6065	平 28. 7. 1	12
ものづくり創造センター内	大井 4-29-22	3776-7111	平 29. 4. 1	12
品川区役所第三庁舎内	広町 2-1-36	5742-3086	平 30. 4. 1	15
伊藤児童センター内	西大井 6-13-1	3771-7225	平 22. 4. 1	6
西中延児童センター内	西中延 3-8-5	3783-2891	平 22. 6. 1	6
小関児童センター内	北品川 5-8-15	3449-8227	平 22. 4. 1	6
北品川児童センター内	北品川 2-7-21	3471-2363	平 22. 10. 1	6
東五反田児童センター内	東五反田 5-24-1	3443-6101	平 19. 6. 1	6
ぷりすく一る西五反田内	西五反田 3-9-9	5759-8061	平 20. 4. 1	6
平塚ゆうゆうプラザ	平塚 2-10-20	5751-7147	平 31. 4. 1	12
戸越	戸越 6-8-4	3787-7701	平 31. 4. 1	12

# (15) その他の施設

名 称	所 在 地	電 話
男女共同参画センター	東大井 5-18-1	5479-4104
母子・父子福祉室	泉八升 0°18°1 	
品 川 景 徳 学 園	旗の台 5-25-19	3783-3781

令和2年度(2020年度)子ども未来部事務事業概要

発 行 品川区子ども未来部子ども育成課 品川区子ども未来部子ども家庭支援センター 品川区子ども未来部子育て応援課 品川区子ども未来部保育課 品川区子ども未来部保育支援課

問い合わせ 子ども育成課庶務係

品川区広町2-1-36

電話番号 5742-6720